は　じ　め　に

この冊子は、名古屋市内にお住まいの障害のある方やその家族の方々が利用できる福祉サービスの概要と問い合わせ先を紹介したものです。お手元に備えていただき、各種のサービスの手引きとして活用していただければ幸いです。

各項目の対象者や申し込み方法などについては、障害の程度、所得、年齢、申請時期により制限がある場合があります。詳しくは事前にそれぞれの窓口へ問い合わせてください。

なお、この冊子は令和７年５月現在の情報をもとにまとめています。

その後内容が変わることがありますのでご了承下さい。

目　　次

指文字一覧表 …… 1
障害程度別対象事業一覧 …… 2
障害者総合支援法による障害福祉サービス …… 6

1 手帳制度

1．身体障害者手帳 …… 10
2．愛護手帳 …… 10
3．精神障害者保健福祉手帳 …… 10

2 相談の窓口

1．区役所福祉課障害福祉担当（社会福祉事務所）、支所区民福祉課障害福祉担当 …… 11
2．保健センター …… 11
3．障害者基幹相談支援センター …… 11
4．児童相談所 …… 13
5．身体障害者更生相談所 …… 13
6．知的障害者更生相談所（サンハート） …… 13
7．精神保健福祉センター（ここらぼ） …… 14
8．ひきこもり地域支援センター …… 14
9．子ども教育相談　ハートフレンドなごや（名古屋市教育センター内） …… 14
10．療育センター …… 15
11．総合社会福祉会館 …… 15
12．社会福祉協議会 …… 16
13．身体障害者相談員名簿 …… 17
14．知的障害者相談員名簿 …… 19
15．障害者・高齢者権利擁護センター …… 20
16．発達障害者支援センター（りんくす名古屋） …… 20
17．成年後見あんしんセンター …… 20
18．障害者虐待相談センター …… 21
19．障害者差別相談センター …… 21
20．名古屋市総合リハビリテーションセンター …… 21
21．だいどう医療的ケア児支援センター …… 22
22．なごや福祉用具プラザ …… 22
23．相談支援事業所 …… 22
24．その他 …… 29

3 医療

1．自立支援医療の給付 …… 30
2．小児慢性特定疾病医療費の支給 …… 30
3．特定医療費の助成 …… 31
4．障害者医療費の助成 …… 31
5．後期高齢者医療制度 …… 31
6．歯科保健医療センター …… 32
7．脳性まひ者等医療相談事業 …… 32
8．受診サポート手帳 …… 32

4 在宅サービス

1．日常生活用具の給付 …… 33
2．福祉電話・福祉ファックスの貸与 …… 37
3．119 番通報（音声による 119 番通報が困難な方） …… 37
4．110 番通報（音声による 110 番通報が困難な方） …… 37
5．あんしん電話機の貸与 …… 37
6．重度障害者移動入浴サービスの給付 …… 37
7．補装具費の支給 …… 38
8．軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成 …… 39
9．寝具・特殊寝台の貸与 …… 39
10．点字図書の給付 …… 39
11．視覚障害者ワードプロセッサの共同利用 …… 39
12．居宅介護等（ホームヘルプサービス） …… 40
13．訪問指導（地域リハビリテーション事業） …… 41
14．短期入所（ショートステイ） …… 41
15．障害児（者）日中一時受入事業 …… 41
16．障害者自立支援配食サービス …… 41
17．地域生活支援拠点事業（愛称:お泊まりなごや） …… 42

5 社会参加の促進

1．移動支援 …… 43
2．公営交通料金の減免 …… 43
3．タクシー料金の助成 …… 44
4．タクシー料金の割引 …… 44
5．重度身体障害者リフトカー運行事業 …… 45
6．自動車運転免許取得補助金の支給 …… 45
7．身体障害者自動車改造補助金の支給 …… 45
8．駐車禁止等除外指定車の標章の交付 …… 45
9．肢体障害者自立促進事業 …… 46
10．デイサービス型地域活動支援事業 …… 46
11．作業所型地域活動支援事業 …… 46
12．精神障害者地域活動支援事業 …… 46
13．障害児通所支援事業 …… 47
14．障害者に対する意思疎通支援事業 …… 47
15．ＩＣＴサポート事業 …… 49
16．身体障害者補助犬の貸与 …… 50
17．身体障害者補助犬の飼育費の助成 …… 50
18．介助犬・聴導犬の相談・認定 …… 50
19．名古屋市障害者スポーツセンターホームページ 51
20．スポーツセンター障害者向け教室 …… 51
21．障害者スポーツ競技用補装具の購入費の助成 …… 51
22．社会参加促進事業 …… 52
23．福祉バスの運行 …… 53
24．ふれあい教室 …… 53
25．地域生活体験事業 …… 54
26．重度障害者等就労支援事業 …… 54

６ 住宅

１．障害者世帯向公営住宅入居者募集（抽せん） ・・・・ 55
２．市営住宅家賃・敷金の減額 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
３．市営住宅駐車場使用料の減額 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
４．障害者住宅改造補助金の支給 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
５．補助付き住宅確保要配慮者専用賃貸住宅 ・・・・・・・・・ 56
６．住まいの窓口 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
７．障害者賃貸住宅入居等サポート事業 ・・・・・・・・・・・・・ 56
８．住宅確保要配慮者居住支援法人 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
９．民間賃貸住宅入居相談 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
10．グループホーム ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57

７ 税金・公共料金等の減免等

１．各税法上の減免 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
２．自動車等にかかる税金の減免等 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
３．障害者等の少額貯蓄非課税制度 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
４．水道料金及び下水道使用料の減免 ・・・・・・・・・・・・・・ 60
５．国民健康保険料の減免 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
６．ＮＨＫ放送受信料の減免 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
７．がん検診等の自己負担金の免除 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
８．盲導犬等の登録申請手数料・
狂犬病予防注射済票交付手数料の免除 ・・・・・・・・・・ 61
９．各種運賃の割引 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
10．有料道路通行料金の割引 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
11．市営駐車場使用料等の減額 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
12．有料自転車駐車場の利用に関する費用の減額 ・・・・ 64
13．公共施設の無料入場 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
14．公園駐車場（有料公園施設）使用料の減額 ・・・・・・ 65
15．市立文化施設の駐車場の利用料金の減額 ・・・・・・・・ 66
16．市民御岳休暇村利用料金の減額 ・・・・・・・・・・・・・・・ 66
17．電話番号無料案内 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66

８ 雇用の相談

１．相談の窓口 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
２．就労等の相談支援機関 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
３．職業能力開発施設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
４．名古屋市総合リハビリテーションセンター ・・・・・・ 68
５．知的障害者の職親 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
６．独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
愛知支部愛知障害者職業センター ・・・・・・・・・・・・・・ 68
７．障害者委託訓練 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68

９ 手当・年金等

１．各種手当・年金の支給 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
２．心身障害者扶養共済事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77

10 福祉施設

１．障害者関係施設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
２．障害児関係施設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
３．障害福祉サービス事業所（障害者総合支援法） 79
４．名古屋市総合リハビリテーションセンター ・・・・ 80
５．なごや福祉用具プラザ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81
６．名古屋市障害者スポーツセンター ・・・・・・・・・・・・ 81
７．名古屋市重症心身障害児者施設ティンクルなごや・・・ 82

11 療育・保育・教育

１．療育 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83
２．保育 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85
３．教育 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85

12 精神保健

１．こころの健康に関するご相談 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 87
２．精神科の医療 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88
３．精神科救急情報センター ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88

13 その他

１．生活福祉資金の貸付 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 89
２．点字版・音声版「障害者福祉のしおり」 ・・・・・・ 89
３．図書雑誌・視聴覚資料（CD・DVD・
カセットテープ）の郵送貸出 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 90
４．郵便等による不在者投票等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 90
５．障害者情報支援サイト「ウェルネットなごや」・・・ 90
６．バリアフリー情報発信サイト
「なごやバリアフリーお出かけナビ」 ・・・・・・・・・ 90
７．名古屋市子ども発達支援サイト
「すてっぷサポート」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 91
８．名古屋市医療的ケア児支援サイト
「e・ga・o(えがお)」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 91
９．視覚障害・聴覚言語障害の方の利用施設 ・・・・・・ 91
10．タブレット端末を活用した遠隔手話通訳及び
音声認識機能を有するアプリ ・・・・・・・・・・・・・・・・ 93
11．愛知県セルプセンター ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 93
12．障害者就労支援窓口「ウェルジョブなごや」 ・・ 93
13．自動車事故による重度後遺障害者に対する
介護料の支給等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 94
14．広報なごや点字版、声の広報なごや ・・・・・・・・・・ 94
15．「水道ご使用量のお知らせ」の音声コード案内 ・94
16．津波フラッグ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 94
17．ヘルプカード・ヘルプマーク ・・・・・・・・・・・・・・・・ 95
18．シンボルマーク ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 95
19．避難行動支援の主な取り組み ・・・・・・・・・・・・・・・・ 98
20．主な関係団体 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 99
21．その他の患者（家族）団体 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 100
22．身体障害者障害程度等級表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 102
23．名古屋市障害者（児）行政のあゆみ ・・・・・・・・・ 106

指文字一覧表

あ	い	う	え	お
か	き	く	け	こ
さ	し	す	せ	そ
た	ち	つ	て	と
な	に	ぬ	ね	の
は	ひ	ふ	へ	ほ
ま	み	む	め	も
や	ゆ	よ		
ら	り	る	れ	ろ
わ	を	ん		上に移動させる 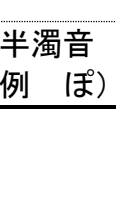
右に移動させる 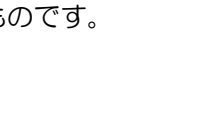		後ろへ引く		
濁音 （例　ぎ）		促音 （例　○っ○）		半濁音 （例　ぽ）

※相手側から見たものです。

障害程度別対象事業一覧

障害区分 ＼ 事業			医療					在宅サービス											社会参加の促進						
			自立支援医療		特定医療費の助成	障害者医療費の助成	後期高齢者医療制度（65歳～74歳）	日常生活用具の給付	福祉電話の貸与	福祉ファックスの貸与	あんしん電話機の貸与	重度障害者移動入浴サービスの給付	補装具費の支給	寝具・特殊寝台の貸与	点字図書の給付	居宅介護等（ホームヘルプサービス）	短期入所（ショートステイ）	障害者自立支援配食サービス	移動支援	福祉特別乗車券の交付	タクシー料金の助成	公営交通料金の減免	重度身体障害者リフトカー運行事業	自動車運転免許取得補助金の支給	身体障害者自動車改造補助金の支給
			更生・育成医療の給付	精神通院医療の給付																					
身体障害者手帳	視覚障害	1	○			○	○	○	△		△		△		○	障	障	△		○	○	○	△	○	
		2	○			○	○	○	△		△		△		○	害	害	△		○	○	○	△	○	
		3	○			○	○	○					△		○	支	支	△		○		○	△	○	
		4	○					○					△		○	援	援	△		○		○	△	○	
		5	○					○					△		○	区	区	△				○	△	○	
		6	○					○					△		○	分	分	△				○	△	○	
	聴覚障害	2	○			○	○	○		△	△		△			認	認	△		○	○	○	△	○	
		3	○			○	○	○		△			△			定	定	△		○		○	△	○	
		4	○					○					△			等	等	△		○		○	△	○	
		6	○					○					△			の	の	△				○	△	○	
	平衡機能障害	3	○			○	○	○					△			利	利	△		○		○	△	○	
		5	○					○					△			用	用	△				○	△	○	
	音声言語そしゃく機能障害	3	○			○	○	○		△			△			手	手	△		○		○	△	○	
		4	○				△	○					△			続	続	△		○		○	△	○	
	肢体不自由	1	○			○	○	○	△		△	△	△	△		き	き	△	△	○	○	○	△	○	○
		2	○			○	○	○	△		△	△	△	△		が	が	△	△	○	○	○	△	○	○
		3	○			○	○	○					△			別	別	△		○		○	△	○	○
		4	○			△	△	○					△			途	途	△		○		○	△	○	○
		5	○			△		○					△			必	必	△				○	△	○	○
		6	○			△		○					△			要	要	△				○	△	○	○
	内部障害	1	△			○	○	○	△		△		△			で	で	△		○	○	○	△	○	
		2	△			○	○	○	△		△		△			す	す	△		○	○	○	△	○	
		3	△			○	○	△					△			。	。	△		○		○	△	○	
		4	△			△		△					△			（	（	△		○		○	△	○	
愛護手帳	A判定	1				○	○	○				△		△		7	7	△	△	○	○	○			
		2				○	○	○				△		△		ペ	ペ	△	△	○	○	○			
	B判定	3				○										ー	ー	△	△	○		○			
		4														ジ	ジ	△	△	○		○			
精神障害者保健福祉手帳		1		△		○	○	△								参	参	△	△	○	○	○			
		2		△		○	○									照	照	△	△	○		○			
		3		△														△	△	○		○			
指定難病(※)					○	△		△					△			⌣	⌣	△		△						
本文ページ			30	30	31	31	31	33	37	37	37	37	38	39	39	40	41	41	43	43	44	44	45	45	45
所得制限			有	有		有		有	有	有			有	有											有
自己負担			有	有	有		有	有			有	有	有		有	有	有	有	有				有		
備考																				選択					

※難病患者のうち、難病法に基づく特定医療費助成制度の受給者証等をお持ちの方となります。（31 ページ参照）

（注）この一覧表は、一応の目安として作成しており、事業によって年齢・所得・等級・世帯状況により制限がある場合や、○・△印がなくても対象となる場合がありますので、詳細は各窓口にお問い合わせ下さい。

（○印はおおむね全部が対象、△印は一部が対象となります。）

障害区分＼事業			社会参加の促進																			住宅	
			デイサービス型地域活動支援事業	作業所型地域活動支援事業	精神障害者地域活動支援事業	手話通訳者の派遣	要約筆記者の派遣	盲ろう者向け通訳・介助員の派遣	失語症者向け意思疎通支援者の派遣	代筆・代読支援員の派遣	重度障害者入院時・障害者通院時コミュニケーション事業	ICTサポート事業	身体障害者補助犬の貸与	身体障害者補助犬の飼育費の助成	スポーツ大会の開催	中途視覚障害者社会講座	歩行訓練事業	視覚障害青年等社会講座	視覚障害女性社会講座	音声機能障害者発声訓練事業	福祉バスの運行	ふれあい教室	障害者世帯向公営住宅入居者募集（抽せん）	障害者住宅改造補助金の支給
身体障害者手帳	視覚障害	1	△	△				△		△	障	○	○	△	○	○	○	○	○		○		○	○
		2	△	△				△		△	害	○	○	△	○	○	○	○	○		○		○	○
		3	△	△				△		△	支	○	○	△	○	○	○	○	○		○		○	○
		4	△	△				△		△	援	○	○	△	○	○	○	○	○		○		○	
		5	△	△				△		△	区	○	○	△	○	○	○	○	○		○			
		6	△	△				△		△	分	○	○	△	○	○	○	○	○		○			
	聴覚障害	2	△	△		○	○	△			認	○		△	○						○		○	
		3	△	△		○	○	△			定	○		△	○						○		○	
		4	△	△		○	○	△			等	○		△	○						○		○	
		6	△	△		○	○	△			の	○		△	○						○			
	平衡機能障害	3	△	△							利	△			○						○		○	
		5	△	△							用	△			○						○			
	音声言語そしゃく機能障害	3	△	△		△	△		△		手	△			○					○	○		○	
		4	△	△		△	△		△		続	△			○					○	○		○	
	肢体不自由	1	△	△							き	○	△	△	○						○		○	○
		2	△	△							が	○	△	△	○						○		○	○
		3	△	△							別	○	△	△	○						○		○	○
		4	△	△							途	○	△	△	○						○		○	
		5	△	△							必	○	△	△	○						○			
		6	△	△							要	○	△	△	○						○			
	内部障害	1	△	△							で	△			△						○		○	○
		2	△	△							す	△			△						○		○	○
		3	△	△							。	△			△						○		○	
		4	△	△							（	△			△						○		○	
愛護手帳	A判定	1	△	△							7				○						○	○	○	○
		2	△	△							ペ				○						○	○	○	○
	B判定	3	△	△							ー				○						○	○	○	○
		4	△	△							ジ				○						○	○	○	
精神障害者保健福祉手帳		1	△	△	△						参				○						○		○	○
		2	△	△	△						照				○						○		○	○
		3	△	△	△						）				△						○		○	
指定難病(※)			△	△						△					△								○	
本文ページ			46	46	46	47	47	48	48	48	49	49	50	50	51	52	52	52	52	53	53	53	55	55
所得制限														有									有	有
自己負担			有	一部有	一部有						一部有	一部有									有			
備考													18歳以上									15歳以上		

障害程度別対象事業一覧

障害区分＼事業			税金・公共料金等の減免																			
			所得税の所得控除	市県民税の所得控除	事業税の非課税	自動車等にかかる税金の減免等		障害者等の少額貯蓄非課税制度	水道料金・下水道使用料の減免	国民健康保険料の減免	NHK放送受信料の減免	がん検診等の自己負担金の免除	盲導犬等の登録申請手数料・狂犬病予防注射済票交付手数料の免除	JR旅客運賃割引	航空運賃割引	有料道路通行料金の割引	市営駐車場使用料等の減額	有料自転車駐車場の利用に関する費用の減額	公共施設の無料入場	公園駐車場（有料公園施設）使用料の減額	市立文化施設の駐車場の利用料金の減額	市民御岳昇仙峡利用料の減額	電話番号無料案内
						自動車税種別割・軽自動車税環境性能割の減免	軽自動車税(種別割)の課税免除																
身体障害者手帳	視覚障害	1	○	○	○	○	○	○	△	△	△	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		2	○	○	△	○	○	○	△	△	△	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		3	○	○	△	○	○	○	△	△	△	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		4	○	○		○	○	○		△	△			△	○	△	○	○	○	○	○	○	○
		5	○	○			△	○		△	△			△	○	△	○	○	○	○	○	○	○
		6	○	○			△	○		△	△			△	○	△	○	○	○	○	○	○	○
	聴覚障害	2	○	○		○	○	○	△	△	△	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		3	○	○		○	○	○	△	△	△	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		4	○	○			△	○	△	△	△			△	○	△	○	○	○	○	○	○	○
		6	○	○			△	○		△	△			△	○	△	○	○	○	○	○	○	○
	平衡機能障害	3	○	○		○	○	○	△	△	△	○	○	△	○	△	○	○	○	○	○	○	
		5	○	○			△	○		△	△			△	○	△	○	○	○	○	○	○	
	音声言語そしゃく機能障害	3	○	○		△	△	○	△	△	△	○	○	△	○	△	○	○	○	○	○	○	○
		4	○	○			△	○	△	△	△			△	○	△	○	○	○	○	○	○	○
	肢体不自由	1	○	○		○	○	○	△	△	△	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	△
		2	○	○		○	○	○	△	△	△	○	○	△	○	△	○	○	○	○	○	○	△
		3	○	○		△	△	○	△	△	△	○	○	△	○	△	○	○	○	○	○	○	
		4	○	○		△	△	○	△	△	△	△		△	○	△	○	○	○	○	○	○	
		5	○	○		△	△	○		△	△	△		△	○	△	○	○	○	○	○	○	
		6	○	○		△	△	○		△	△	△		△	○	△	○	○	○	○	○	○	
	内部障害	1	○	○		○	○	○	△	△	△	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	
		2	○	○		○	○	○	△	△	△	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	
		3	○	○		○	○	○	△	△	△	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	
		4	○	○		△	○	○	△	△	△	△		△	○	△	○	○	○	○	○	○	
愛護手帳	A判定	1	○	○		○	○	○	△	△	△	○		△	○	△	○	○	○	○	○	○	○
		2	○	○		○	○	○	△	△	△	○		△	○	△	○	○	○	○	○	○	○
	B判定	3	○	○			△	○	△	△	△	○		△	○		○	○	○	○	○	○	○
		4	○	○			△	○	△	△	△			△	○		○	○	○	○	○	○	○
精神障害者保健福祉手帳		1	○	○		○	○	○	△	△	△	○			○		○	○	○	○	○	○	○
		2	○	○			△	○	△	△	△	○			○		○	○	○	○	○	○	○
		3	○	○			△	○	△	△	△				○		○	○	○	○	○	○	○
指定難病(※)									△			△					○	○	○	○	○	○	
本文ページ			58	58	58	59	59	59	60	60	60	60	61	62	62	63	63	64	64	65	66	66	66
所得制限							一部有			有	有	有											
自己負担																							
備考															12歳以上								

※難病患者のうち、難病法に基づく特定医療費助成制度の受給者証等をお持ちの方となります。（31 ページ参照）

（注）この一覧表は、一応の目安として作成しており、事業によって年齢・所得・等級・世帯状況により制限がある場合や、○・△印がなくても対象となる場合がありますので、詳細は各窓口にお問い合わせ下さい。

○：全て免除（控除）となる　　△：一部について免除となる　　ブランク：全く該当しない

（〇印はおおむね全部が対象、△印は一部が対象となります。）

障害区分＼事業			各種手当・年金の支給											その他		
			特別児童扶養手当（国）	障害児福祉手当（国・県・市）	特別障害者手当（国・県・市）	在宅重度障害者手当（県）	重度障害者（児）給付金（市）	障害基礎年金（国）	外国人障害者給付金（市）	児童扶養手当（国）	遺児手当（県）	ひとり親家庭手当（市）	心身障害者扶養共済事業	生活福祉資金の貸付	図書雑誌・視聴覚資料（CD・DVD・カセットテープ）の郵送貸出	郵便等による不在者投票等
身体障害者手帳	視覚障害	1	〇	〇	△	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	△	
		2	△	△	△	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	△	
		3	△			△	△	〇					〇	〇	△	
		4												〇	△	
		5												〇	△	
		6												〇	△	
	聴覚障害	2	〇	△	△	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		
		3	〇			△	△	〇					〇	〇		
		4						△						〇		
		6												〇		
	平衡機能障害	3	〇			△	△	〇					〇	〇		
		5												〇		
	音声言語そしゃく機能障害	3	〇			△	△	〇					〇	〇		
		4						△						〇		
	肢体不自由	1	〇	〇	△	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	△	△
		2	〇	△	△	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	△	△
		3	〇		△	△	△	△					〇	〇		
		4	△					△						〇		
		5												〇		
		6												〇		
	内部障害	1	△	△	△	〇	〇	△	〇	△	△	△	〇	〇	△	△
		2	△			〇	〇	△	〇	△	△	△	〇	〇	△	△
		3	△			△	△	△					〇	〇	△	△
		4	△											〇		
愛護手帳	A判定	1	〇	〇	△	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	△	
		2	〇	△		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	△	
	B判定	3	△			△	△	△					〇	〇		
		4						△					〇	〇		
精神障害者保健福祉手帳		1	△	△	△			△	〇	△	△	△	〇	〇		
		2	△	△				△					〇	〇		
		3	△					△						〇		
指定難病(※)			△	△	△			△					△			
本文ページ			73	69	71	73	73	74	74	75	75	75	77	89	90	90
所得制限			有	有	有	有	有	一部有	有	有	有	有		一部有		
自己負担																
備考			※1 ※3	※1	※2 ※4	※5	※5	※2 ※6	※7	※8	※8	※8	※9	※10 ※11		

〈注意事項〉

各手当、年金等（在宅重度障害者手当、重度障害者（児）給付金、外国人障害者給付金、心身障害者扶養共済事業を除く）については、原則として手帳等級ではなく診断書により障害の認定をするものです。

この一覧表は、各手当、年金等の障害認定基準を手帳等級にあてはめた場合のおおむねの目安であり、〇印が付されていても対象とならない、あるいは、〇・△印が付されていなくても対象となる場合がありますのでご注意ください。

〈備考欄の説明〉

備考欄に示す各※印は下記のとおりですが、詳しくは本文の該当ページをご覧下さい。

※1：20 歳未満
※2：20 歳以上
※3：養育している児童の障害の要件です。
※4：一障害部位のみでは認定されず、異なる部位で障害が重複に又は三重に有することを要します。
※5：他手当、年金等との併給制限があります。
※6：保険料納付要件、初診日要件など、他の要件があります。
※7：障害の認定時点等の要件があります。
※8：養育している児童の父または母の障害の要件です。
※9：加入の手続き後、掛金の納付を要します。
※10：障害者世帯の場合、所得制限はありませんが、その他の対象世帯には、所得制限があります。
※11：その他、現に障害者総合支援法によるサービスを利用している等、これと同程度と認められる方も対象となります。

障害者総合支援法※による障害福祉サービス

※正式な法律名は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」といいます。

1　障害福祉サービス等の体系

サービスは、障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害（発達障害を含む。）・一定範囲の難病）にかかわらず全国共通の仕組みで行われる「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、障害のある方の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「自立支援給付」は、個々の障害のある方の状態に応じ必要な支援の度合や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」のほか、「地域相談支援給付」「計画相談支援給付」「補装具」「自立支援医療」により構成され、「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける「介護給付」、訓練等の支援を受ける「訓練等給付」に分けられます。

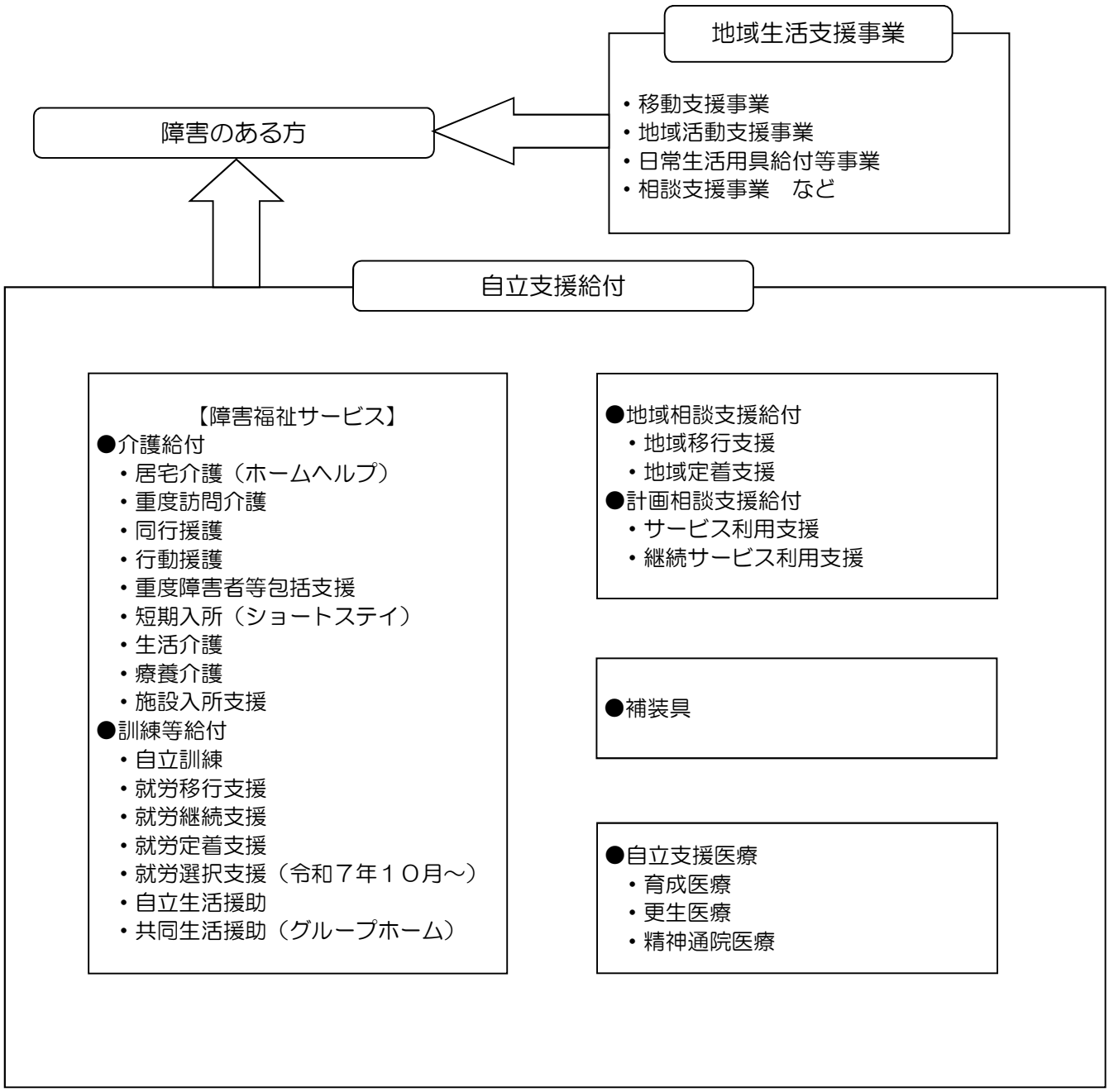

2　基本的な手続きの流れ

区役所福祉課または支所区民福祉課が窓口になります。

①　相談・情報収集
・居宅介護や施設などの利用を希望されるときは、区役所福祉課、支所区民福祉課または障害者基幹相談支援センターにご相談ください。

⇩

②利用申請
・具体的な利用希望のサービスが決まったら、区役所福祉課、支所区民福祉課にサービス利用の申請をしていただきます。

⇩

③障害支援区分の認定
・心身の状況などについて、80 項目の認定調査を行います。
・認定調査と医師の意見書に基づいて、障害保健福祉の学識経験を有する委員で構成する審査会での審査・判定を受け、障害支援区分の認定を行います。
・訓練等給付（グループホームで入浴等の介護を希望する場合を除く）、同行援護（区分３以上支援加算の対象者と見込まれる場合を除く）、地域相談支援給付のみ（またはこれらの組合せのみ）の支給決定の場合は、認定調査のみ行い、審査会での審査・判定及び障害支援区分の認定は行いません。

⇩

④サービス等利用計画案の作成
・障害福祉サービスを利用する場合、障害福祉サービス等を利用する方の意向を踏まえ、適切な障害福祉サービスの利用となるよう、目標などを定めた計画（サービス等利用計画案）を作成する必要があります。
・サービス等利用計画案の作成は指定特定相談支援事業者に依頼することができ、その場合、障害福祉サービスの利用のための支援や調整を併せて依頼することができます。

⇩

⑤サービス等利用計画案の提出
・作成したサービス等利用計画案を区役所福祉課、支所区民福祉課に提出します。

⇩

⑥支給決定（受給者証交付）
・サービスの利用意向、介護を行う者の状況を聴きとった上、サービス等利用計画案や障害支援区分を踏まえて、区役所福祉課、支所区民福祉課で障害福祉サービスの内容、支給期間を決定します。
・なお、区役所、支所で作成した支給決定案（必要なサービスの支給量）が基準を超える場合は、審査会の意見を聴いた上で支給決定を行います。
・利用者負担の上限額も決定します。
・支給が決定した皆さんには、受給者証をお渡しします。

⇩

⑦サービス等利用計画の作成
・支給決定内容を踏まえて、指定特定相談支援事業者を中心に、サービスの利用を希望する事業者や施設とその利用方法を調整し、サービス等利用計画を作成します。

⇩

⑧サービス利用
・サービス等利用計画に基づき、指定事業者・施設に利用を申し込み、サービス利用に係る契約を交わします。
・契約に基づいてサービスを利用し、サービスの利用に要する費用のうち利用者負担額を指定事業者・施設に支払います。

⇩

⑨モニタリングの実施
・定期的に指定特定相談支援事業者により、サービスの利用状況等の確認が行われます。
・モニタリングに対する利用者負担額はありません。

3　障害福祉サービスの内容

介護給付

1	居宅介護（ホームヘルプ）
	自宅で、入浴、排泄、食事の介護などを行います
2	重度訪問介護
	重度の肢体不自由者または知的障害、精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を必要とする方に自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うとともに、入院中の意思疎通の支援等を行います
3	同行援護
	視覚障害により移動に著しい困難を有する人が外出するときに同行し、移動に必要な情報の提供や援護などを行います
4	行動援護
	知的障害、精神障害により行動上著しい困難がある方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援などを行います
5	重度障害者等包括支援
	常時介護を要し介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います
6	短期入所（ショートステイ）
	自宅で介助をする方が病気の場合などに、短期間施設に入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行います
7	生活介護
	常に介護を必要とする方に、主として昼間入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します
8	療養介護
	医療と常時介護を必要とする方に、主として昼間医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います
9	障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）
	施設に入所している方に夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います

訓練等給付

1	自立訓練（機能訓練・生活訓練）
	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います
2	自立訓練（宿泊型自立訓練）
	地域移行に向けて、一定期間居住の場を提供し、帰宅後の生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行います
3	就労移行支援
	一般企業などへの就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います
4	就労継続支援（Ａ型、Ｂ型）
	一般企業などでの就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います
5	就労定着支援
	就労移行支援等から一般企業などへ就労した方に、一定期間、企業や家族との連絡調整や相談・助言など、就労の継続のために必要な支援を行います
6	就労選択支援
	就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います（令和７年１０月～）
7	自立生活援助
	入所施設などから一人暮らしに移行した方に、一定期間、定期的な巡回や随時の対応などにより、自立した日常生活を営むための必要な支援を行います
8	共同生活援助（グループホーム）
	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や必要に応じて入浴、排せつ、食事の介護等の日常生活上の援助を行います

地域相談支援給付

1	地域移行支援
	施設に入所または長期間精神科に入院している方などに、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、障害福祉サービス事業所等への同行支援などを行います
2	地域定着支援
	居宅において単身等で生活する方に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因する緊急の事態等が生じた場合に相談に応じるなど、必要な便宜を図ります

4　障害福祉サービス等情報公表制度

利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択や事業者が提供するサービスの質の向上に資することを目的として、情報公表制度が創設されました。下記のページで、事業者から報告のあった障害福祉サービス等情報（基本情報や運営情報等）の公表をしています。

1　手帳制度

身体障害者手帳・愛護手帳・精神障害者保健福祉手帳は、各種の福祉制度を利用するために必要なものです。

1　身体障害者手帳

<table>
<tr><th colspan="3">内　　容</th><th>申　込</th></tr>
<tr><td colspan="3">視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫・肝臓機能に障害のある方に交付されます。
手帳の等級は、障害の程度により１級から６級までの区分があります。詳しくは、102ページ～105ページの身体障害者障害程度等級表を参照してください。</td><td rowspan="5">区役所福祉課
（社会福祉事務所）
支所区民福祉課</td></tr>
<tr><td colspan="2">手続</td><td>申請に必要なもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">新規交付</td><td>手帳交付申請書・指定医師診断書・
写真（※）・マイナンバーが確認できるもの</td></tr>
<tr><td rowspan="2">再交付</td><td>障害の程度変更</td><td>手帳再交付申請書・指定医師診断書・
写真（※）・マイナンバーが確認できるもの</td></tr>
<tr><td>紛失・破損
（写真が古くなった場合等を含む）</td><td>手帳再交付申請書・写真（※）</td></tr>
<tr><td colspan="3">※写真はタテ 4cm×ヨコ 3cm、帽子（宗教的又は医療上の理由により顔の輪郭がわかる範囲で頭部を布などで覆う場合を除く）・サングラス不可、上半身が写った鮮明なもの、原則１年以内に撮影したもの。
・転居された場合や氏名を変更された場合には、変更の手続が必要です。
・手帳の交付を受けた方が死亡されたとき、障害の程度が該当しなくなったときは、手帳を返還してください。</td></tr>
</table>

2　愛護手帳

<table>
<tr><th colspan="2">内　　容</th><th>申　込</th></tr>
<tr><td colspan="2">知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの援助を必要とする状態にある方に交付されます。
18歳未満の方は中央療育センター、18歳以上の方は知的障害者更生相談所の判定によります。
手帳の等級は、障害の程度により１度（最重度）、２度（重度）、３度（中度）、４度（軽度）の区分があります。</td><td rowspan="5">区役所福祉課
（社会福祉事務所）
支所区民福祉課</td></tr>
<tr><td>手続</td><td>申請に必要なもの</td></tr>
<tr><td>新規交付</td><td>手帳交付申請書・写真（※）・
マイナンバーが確認できるもの</td></tr>
<tr><td>更新（再判定時期・障害の程度変更）</td><td>手帳更新申請書・写真（※）・
マイナンバーが確認できるもの</td></tr>
<tr><td>再交付（紛失・破損）</td><td>手帳再交付申請書・写真（※）</td></tr>
<tr><td colspan="2">※写真はタテ 4cm×ヨコ 3cm、帽子（宗教的又は医療上の理由により顔の輪郭がわかる範囲で頭部を布などで覆う場合を除く）・サングラス不可、上半身が写った鮮明なもの、原則１年以内に撮影したもの。
・本人又は保護者の氏名や住所を変更された場合には、届出が必要です。
・手帳の交付を受けた方が死亡されたとき、障害の程度が該当しなくなったとき等は、手帳を返還してください。</td></tr>
</table>

3　精神障害者保健福祉手帳

<table>
<tr><th colspan="2">内　　容</th><th>申　込</th></tr>
<tr><td colspan="2">精神疾患を有する方のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方に交付されます。
統合失調症、そううつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質性精神病、及びその他の精神疾患の全てが対象となりますが、知的障害は含まれません。
手帳の等級は、障害の程度により１級から３級の区分があります。</td><td rowspan="4">区役所福祉課
（社会福祉事務所）
支所区民福祉課</td></tr>
<tr><td>手続</td><td>申請に必要なもの</td></tr>
<tr><td>新規交付</td><td>申請書
医師の診断書（初診日から６ヶ月以降のものに限る）又は精神障害を支給事由とする障害年金もしくは特別障害給付金を現に受けていることを証明する書類の写し
マイナンバーが確認できるもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">※手帳交付時に写真（タテ 4cm×ヨコ 3cm、帽子（宗教的又は医療上の理由により顔の輪郭がわかる範囲で頭部を布などで覆う場合を除く）・サングラス不可、上半身が写った鮮明なもの、原則１年以内に撮影したもの）が必要です。
・届出事項　⑴有効期間は２年であるため更新手続きが必要となります。（手続は新規申請と同様）
⑵本人住所又は氏名を変更したときは、変更の手続が必要です。
⑶本人が死亡したとき、または、障害等級に該当する精神障害の状態がなくなったときは、手帳を返還してください。</td></tr>
</table>

2　相談の窓口

1　区役所福祉課障害福祉担当（社会福祉事務所）、支所区民福祉課障害福祉担当

内　　容	連絡先
身体障害者（児）・知的障害者（児）・精神障害者（児）・一定範囲の難病患者の福祉に関する相談の窓口です。	裏表紙参照 （一覧）

2　保健センター

内　　容		連絡先
⑴精神保健福祉相談・訪問支援	精神科嘱託医によるこころの健康相談日（予約制）を設けるほか、随時、精神保健福祉相談員、保健師等が精神保健福祉に関する相談・訪問支援を行っています。	裏表紙の裏参照 （一覧）
⑵精神障害者家族教室	精神障害者の家族の方などを対象に、精神障害について正しい理解を深め、また、家族同士の交流を図るために、家族教室を開催しています。	
⑶難病患者医療生活相談・訪問相談	難病患者さんやご家族が安心して療養生活を送れるよう、各保健センターにおいて医療生活相談、交流会等を行っています。 また、保健師、歯科衛生士、管理栄養士等が訪問や面接による相談を行っています。	
⑷その他	子どもの病気や発育・発達などの相談を行っています。	

3　障害者基幹相談支援センター

障害者基幹相談支援センターは、名古屋市が委託した団体が運営しており、障害のある方の身近な相談窓口として各区に設置することにより、障害者（児）とその家族の方の地域における生活を支援し、障害者（児）の自立と社会参加の促進を図ります。

対　　象	業務内容	連絡先
身体障害者（児）・知的障害者（児）・精神障害者（児）・一定範囲の難病患者をはじめとするすべての障害者及びその家族	ア　総合相談・専門相談（福祉サービスの利用援助等） イ　区自立支援連絡協議会等の運営 ウ　相談支援事業者に対する指導及び助言 エ　地域移行・地域定着支援 オ　権利擁護のための必要な援助（専門機関との連携） カ　精神障害者地域活動支援事業	12 ページ参照 （センター一覧）

障害者基幹相談支援センター一覧

（令和７年６月１日現在）

区		所　在　地	電　話	ＦＡＸ
千種区		〒464-0073 千種区高見 1-20-2　MN ビル3F	753-3567	753-3568
東区		〒461-0040 東区矢田五丁目１番 17 号　FLAT　HACHIROKU３階	325-6193	325-6203
北区		〒462-0843 北区田幡 1-11-31	910-3133	916-3665
西区	本部	〒452-0822 西区中小田井 5-38	504-2102	502-5806
	サテライト	〒451-0061 西区浄心 1-1-6　シティ・ファミリー浄心 101 号	528-3166	528-3266
中村区		〒453-0834 中村区豊国通 3-10	462-1500	462-9640
中区		〒460-0014 中区富士見町４番３１号　エクラン上前津１F	253-5855	253-5856
昭和区	本部	〒466-0015 昭和区御器所通 2-25-2	741-8800	741-8930
	サテライト	〒466-0035 昭和区松風町 2-28　ノーブル千賀 1F	841-6677	841-6622
瑞穂区		〒467-0811 瑞穂区北原町三丁目２番地　ジュネス瑞穂 1F	680-7111	680-7626
熱田区		〒456-0018 熱田区新尾頭一丁目６番 10 号　第 15 フクマルビル１階	228-3630	228-3631
中川区		〒454-0873 中川区上高畑1丁目2番地	354-4521	354-2201
港区		〒455-0015 港区港栄 1-1-22　港栄店舗 104 号	653-2801	651-7477
南区		〒457-0039 南区西桜町 31	883-9257	883-9259
守山区	本部	〒463-0018 守山区桜坂4-111	737-0221	736-0572
	サテライト	〒463-0076 守山区鳥羽見 3-17-4	791-2170	778-8170
緑区		〒458-0045 緑区鹿山 3-17	892-6333	892-6336
名東区		〒465-0092 名東区社台 3-109　第九ヤマケンビル 2F	739-7524	739-5330
天白区	本部	〒468-0015 天白区原 2-3511　ルミエール原 1F	804-8587	804-8585
	サテライト	〒468-0015 天白区原一丁目 301 番地　原ターミナルビル 309 号	715-9116	715-9119

4　児童相談所

内　　容		
18 歳未満の子どもに関するあらゆる問題について、児童福祉司・児童心理司など専門職員が相談・指導・判定を行うとともに、里親等への委託や施設への入所措置などを行います。		
名　　称	担　当　区	予約・相談先
名古屋市中央児童相談所	千種・東・北・中・昭和・守山・名東区	〒466-0858　昭和区折戸町 4-16 （児童福祉センター内） ☎　　757-6111（代） ファックス　　757-6122 地下鉄：川名　　市バス：宮裏
名古屋市西部児童相談所	西・中村・熱田・中川・港区	〒454-0875　中川区小城町 1-1-20 ☎　　365-3231 ファックス　　365-3281 あおなみ線：南荒子、荒子　　市バス：荒子観音
名古屋市東部児童相談所	瑞穂・南・緑・天白区	〒458-0841 緑区鳴海町字小森 48-5 ☎　　899-4630 ファックス　　896-4717 地下鉄：野並　　市バス：野並、古鳴海

5　身体障害者更生相談所

内　　容	予約・相談先
身体障害者に関する相談等を行っています。 ①自立支援医療（更生医療）判定 ②補装具費支給判定・適合判定（義肢、装具、車椅子、補聴器、眼鏡等） ③訪問診査 ④身体障害者手帳交付事務 ⑤施設入所調整会議 ⑥その他、身体障害に関する相談 ※相談、判定はすべて予約制です。電話で予約してからお出かけください。	名古屋市身体障害者更生相談所 〒467-8622　瑞穂区弥富町字密柑山 1-2 ☎　　835-3821 ファックス　　835-3724 地下鉄：総合リハビリセンター 市バス：総合リハビリセンター （８０ページ参照）

6　知的障害者更生相談所（サンハート）

内　　容	予約・相談先
18 歳以上の知的障害者の判定、相談を行っています。 ①愛護手帳に関する相談・判定 ②障害基礎年金などに関する相談 ③その他、知的障害に関する相談 ※相談、判定などはすべて予約制です。 区役所福祉課又は支所区民福祉課を通じて受け付けています。	名古屋市知的障害者更生相談所 (知的障害者センターサンハート内) 〒456-0073　熱田区千代田町 20-26 ☎　　678-3810 ファックス　　683-8221 地下鉄：日比野　　市バス：野立小学校

7　精神保健福祉センター（ここらぼ）

内　　容	予約・相談先
市民のこころの健康の保持増進や精神障害者の社会復帰、社会参加の促進を図るための、精神保健福祉活動の中心的な施設です。 ①普及啓発 ②精神保健福祉相談＜予約制＞…思春期･依存症･自死遺族等に関する面接相談 ③なごやギャンブル障害回復トレーニングプログラム ④教育研修・技術援助 ⑤組織育成 ⑥調査研究・企画立案 ⑦精神医療審査会に関する事務 ⑧精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療費（精神通院医療）の判定	名古屋市精神保健福祉センター 〒453-0024　中村区名楽町 4-7-18 ☎　　483-2095 ファックス　　483-2029 地下鉄：中村日赤 市バス：大門通西 「依存症相談窓口」 ☎　483-3022

8　ひきこもり地域支援センター

（1）名古屋市ひきこもり地域支援センター（名古屋市精神保健福祉センター　ここらぼ内）

内　　容	連絡先
ひきこもりご本人やご家族等からの相談等を行っています。 ①ひきこもりご本人やご家族等からの相談（面接相談は予約制） ②ひきこもり当事者のための居場所づくり ③家族支援（ひきこもり家族教室、ひきこもりを考える家族のつどい） ④関係機関との連携（支援セミナーや連絡会議の開催など） ⑤普及啓発および情報発信（講演会の開催、パンフレット等の発行） ⑥ひきこもり支援サポーター養成と派遣	〒453-0024　中村区名楽町 4-7-18 （名古屋市精神保健福祉センター　ここらぼ内） ☎　　483-2077 ファックス　483-2029 地下鉄：中村日赤 市バス：大門通西

（2）名古屋市ひきこもり地域支援センター 金山

内　　容	連絡先
ひきこもりご本人やご家族等からの相談等を行っています。 ①ひきこもりご本人やご家族等からの相談（面接相談は予約制） ②ひきこもり当事者のための居場所づくり	〒460-0026　中区伊勢山2丁目 9-6 RUEFU+6（旧 ID ビル）4階 ☎　　228-3406 ファックス　291-4121 地下鉄：金山、東別院

9　子ども教育相談 ハートフレンドなごや（名古屋市教育センター内）

内　　容		予約・相談先
名古屋市にお住まいの幼児から高校生年齢までの子ども本人、その保護者、学校関係者等から、子どもの教育・養育上の問題に関するあらゆる内容について相談に応じています。		〒456-0031　熱田区神宮 3-6-14 （名古屋市教育センター内） 地下鉄：熱田神宮伝馬町 市バス：神宮東門 名鉄：神宮前　　ＪＲ：熱田
電話相談	月～金曜日　9:30～19:00 土曜日　　9:30～12:00 （祝日、年末年始を除く）	［総合相談ダイヤル］683-8222
メール相談 返信するまでに数日かかることもあります。	随時	子ども教育相談 ハートフレンドなごやのウェブページ
来所相談（予約制）	月～金曜日　9:30～17:00 （祝日、年末年始を除く）	［予約専用ダイヤル］683-6415
訪問相談 不登校の小中学生が対象です。	月～金曜日　9:00～16:00 （祝日、年末年始を除く）	学校を通してお申し込みください

10　療育センター

内　　容		
障害の早期発見・早期療育をめざして、医師・セラピストをはじめ専門職員が相談・診療・検査等を行うとともに、障害に応じた発達支援を行います。		
名　　称	担　当　区	予約・相談先
名古屋市中央療育センター	中・昭和・瑞穂・熱田・天白区	〒466-0858　昭和区折戸町 4-16 （児童福祉センター内） ☎　　757-6126 ファックス　757-6129 地下鉄：川名　　市バス：宮裏
名古屋市西部地域療育センター	中村・中川・港区	〒454-0828　中川区小本 1-20-48 ☎　　361-9555 ファックス　361-9560 あおなみ線：小本　　市バス：万町、小本駅
北部地域療育センター　よつば	東・北・西区	〒451-0083　西区新福寺町 2-6-5 ☎　　522-5277 ファックス　522-5279 地下鉄：庄内通　　市バス：名塚
南部地域療育センター　そよ風	南・緑区	〒457-0805　南区三吉町 6-17 ☎　　612-3357 ファックス　612-3411 市バス：要町
東部地域療育センター　ぽけっと	千種・守山・名東区	〒464-0032　千種区猫洞通 1-15 ☎　　784-5300 ファックス　782-0771 地下鉄：東山公園　　市バス：猫洞通

11　総合社会福祉会館

内　　容	予約・相談先
社会福祉活動の振興と市民福祉の向上を図るための会館です。 日常生活上の心配ごと、困りごとなどの福祉相談等を行っています。 また、ボランティアの相談やコーディネート（ボランティアセンター）、福祉関係図書等の貸出、会議室の利用受付等も行っています。	〒462-8558　北区清水 4-17-1 ☎　　911-3192(代表) ☎　　911-3191（会議室受付） ﾌｧｯｸｽ　913-8553 地下鉄：黒川　　市バス：北区役所

12　社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき、社会福祉関係者等によって組織された民間が主体の社会福祉推進団体で、福祉啓発、ボランティア育成、在宅福祉サービスなど地域福祉を推進するための様々な事業を行っています。

本市では、名古屋市社会福祉協議会が総合社会福祉会館に、区社会福祉協議会が各区に設置されています。

名　称	郵便番号	所　在　地	電　話	ファックス	最寄駅・停留所
名古屋市 社会福祉協議会	462-8558	北区清水 4-17-1	911-3192	913-8553	地下鉄：黒川 市バス：北区役所
千種区 社会福祉協議会	464-0825	千種区西崎町 2-4-1 (千種区在宅サービスセンター)	763-1531	763-1547	地下鉄：覚王山 市バス：田代本通
東区 社会福祉協議会	461-0001	東区泉 2-28-5 (東区在宅サービスセンター)	932-8204	932-9311	地下鉄：高岳 市バス：高岳
北区 社会福祉協議会	462-0844	北区清水 4-17-1 (北区在宅サービスセンター)	915-7435	915-2640	地下鉄：黒川 市バス：北区役所
西区 社会福祉協議会	451-8508	西区花の木 2-18-1 (西区在宅サービスセンター)	532-9076	532-9082	地下鉄：浄心 市バス：西区役所
中村区 社会福祉協議会	453-0024	中村区名楽町 4-7-18 (中村区在宅サービスセンター)	486-2131	483-3410	地下鉄：中村日赤 市バス：大門通西
中区 社会福祉協議会	460-0013	中区上前津 2-12-23 (中区在宅サービスセンター)	331-9951	331-9953	地下鉄：上前津 市バス：上前津
昭和区 社会福祉協議会	466-0051	昭和区御器所 3-18-1 (昭和区在宅サービスセンター)	884-5511	883-2231	地下鉄：荒畑 市バス：荒畑
瑞穂区 社会福祉協議会	467-0016	瑞穂区佐渡町 3-18 (瑞穂区在宅サービスセンター)	841-4063	841-4080	地下鉄：瑞穂区役所 市バス：瑞穂区役所
熱田区 社会福祉協議会	456-0031	熱田区神宮 3-1-15 区役所等複合施設 6F (熱田区在宅サービスセンター)	671-2875	671-4019	地下鉄：熱田神宮西 市バス：熱田区役所 ＪＲ：熱田　　名鉄：神宮前
中川区 社会福祉協議会	454-0875	中川区小城町 1-1-20 (中川区在宅サービスセンター)	352-8257	352-3825	あおなみ線：南荒子 市バス：荒子観音
港区 社会福祉協議会	455-0014	港区港楽 2-6-32 (港区在宅サービスセンター)	651-0305	661-2940	地下鉄：港区役所 市バス：港郵便局
南区 社会福祉協議会	457-0058	南区前浜通 3-10 南区役所庁舎内 (南区在宅サービスセンター)	823-2035	823-2688	市バス：南区役所 ＪＲ：笠寺　　名鉄：本笠寺
守山区 社会福祉協議会	463-0048	守山区小幡南 1-24-10 アクロス小幡 2･3F (守山区在宅サービスセンター)	758-2011	758-2015	市バス：小幡 名鉄：小幡
緑区 社会福祉協議会	458-0041	緑区鳴子町 1-7-1 (緑区在宅サービスセンター)	891-7638	891-7640	市バス：鳴子町
名東区 社会福祉協議会	465-0025	名東区上社 1-802 上社ターミナルビル２階 (名東区在宅サービスセンター)	726-8664	726-8776	地下鉄：上社
天白区 社会福祉協議会	468-0015	天白区原 1-301 原ターミナルビル３階 (天白区在宅サービスセンター)	809-5550	809-5551	地下鉄：原 市バス：地下鉄原

13　身体障害者相談員名簿

身体障害児・者の更生援護の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、区役所福祉課（社会福祉事務所）など関係機関の業務に対する協力などを行っています。（令和７年６月１日現在）

※電話番号の前に「F」のマークがある場合は、ファックスの番号です。

担当区	氏　名	電話（ファックス）	障害
千種区	加納　美根子	F　763-6655	聴覚
	高木　良夫	F　732-5782	聴覚
	木本　則子	752-3207	肢体
東　区	山田　宏	935-5318	視覚
北　区	岸部　敬子	F　916-0385	聴覚
	小出　幸枝	070-4221-5969	視覚
	一ツ家　康仁	080-3744-9334	肢体
西　区	長谷川　學	501-3430	肢体
	藤田　千夏	531-9548	視覚
	重信　芳成	090-1985-4720	肢体
中村区	杉本　由司	481-6578	視覚
	伊藤　髙光	F　482-9210	聴覚
	田中　幸一	413-7393	肢体
	後藤　元子	F　461-6793	聴覚
中　区	村　賢成	241-0543	肢体
	平野　祐子	090-8540-0435	視覚
昭和区	池戸　祥子	090-7694-5957	肢体
	二村　厚司	831-4714	視覚
	星野　史充	090-7314-6560	視覚
	尾上　克司	F　832-7005	聴覚
瑞穂区	上原　義孝	852-3545	肢体
	田中　明	F　881-5393	聴覚
	胸元　誠	848-8734	視覚
	梶川　正美	090-8868-0424	肢体

担当区	氏　名	電話（ファックス）	障害
熱田区	松岡　信男	681-9089	視覚
	竹内　江里加	090-9188-4196	視覚
	伊藤　ゆきえ	679-2312	聴覚
中川区	森　繁夫	F　353-1834	聴覚
港　区	梶原　悦子	382-5859	肢体
	小林　千鶴子	090-3455-9956	肢体
南　区	森川　和美	823-2755	肢体
	金子　芳博	692-3711	視覚
	古田　準一	—	聴覚
守山区	宮前　浩義	771-1926	肢体
	大野　雅章	F　791-8605	聴覚
	太田　満寿男	795-0436	視覚
緑　区	緒川　八重子	622-4369	肢体
	伊藤　正広	090-2938-2397	肢体
	宮崎　智安	F　876-6210	聴覚
	渡邉　武志	896-0715	視覚
名東区	髙木　和枝	773-1976	肢体
	冨成　千恵美	090-6599-9769	肢体
	小林　眞知子	F　703-8018	聴覚
	仲野　知代乃	090-5001-4636	内部
天白区	田川　清司	803-3520	肢体
	谷口　助晴	090-2183-6345	肢体
	青山　智成	895-5005	視覚
	小島　清登	F　896-8058	聴覚

■以下の場所でも相談をお受けしています。

場　　所	担当相談員	予約方法
①名身連福祉センター （中村区中村町 7-84-1）	下表参照	①～③の場所での相談を希望する場合、電話又はファックスにて、事前に予約をお願いします。 （希望する日時、場所、相談員名をお伝えください。） ・電　　話：682-0878 ・ファックス：671-3124 ※なお、各相談員の電話（ファックス）に直接相談等をする場合は、事前に予約する必要はありません。
②名身連本部会館 （熱田区横田 2-4-16）		
③障害者スポーツセンター （名東区勢子坊 2-1501）		

※電話番号の前に「F」のマークがある場合は、ファックスの番号です。

場　　所	相談員氏名	電話（ファックス）	障害
①名身連福祉センター	岩間　康治	090-1565-8470	視覚
	高木　いづみ	―	聴覚
	上松　昭夫	916-2665	肢体
②名身連本部会館	山下　宏司	090-2231-5368	視覚
	佐藤　明紀	F　506-9885	聴覚
	平松　かよ子	789-1226	肢体
	小谷　奈津子	228-8900	内部
③障害者スポーツセンター	荒賀　博志	702-5781	肢体
	加納　裕幸	F　763-6655	聴覚
	吉田　央	702-6303	肢体
	網中　好弘	0568-34-2644	音声
	勝俣　嘉英	853-5132	視覚
	佐藤　方紀	F　452-4586	聴覚
	新井　美千代	882-1757	視覚

身体のみ６月に改選のため、上記の情報から変更になります。

14　知的障害者相談員名簿

知的障害者の家族等からなる相談員が、区役所福祉課（社会福祉事務所）など関係機関との連携を保ちながら、知的障害児・者の抱える生活上の問題などについて、相談・助言を行っています。（令和７年５月１日現在）

担当区	氏　　名	電話番号
千種区	江部　眞弓	763-0272
	山口　美佳	763-4459
	松本　律子	711-6863
東　区	加藤　尚子	935-0867
	平松　珠美	935-8160
北　区	宮原　あけみ	911-8962
	石原　ゆかり	—
	萩原　浄子	901-8026
	細江　あけみ	916-2405
西　区	木﨑　眞理子	501-4626
	小田　逸江	571-0086
	今泉　桂子	566-4565
	小嶋　素子	503-3237
中村区	宇佐美　芳子	451-6803
	舘　富士子	471-1828
	原　眞純	411-5743
	仲村　真理子	461-5633
中　区	飯田　清美	241-2907
	川田　慶子	332-0206
昭和区	伊東　尚子	733-8185
	坂井田　美智子	761-3616
瑞穂区	祖父江　幸	851-0384
	金子　実千江	853-6738
熱田区	奥村　幸子	681-0088
	奥田　恵利香	651-0592
中川区	浅野　祥子	302-4458
	髙橋　三佐登	354-1287
	中尾　優子	363-5005
	早川　信子	431-7034
	久田　隆代	651-6503

担当区	氏　　名	電話番号
港　区	磯和　亨美	301-6267
	髙橋　佳月子	651-4962
	坂野　厚子	653-8174
	森　通世	383-4105
	吉澤　よしの	383-6937
南　区	濱田　智恵実	090-6468-8980
	大橋　幸子	613-2221
守山区	遠山　薫	791-3254
	森田　亜希子	798-1103
	松本　みゆき	795-1749
	栗原　有里恵	887-5280
緑　区	水野　ゆり子	896-7382
	洞　妙子	895-7472
	内藤　ひとみ	895-2789
	大塚　久美	838-6629
名東区	永田　尚子	080-3641-3258
	片桐　美由紀	705-0182
	原田　眞紀	703-0525
天白区	橋本　由美	802-5827
	冨岡　喜代美	803-9017
	丸谷　幸江	804-5864

15　障害者・高齢者権利擁護センター

内　　容	所　在　地
自分の身の回りのことや財産管理などにお困りの知的障害者・精神障害者・認知症高齢者が、地域で安心した生活を送ることができるよう、権利擁護・財産管理などの相談に応じ、本人の主体性や自立性を尊重した視点で必要な援助を行います。 〇内容 ①相談事業（生活・法律相談） 障害者や高齢者に対する権利侵害や財産管理に関する専門的相談に応じます。法律相談（要予約）では、弁護士が相談に応じます。［無料］ ②財産保全サービス、金銭管理サービスの提供 知的障害者・精神障害者・認知症高齢者でご自分の財産の保管・管理に不安のある場合に、その財産をセンターがお預かりしたり、預貯金の出し入れ等を代行します。［有料］ 〇開館時間　9:00～17:00 〇休館日　　土・日、祝日及び年末年始	〔北部事務所〕 〒462-8558　北区清水 4-17-1 名古屋市総合社会福祉会館５階 ☎　919-7584　　ファックス　919-7585 地下鉄：黒川 対象区：千種、東、北、守山区 〔南部事務所〕 〒456-0073　熱田区千代田町 20-26 知的障害者センターサンハート内 ☎　678-3030　　ファックス　678-3051 地下鉄：日比野 対象区：瑞穂、熱田、港、南区 〔東部事務所〕 〒468-0015　天白区原 1-301 原ターミナルビル３階 ☎　803-6100　　ファックス　803-6600 地下鉄：原 対象区：昭和、緑、名東、天白区 〔西部事務所〕 〒453-0024　中村区名楽町 4-7-18 建物４階 ☎　433-6580　　ファックス　433-6579 地下鉄：中村日赤 対象区：西、中村、中、中川区

16　発達障害者支援センター（りんくす名古屋）

内　　容	予約・相談先
発達障害のある方とそのご家族、支援者や関係機関等を対象に、相談支援、基礎研修・専門研修等の人材育成、ウェブサイトやパンフレットによる情報発信、講演会等を通じた普及啓発を行います。	名古屋市発達障害者支援センター 〒466-0858　昭和区折戸町 4-16 （児童福祉センター内） ☎　757-6140　　ファックス　757-6141 地下鉄：川名　　市バス：宮裏

17　成年後見あんしんセンター

内　　容	所　在　地
成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない方についての法律行為や財産管理を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人に代わって行ったり、本人の行った法律行為に対し同意や取り消しをしたりすることにより、本人を支援・保護する制度です。 制度の利用にあたっては家庭裁判所へ申立てを行い、審判により成年後見人等が選任されることが必要です。なお、家庭裁判所への申立てを行う親族がいないなどの場合は、市長による申立て制度があります。 成年後見あんしんセンターでは、センター職員による一般相談や弁護士等専門職による専門相談（要予約）を行っています。	名古屋市成年後見あんしんセンター 〒462-8558　北区清水 4-17-1 （名古屋市総合社会福祉会館５階） ☎　856-3939　　ファックス　919-7585 月～金　9:00～17:00（祝日、年末年始を除く） 〔その他の相談先〕 ●市長申立に関する相談 区役所福祉課（社会福祉事務所） 支所区民福祉課 保健センター保健予防課 ●申立手続の案内 名古屋家庭裁判所　後見センター 〒460-0001　中区三の丸 1-7-1 ☎　223-2015

18　障害者虐待相談センター

内　　容	所　在　地
障害者や養護者、障害者福祉施設従事者、使用者などを対象に虐待にかかる電話相談や面接相談・法律相談・介護者・養護者のこころの相談（予約制）などを行っています。	名古屋市障害者虐待相談センター 〒462-8558　北区清水 4-17-1（名古屋市総合社会福祉会館５階） ☎　856-3003　　ファックス　919-7585 メールアドレス　gyakutaisoudan@sound.ocn.ne.jp 月～金　9:00～17:00（祝日、年末年始を除く） 〔その他の相談先〕 区役所福祉課（社会福祉事務所）・支所区民福祉課 保健センター保健予防課 障害者基幹相談支援センター（12 ページ参照） 〔上記以外の時間帯の虐待にかかる相談先〕 障害者虐待休日・夜間電話相談窓口 ☎　301-8359　　ファックス　308-4409 メールアドレス　kyujitsu_madoguchi@seagreen.ocn.ne.jp （注）名古屋市障害者虐待相談センターとは別の相談窓口となります。

19　障害者差別相談センター

内　　容	所　在　地
障害者やご家族・事業者などを対象に障害者差別に関する相談をお受けし、内容に応じて関係者間の調整などを行っています。	名古屋市障害者差別相談センター 〒462-8558　北区清水 4-17-1（名古屋市総合社会福祉会館５階） ☎　856-8181　　ファックス　919-7585 メールアドレス　inclu@nagoya-sabetsusoudan.jp 月～金、第３土　　9:00～17:00（祝日、年末年始を除く） ただし、水曜日は 20:00 まで受付しております。

20　名古屋市総合リハビリテーションセンター

内　　容		予約・相談先
視覚障害のある方の相談窓口	原則 15 歳以上の見えない・見えにくいことでお困りの方やそのご家族、支援者等を対象に、生活・仕事等全般に関する相談に応じます。また、自立訓練（白杖歩行、点字、パソコン等の機器操作、日常生活動作等）や助言、関係機関との連絡調整等を通して、ご本人の希望される生活の実現に向けて総合的な支援を行います。	総合リハビリテーションセンター 〒467-8622　瑞穂区弥富町字密柑山 1-2 （79ページ） 視覚支援課 ※まずは電話でご相談ください。 ☎　835-3523 月～土　9:00～17:30（祝日、年末年始を除く） 夜間相談窓口　水　17:30～19:30
高次脳機能障害のある方の相談窓口	高次脳機能障害のある方とそのご家族、福祉サービス事業者や職場・学校等の関係機関を対象に、高次脳機能障害に関する様々な相談に応じます。また、高次脳機能障害の評価を行い、関係機関と連携して、障害の状態や目標に応じた社会復帰を支援します。	なごや高次脳機能障害支援センター ※まずは電話でご相談ください。 ☎　835-3814 ファックス　835-3963 月～金　9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）
介助犬・聴導犬の使用に関する相談窓口		5 社会参加の促進 18（５０ページ参照）
障害のある方の就労等に関する相談窓口		8 雇用の相談 4（68ページ参照）
障害福祉サービス（施設入所支援・機能訓練・就労移行支援）に関する相談窓口		10 福祉施設 3（79ページ参照）

21　だいどう医療的ケア児支援センター

内　　容	所　在　地
名古屋市内に在住する医療的ケアが必要なこども(出生時からおおむね高校卒業まで)を対象として、こどもと保護者からの相談に応じ、情報提供や助言を行い支援しています。また、医療、福祉、教育などの医療的ケア児の生活を支える支援者からの相談に応じ、情報提供や助言、各種研修を行っています。	だいどう医療的ケア児支援センター　※ 〒457-8511　南区白水町９番地 ☎　080-4678-8404 メールアドレス　daidokko@daidohp.or.jp 月～金曜日 9:00～17:00／土曜日　9:00～14:00

※医療的ケア児支援センターは、愛知県から社会医療法人宏潤会が委託を受けて運営しています。

22　なごや福祉用具プラザ

内　　容	所　在　地
障害者の自立を支援するため、福祉用具の選定、家庭での介護、住宅環境整備に関する相談等、各種相談に応じます。 また、必要に応じて、作業療法士等の専門職による自宅などへの訪問相談も実施しています。	なごや福祉用具プラザ 〒466-0015　昭和区御器所通 3-12-1（御器所ステーションビル３階） ☎　851-0051　　ファックス　851-0056 開館時間　10：00～18：00 休館日　月曜日、祝休日、年末年始 （月曜日が祝日の場合は翌火曜日も休み）

23　相談支援事業所

計画相談支援	障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する原則すべての障害者等を対象とし、支給決定前のサービス等利用計画案の作成から支給決定後のサービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行い、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証及び計画の見直しを行う（モニタリング）ことにより、障害者等の抱える課題の解決や適切なサービス利用を図ります。
地域移行支援	施設に入所または長期間精神科に入院している方などに、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、障害福祉サービス事業所等への同行支援などを行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する方に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因する緊急の事態等が生じた場合に相談に応じるなど、必要な便宜を図ります。

※事業所はWebサイト「ウェルネットなごや」又は「ワムネット（9ページの障害福祉サービス等情報検索）」からも検索できます。（ウェルネットなごや）URL：https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/jigyosho/

相談支援事業所（障害者基幹相談支援センターを除く）

（計画：計画相談支援　移行：地域移行支援　定着：地域定着支援）（令和７年４月１日現在）

名称	郵便番号	住所	電話	ファックス	計画	移行	定着
児童発達支援センター さわらび園	464-0027	千種区新池町１丁目 18 番地の２	782-2777	782-3513	○		
障害児相談支援事業所 ぽけっと	464-0032	千種区猫洞通１丁目 15 番地	782-3330	782-0771	○		
相談支援事業所 未来サポート	464-0013	千種区汁谷町 55 番地	712-0711	712-0711	○	○	○
相談支援事業所たまゆり	464-0827	千種区田代本通２丁目１番地 X-OVER21 覚王山 508 号	784-7868	784-7869	○	○	○
相談支援チョイス池下	464-0067	千種区池下一丁目 10 番８号 リベルテ池下６階 605 号室	753-9103	753-9104	○		
相談支援Ｌａ・まるＫｕ	464-0819	千種区四谷通３丁目 26 番地 四ツ谷ビル２階	734-2241	734-2242	○		
障害者相談センター千種	464-0854	千種区大久手町５丁目 16 番地	715-7736	715-7737	○	○	○
茶屋ヶ坂相談支援事業所	464-0092	千種区茶屋が坂一丁目 14 番 25 号 坪井マンション 201 号室	722-5017	722-5018	○	○	○
相談支援事業所 ぶるーゆりしす	464-0831	千種区観月町１丁目８番地 ツインビービル覚王山 302 号室	753-6860	753-6861	○		
相談支援事業所 ファースト	464-0858	千種区千種一丁目 23 番３号　千石ビル 303 号	753-6774	753-6775	○	○	○
ＣＨＩＥＮＯＷＡ 相談支援事業所	464-0077	千種区神田町 30 番 12 号 シャムルビル 4Ｂ	090-3933-1146	462-8248	○	○	○
高次脳機能障害相談支援 センター笑い太鼓名古屋	464-0083	千種区北千種一丁目３番９号	508-8745	508-8751	○	○	○

名称	郵便番号	住所	電話	ファックス	計画	移行	定着
サポートルーム「結い」	461-0038	東区新出来二丁目１番 13 号　MONOLITH201 号	930-5010	930-5011	○		
相談支援事業所あずま	461-0044	東区矢田東三丁目８番地 ラ・フォーレ矢田 No.1　１階西号室	721-5655	721-5655	○		
障がい者相談支援 センターやまぶき	461-0032	東区出来町三丁目 19 番 26 号	938-3986	799-3996	○	○	○
相談支援事業所コア	461-0003	東区筒井三丁目 13 番６号	935-3188	935-9242	○		
相談かなでるーむ	461-0005	東区東桜二丁目３番７号 東カン名古屋キャステール 317 号	070-2291- 1677	990-3755	○	○	○
相談支援事業所なごさぽ	461-0005	東区東桜二丁目 15 番 26 号　朝日ビル５F	982-9377	982-9378	○		
くぅちゃんの相談支援	461-0003	東区筒井町４丁目１番地　MH筒井町 301 号室	508-9198	508-9199	○	○	○
相談支援事業所あじま	462-0015	北区中味鋺二丁目 1023 番地	902-5450	902-5464	○		
すずらん生活支援 センター	462-0843	北区田幡一丁目 11 番 31 号	915-9600	938-3353	○		
相談支援センター めいほく	462-0865	北区下飯田町２丁目 14 番地の３ 第６諏訪マンション１階	911-1600	325-6222	○		
相談支援事業所 かくれんぼ	462-0047	北区金城町４丁目 35 番地の１ かくれんぼ福祉センター1F	918-7450	918-7451	○		
相談支援事業所ｔｒｅｅ	462-0041	北区浪打町２丁目２番地　メゾン大野 102	982-7962	982-7963	○	○	○
アヴェニール相談支援 事業所	462-0810	北区山田四丁目 12 番 33 号	870-3788	870-3789	○	○	○
相談支援事業所すずな	462-0834	北区長田町１丁目８番地の３　コーポ広栄 306 号	919-3050	919-3051	○		
ｆｏｒｔｉｎａ	462-0063	北区丸新町 486 番地　コーポ坂元 301 号室	908-0981	901-2779	○	○	○
名古屋さくら相談支援 センター	462-0023	北区安井一丁目８番７号	508-5406	508-5407	○	○	○
特定・障害児計画相談 支援センターばおん	462-0845	北区柳原一丁目１番５号	910-9455	991-2350	○		
くまねこ福祉相談支援 事業所	462-0819	北区平安二丁目１番 14 号　カトレヤビル 2C	090-2672- 6281	911-5035	○	○	○
相談支援事業所あんじゅ	462-0801	北区新堀町 25 番地の３ NAGOYA ｔｈｅ CANAL203 号	228-1088	386-1995	○	○	○
等生会相談支援事業所	462-0047	北区金城町４丁目 47 番地の２	918-7470	918-7480	○		
新福寺町相談支援 センター	451-0083	西区新福寺町２丁目６番地の２	528-1025	529-5401	○	○	○
コンビニハウス指定相談 支援事業所	452-0807	西区歌里町 147 番地	505-0183	505-6082	○		
サンホープ	452-0822	西区中小田井五丁目３８番地	503-6633	502-6807	○		
さくらぎ相談支援 センター	451-0044	西区菊井一丁目 21 番 16 号	583-4461	583-4460	○		
名古屋厚生会館ワークス 相談支援センター	451-0051	西区則武新町一丁目 23 番 12 号	583-0628	583-0629	○		
愛知県青い鳥医療療育 センター	452-0822	西区中小田井五丁目 89 番地	501-4079	501-4085	○		
相談支援ゆまにて	452-0802	西区比良二丁目 304 番地の１	977-2226	503-0976	○	○	○
指定相談支援事業所 あずき	451-0015	西区香呑町６丁目 68 番地　七福ビル２F	325-2003	908-9157	○	○	○
相談支援センターおたい	452-0821	西区上小田井二丁目 104 番地	506-7510	506-7595	○	○	○
相談支援つぶら	452-0834	西区木前町 164 番地の１	325-6955	982-7937	○		
相談支援事業所げんてん	451-0061	西区浄心一丁目１番６号	090-9831- 9698	528-3166	○	○	○
リベルタなごや	451-0042	西区那古野一丁目 20 番 30 号５階	433-5717	433-5716	○	○	○
相談支援事業所ねっと	451-0062	西区花の木三丁目 17 番 14 号　第一新日本ビル 2F	938-7600	934-7788	○	○	○
相談支援事業所マゴノテ	451-0082	西区大金町２丁目 44 番地 グランディール大金 403 号室	532-9280	938-7160	○	○	○
障害児相談支援事業所 よつば	451-0083	西区新福寺町２丁目６番地の５	522-5277	522-5279	○		
みんなの相談室かぼちゃ	452-0813	西区赤城町 187 番地の１	908-0755	908-0788	○	○	○

名称	郵便番号	住所	電話	ファックス	計画	移行	定着
起点	451-0052	西区栄生三丁目５番 16 号 M&Mマンション 103 号	080-5301-8062	050-2300-4828	○	○	○
あめいろ	451-0052	西区栄生二丁目４番 19 号　プライムコート栄生 205 号	589-4691	589-4692	○		
相談支援事業所ｍｅ	451-0066	西区児玉二丁目 26 番 23 号　アーバンハイツ児玉２階	090-8488-7511	938-3317	○	○	○
相談支援事業所 アンビエンテ	451-0044	西区菊井二丁目 13 番５号ー3	080-8581-9081	308-8027	○		
指定相談支援事業所 みずき	451-0014	西区又穂町６丁目 46 番地の１　DOLL ハウス又穂１階	982-7202	308-4973	○	○	○
障害者相談センター めいしんれん	453-0848	中村区荒輪井町一丁目 14	526-0707	526-1748	○	○	○
相談支援事業所 べにしだの家	453-0841	中村区稲葉地町８丁目 73 番地	411-7860	411-7160	○		
相談支援事業所つばさ	453-0066	中村区稲上町２丁目 63 番地	462-9229	462-9229	○		
ひなたケアプラン	453-0041	中村区本陣通５丁目 87 番地の１	462-9552	462-9570	○		
障害者相談支援センター やっと亀	453-0012	中村区井深町７番 40 号	217-6965	307-3234	○	○	○
相談支援事業所ドリーム	453-0866	中村区横井二丁目 14 番地 ロイヤルマンション横井 402 号室	433-2465	433-2466	○	○	○
相談支援事業所せんなり	453-0823	中村区日ノ宮町２丁目 129 番地 丸八介護サービス千成 2F	526-1011	526-1012	○		
アイアイ相談支援事業所	453-0839	中村区長筬町５丁目９番地の１ イル・カーサＮａｇａｏｓａ102 号	414-6711	414-6715	○	○	○
なごや相談支援事業所	453-0051	中村区豊幡町 102 番地の１　M/F　HOUSE　７号室	413-2112	413-2112	○	○	○
相談支援事業所ぴぃ～す プラス	453-0866	中村区横井一丁目 132 番地	485-5757	485-5758	○		
相談支援ベルフラワー	453-0012	中村区井深町 15 番 17 号　泉第一ビル 307 号	526-4880	526-4881	○		
相談支援事業所イレブン カラーズ	453-0841	中村区稲葉地町１丁目 102 番地	526-7200	412-4699	○	○	○
ぽんて	453-0053	中村区中村町８丁目 18 番地の１　サンロイヤル 403	462-8532	462-8532	○	○	○
ハミング相談支援事業所	450-0002	中村区名駅三丁目６番５号　Ｍ・Ｊコンフォート１０２号	551-2509	846-5636	○		
相談支援事業所Ｈｚ	453-0069	中村区橋下町３番 18 号	070-1229-0097	888-5658	○	○	○
ヨナワールド	460-0008	中区栄五丁目２１番９号	251-4779	251-4772	○		
障害者相談センター一歩	460-0025	中区古渡町９番１８号	253-9320	322-7562	○		
あんあん居宅介護支援 事業所	460-0026	中区伊勢山二丁目５番 10 号　中埜金山ビル１階	321-3337	321-3377	○	○	○
相談支援センター 「マーム」	460-0021	中区平和一丁目１番 20 号　東別院３番出口ビル９階	339-0022	339-0027	○		
相談支援センターはぴり	460-0014	中区富士見町 13 番 19 号　富士見町八木ビル 201 号	228-0413	228-0415	○	○	○
エコスマイル	460-0021	中区平和一丁目１番 20 号　東別院３番出口ビル６階	265-8349	265-7575	○	○	○
ｔｅｎ.	460-0008	中区栄一丁目 18 番９号　TPB ビル５階	070-1648-8251	218-2572	○	○	○
ゼロ倶楽部	460-0012	中区千代田三丁目 27 番 18 号	890-5775	332-5776	○		
アイビス名古屋相談支援 事務所	460-0007	中区新栄三丁目 14 番６号 三旺マンション第２新栄 501 号	725-8703	725-8704	○	○	○
相談支援事業所ルーツ	460-0005	中区東桜二丁目 22 番 18 号　日興ビルヂング５階	508-5918	508-5919	○	○	○
ガーネット	460-0007	中区新栄一丁目 17 番 28 号　ラフィナス新栄 403	070-1659-0999	217-9412	○	○	○
株式会社ライーブ	460-0012	中区千代田四丁目８番 27 号　ＷＩＬＬ403 号室	746-9135	211-7468	○	○	○
相談支援ＳｅｌＲｅａｎ	460-0022	中区金山一丁目７番 10 号　金山名藤ビル４C	050-3647-0003	050-3588-8064	○		
相談支援事業所 ＢＲＡＮＣＯ	460-0024	中区正木四丁目 11 番２号　竹内第２ビル２階	679-3939	679-3940	○	○	○
相談支援事業所サマリア ハウス	466-0037	昭和区恵方町２丁目１５番地	841-5554	841-2221	○		
光和障害者相談センター	466-0855	昭和区川名本町１丁目 20 番地　デイサービス棟２F	757-3511	757-3510	○	○	○

名称	郵便番号	住所	電話	ファックス	計画	移行	定着
相談支援事業所わかすぎ	466-0025	昭和区下構町１丁目３番地	680-7642	680-7934	○		
名古屋市中央療育センター	466-0858	昭和区折戸町４丁目 16 番地	757-6111	757-6134	○		
相談支援あまなば	466-0027	昭和区阿由知通５丁目 14 番地 ＦＢ恵方マンション 403 号	746-0150	746-0151	○	○	○
相談支援センター桜山	466-0025	昭和区下構町１丁目３番地の１	875-9800	853-3975	○	○	○
らふぉんて相談支援センター	466-0062	昭和区狭間町５番地　パークサイド鶴舞 601 号	733-1339	733-1339	○	○	○
ハイビスカス相談支援事業所	466-0044	昭和区桜山町２丁目 48 番地の１ ジュネコキアージュ桜山 901 号	680-9400	875-8204	○	○	○
相談支援クリーンハート	466-0059	昭和区福江一丁目 19 番５号　中京第３ビル 601 号	890-9110	890-9118	○	○	○
相談支援センター瑞穂	467-0847	瑞穂区神穂町７番３５号	825-8518	824-1777	○	○	○
あたたかい心相談支援事業所	467-0856	瑞穂区新開町 24 番 49 号　キャノンピア堀田２F	737-8686	627-0606	○		
障害児相談支援事業所あさがお	467-0066	瑞穂区洲山町２丁目 18 番地　長伸ビル３階	842-0812	846-4102	○		
相談支援事業所まり	467-0048	瑞穂区弥富ケ丘町３丁目６番地の５	080-3637-7698	893-7609	○	○	○
相談支援事業所ジジ	467-0806	瑞穂区瑞穂通７丁目 10 番地の２　サンライズ瑞穂 2A	893-8625	893-8626	○	○	○
相談支援事業所タスカル	467-0868	瑞穂区大喜新町１丁目２番地の６ ロイヤル牛巻第一１F	880-3377	308-4554	○		
相談支援事業所ぽけっと	467-0064	瑞穂区弥富通３丁目 54 番地　ハートイン弥富通 2A	627-5566	627-5570	○		
サンライズ・プランニング	467-0064	瑞穂区弥富通２丁目５番地の３　第３勝野ビル１階	846-7070	846-7025	○		
ＲＥＮ	456-0002	熱田区金山町一丁目８番 13 号　彫清ビル本館２階	990-7066	228-0090	○		
障害児相談支援事業所あつた	456-0031	熱田区神宮四丁目９番 12 号	681-1167	681-1178	○		
相談支援事業所きらきら蛙	456-0052	熱田区二番二丁目 12 番 10 号	652-1577	652-1577	○	○	○
ふぉれすと	456-0034	熱田区伝馬一丁目２番６号	684-5888	684-5889	○	○	○
ひびの障害者相談センター	456-0062	熱田区大宝一丁目１番１号 ヴェルクレート日比野Ａ棟 014 号室	211-7462	211-7465	○	○	○
自立生活センター・えくも	456-0058	熱田区六番一丁目５番７号	683-7610	050-3145-1499	○	○	○
相談支援事業所ぼちぼち	456-0053	熱田区一番二丁目 28 番 25 号　サイトビル１階北	746-7242	659-3902	○	○	○
相談支援事業所パッソ熱田	456-0031	熱田区神宮三丁目７番 26 号　たから神宮ビル６階	228-4033	228-4034	○		
相談支援事業所てぃらみす	456-0032	熱田区三本松町 16 番地６号	627-5000	627-4455	○	○	○
相談支援事業所なごやか	456-0057	熱田区五番町７番 11 号-3	717-3511	717-3511	○		
相談支援事業所森の実	456-0027	熱田区旗屋二丁目 20 番６号	080-4681-1435	770-3941	○		
相談支援センターＳＴＥＰ	454-0013	中川区八熊二丁目１番５号　森ビル 501 号	304-7567	304-8015	○	○	○
さくらんぼ	454-0945	中川区下之一色町字中ノ切 73 番地の１	304-0225	304-7998	○	○	○
ゆめれん相談支援センター	454-0911	中川区高畑二丁目２番地　荒伊ビル 401 号	354-5826	304-8925	○		
相談支援センター小本	454-0828	中川区小本一丁目 20 番 37 号	361-8776	361-9883	○	○	○
戸田川障害者相談センター	454-0964	中川区富永一丁目 16 番地の１	387-7001	303-4116	○	○	○
相談支援事業所なかよし	454-0962	中川区戸田五丁目 304 番地	304-3400	304-3397	○		
名古屋市西部地域療育センター	454-0828	中川区小本一丁目 20 番 48 号	361-9555	361-9560	○		
相談支援事業所ビギン	454-0997	中川区万場四丁目 910 番地　アーバンライフ 201	446-6661	446-6662	○	○	○
相談支援事業所まごころ	454-0945	中川区下之一色町字宮分 67 番地 二村マンション 203 号室	304-8175	304-8176	○	○	○
相談支援事業所あいん	454-0943	中川区大当郎三丁目 1206 番地	355-9553	355-9554	○	○	○

名称	郵便番号	住所	電話	ファックス	計画	移行	定着
相談支援事業所てらす	454-0906	中川区開平町１丁目35番地	362-0507	362-0508	○	○	○
らいふサポートセンターアシスト	454-0931	中川区中花町173番地	364-6473	665-6241	○		
相談支援チョイス高畑	454-0911	中川区高畑五丁目180番地の１	398-5196	398-5197	○		
Ｏｎｅｎｅｓｓサポート	454-0911	中川区高畑二丁目229番地　ジョイフルタカオキＢ号室	888-6877	888-6878	○		
ひかり相談支援	454-0947	中川区助光二丁目511番地の１	304-2047	750-3745	○	○	○
相談支援事業所みらい	454-0906	中川区開平町１丁目35番地	352-0677	352-0677	○		
相談支援事業所からし種	455-0003	港区辰巳町５番７号	720-4644	691-2502	○	○	○
ユニオンワークス相談支援事業所	455-0053	港区名四町131番地の２	387-5565	387-5575	○		
相談支援事業所あしたの家	455-0884	港区七反野一丁目1828番地の１	304-8631	304-8632	○		
ゆたか相談支援事業所あおなみ	455-0075	港区正徳町６丁目３番地　神野マンションⅡ１階北側	382-1991	355-9618	○	○	○
相談支援事業所小さな手	455-0064	港区本宮町２丁目38番地の６　宝本宮ハイツ108	651-8887	651-6767	○	○	○
相談支援事業所サフラン	455-0008	港区九番町５丁目３番地の１　JFE東海通4F	652-9490	652-9491	○	○	○
相談支援事業所つむぎ	455-0882	港区小賀須二丁目112番地の１	304-7286	304-7287	○	○	○
相談支援事業所cocona	455-0803	港区入場一丁目1405番地 ニューコーポ入場２番館301号	304-8395	304-8394	○	○	○
相談支援事業所コアラ	455-0021	港区木場町９番地の７　木場店舗108号	602-5831	602-5832	○	○	○
相談支援事業所ペンギン	455-0804	港区当知二丁目801番地の２ エクセレント港305号室	355-9681	355-9682	○	○	○
相談支援ｂｅｂｅ	455-0075	港区正徳町６丁目49番地の２ ジーメゾン名古屋正徳102号	080-4883-0863	050-4560-4661	○	○	○
相談支援事業所椿	455-0843	港区錦町12番15号	090-3666-3456		○	○	○
ぴぼっと相談支援事業所	457-0804	南区源兵衛町５丁目18番地の10	612-3701	618-7301	○		
ゆたか相談支援事業所どうとく	457-0852	南区泉楽通４丁目５番地の５	692-3539	618-7733	○	○	○
ゆたか通勤寮	457-0823	南区元塩町１丁目２５番地の２	611-7789	611-7786	○	○	○
そいけプランニング	457-8515	南区曽池町４丁目32番地　ＡＣＨビル３階	819-0175	821-7646	○		
障害児相談支援事業所そよ風	457-0803	南区天白町１丁目20番地の11	612-3431	612-3411	○		
相談支援事業所しらべ	457-0043	南区戸部町４丁目11番地　ハイム戸部103号	829-1470	829-1471	○		
相談支援事業所つくしみなみ	457-0078	南区塩屋町３丁目５番地の１　3C	602-5294	825-3294	○	○	○
相談支援事業所椥の実	457-0805	南区三吉町４丁目73番地　丸善ビル１階	825-5675	825-5676	○		
あらたま福祉の相談所	457-0007	南区駈上一丁目９番12号　アプニール新瑞202	090-3525-0333	050-3090-9581	○	○	○
相談支援事業所ひととま	457-0064	南区星崎一丁目131番地	821-7788	602-6788	○		
相談支援事業所ひらけごま	463-0006	守山区川東山2301番地	791-9160	791-9160	○		
相談支援事業所あす	463-0001	守山区上志段味字東谷2098番地の２	768-6670	768-6680	○		
障害児相談支援事業所ちよだ	463-0053	守山区小幡千代田24番17号	720-5639	792-7258	○		
聴覚・ろう重複センター葵	463-0089	守山区西川原町122番地	795-1500	795-9088	○		
相談支援事業所びぃなす	463-0036	守山区向台三丁目2103番地	726-3215	726-3216	○	○	○
ａｍｏ	463-0033	守山区森孝東一丁目303番地 トミタビル四軒家306号室	715-3049	737-2530	○	○	○
相談支援事業所神無	463-0085	守山区大牧町１番13号　ピースハイランド102号	739-7505	739-7510	○	○	○
相談支援事業所ななふく	463-0003	守山区下志段味三丁目2110番地	753-7729	726-3182	○		

名称	郵便番号	住所	電話	ファックス	計画	移行	定着
ケアサポートつむぎ	463-0002	守山区大字中志段味字西山島 1888 番地の 4 山崎ビル 204 号	799-3150	799-3160	○	○	○
相談支援凪の丘	463-0031	守山区本地が丘 1202 番地の 1	769-6107	769-6108	○		
相談支援事業所心愛	463-0003	守山区東禅寺 804 番地 グランドマンションダン 203 号	080-9725-6981	726-3642	○	○	○
Ｅストリート	463-0035	守山区森孝一丁目 1711 番地 サカイビル　Face-M5-B 号	799-6912	799-6913	○	○	○
相談リバンス	463-0036	守山区向台三丁目 1204 番地	080-7309-1032	307-4380	○	○	○
相談支援事業所りんく	463-0087	守山区大永寺町 56 番地の 1	739-7160	739-7161	○		
相談支援センターえん	463-0054	守山区小六町 17 番 12 号 千代田グリーンハイツ 905 号	680-7296	680-7297	○	○	○
ＳｔｅｐｂｙＳｔｅｐ	463-0023	守山区今尻町 801 番地　リバーサイド今尻 303 号室	799-7977	799-7017	○	○	○
相談支援事業所 ＴＳＵＢＡＫＩ	463-0014	守山区城南町 1 番 14 号　ＭＳＳビル 202	737-5752	737-5753	○	○	○
Ｍｅｒａｋｉ プランニング	463-0080	守山区川西一丁目 221 番地の 2	090-8457-7709	726-6764	○	○	○
相談センターＲｅライズ	463-0069	守山区新守西 1203 番地 サンハイム新守山 205 号	080-2655-5616	050-3385-2168	○		
相談支援事業所人と季	463-0814	守山区桔梗平一丁目 1502 番地	799-6602	799-6603	○	○	○
ゆたか希望の家	458-0817	緑区諸の木三丁目 2407 番地	878-8776	878-7655	○	○	○
相談支援ぽぽ	458-0036	緑区六田一丁目 192 番地	829-1895	629-0552	○	○	○
有限会社もみじ	458-0812	緑区神の倉四丁目 228 番地	877-9969	876-8889	○	○	○
相談支援事業所ひなゆり	458-0808	緑区東神の倉二丁目 2260 番地の 2	838-9741	853-9442	○	○	○
相談支援センターてらす	458-0816	緑区横吹町 509 番地　クリアサイト横吹 101	680-9640	680-7280	○	○	○
相談支援カモミール	458-0045	緑区鹿山三丁目 128 番地	680-8050	680-8051	○		
相談支援よすが	459-8001	緑区大高町石ノ戸 4 番地の 2	618-8680	308-1440	○	○	○
相談支援ハピネス	458-0004	緑区乗鞍一丁目 301 番地　神沢ハイツ 403	846-6533	846-6544	○	○	○
相談支援グリーンミント	458-0038	緑区作の山町 149 番地の 3	680-7207	680-7208	○		
相談支援事業所かわうそファミリー	458-0916	緑区有松町大字桶狭間字愛宕西 23 番第 500 番地	080-3599-7641	621-5504	○		
相談支援ルナ	458-0035	緑区曽根二丁目 433 番地　ユーハウス左京山 501 号	825-6424	825-6425	○		
季楽指定特定相談支援事業所春風	458-0826	緑区平子が丘 607 番地	058-631-9666	613-9667	○		
相談支援イノベル	458-0829	緑区鎌倉台一丁目 211 番地　A棟 2 階	829-1481	829-1479	○	○	○
ひまわりの風	465-0065	名東区梅森坂三丁目 3607 番地	709-3811	709-3812	○		
相談支援事業所 ＴＵＴＴＩ	465-0022	名東区藤森西町 301 番地の 1	799-3133	760-5056	○		
杜の家	465-0065	名東区梅森坂三丁目４１０１番地	709-3813	709-3814	○		
藤森相談事業所	465-0036	名東区藤里町４１０番地	739-7725	739-7726	○	○	○
指定相談事業所はまなす	465-0054	名東区高針台一丁目 911 番地	704-7551	704-7552	○		
ほどほど	465-0036	名東区藤里町 30-1　FS マンション 102 号	775-6866	726-6266	○	○	○
相談支援センター皐月	465-0011	名東区山の手三丁目 1807 番地 タウニー山の手 B102 号	737-9071	737-9073	○	○	○
つ・な・ぐ	465-0004	名東区香南二丁目 301 番地エスポワール香南 203 号	799-9620	799-9621	○		
ぱぷりかレッド	465-0064	名東区大針三丁目 142 番地	080-4475-1692	880-2012	○		
相談支援事業所 こころすみか	465-0025	名東区上社五丁目 305 番地の 2	703-1157	702-5357	○	○	○
一社相談支援事業所	465-0041	名東区朝日が丘 101 番地　ラ・メゾン藤ヶ丘 10C 号室	737-8653	737-8653	○	○	○

名称	郵便番号	住所	電話	ファックス	計画	移行	定着
相談支援事業所ライフラボ	465-0058	名東区貴船一丁目 143 番地　サンヒルズキフネ 107	0120-727-070	734-9160	○	○	○
障害者相談支援事業所 Cafune	465-0085	名東区西山本通２丁目 20 番地　１階２号室	990-2042	308-3244	○		
相談支援事業所つなごや	465-0097	名東区平和が丘四丁目 243 番地	217-9970	784-2051	○	○	○
相談支援事業所 ｅｔａｎａ	465-0025	名東区上社三丁目 1807 番地の２　ＳＡＮ上社 102	753-5599	753-5540	○		
相談支援事業所ぽると	465-0024	名東区本郷三丁目５番地　グロウバルビル５B	737-8310	737-8311	○		
ａｄｖａｎｃｅｄｃｏｕｎｓｅｌマホロバ	465-0061	名東区高針一丁目 1714 番地	439-6800	439-6801	○		
相談支援事業所ともに	465-0053	名東区極楽三丁目 304 番地 パシフィクハイツ 207 号室	310-1363	310-1363	○	○	○
相談支援ほっと	468-0011	天白区平針一丁目 1907 番地	846-2230	846-2299	○		
相談支援事業所てふてふ	468-0072	天白区大坪二丁目 804 番地　ラフォーレ八事 213 号室	846-7101	846-7102	○	○	○
名古屋市あけぼの学園	468-0001	天白区植田山二丁目１０１番地	781-0155	781-0269	○	○	○
あしたの丘	468-0074	天白区八幡山 746 番地の１	836-6001	836-1756	○		
アライバル	468-0051	天白区植田二丁目 202 番地　横地ビル２階	804-0755	800-9872	○	○	○
相談支援センターきぼう	468-0001	天白区植田山二丁目 101 番地	781-8020	781-8021	○	○	○
相談支援事業所ライフデザイン	468-0015	天白区原一丁目 2402 番地の１ 第２水野マンション 102 号	918-2861	918-2862	○	○	○
ケアプランコマ障がい支援センター	468-0056	天白区島田二丁目 408 番地	838-5105	842-9538	○	○	○
相談支援事業所ルドルフ	468-0066	天白区元八事二丁目 186 番地 ファミール元八事 405 号室	846-3380	715-8016	○		
生活支援センターゆにぞん	468-0003	天白区鴻の巣一丁目 2620 番地 ＣＡＳＡ・A2 階 202 号室	990-4031	990-4041	○		
むすび相談支援センター	468-0051	天白区植田一丁目 1306 番地　メゾンＵＥＤＡ201 号	755-8487	755-6674	○	○	○
ａｂｂｅｙの相談支援おんじ	468-0065	天白区中砂町 15 番地　DIPPS 黒猫ビルヂング 2F	893-6609	893-6609	○		
エイトカラーズ相談支援センター	468-0011	天白区平針三丁目 2211 番地 大林ビル２A号室	848-1780	308-8017	○	○	○
相談支援事業所あーるいー	468-0067	天白区池見一丁目 115 番地の１ 池見グリーンハイツ 102 号	080-6865-1127	050-3172-7398	○	○	○
さかえ相談支援センター	468-0011	天白区平針一丁目 1206 番地 パークレジデンス 107	805-2537	805-2528	○	○	○

24　その他

	内　　容	相談時間
(1) 民生委員 児童委員	障害児・者又はその家族の相談に応じ、援助指導するとともに、関係行政機関の業務に協力して、社会福祉の増進に努めています。	
(2) 手話通訳者	手話を必要とする聴覚障害者等に対して、その意思を伝達したり仲介を行うための手話通訳者を、市健康福祉局障害福祉部障害企画課、身体障害者更生相談所及び名身連聴覚言語障害者情報文化センター内に設置しています。	障害企画課 月～金　9:00～16:00
		身体障害者更生相談所 月～金　9:00～16:00
		名身連聴覚言語障害者情報文化センター 月～金　9:00～17:00　　水曜日は休館
(3) 聴覚障害者 相談員	聴覚障害者等の生活相談に応じるため名身連聴覚言語障害者情報文化センター内に聴覚障害者相談員を設置しています。	名身連聴覚言語障害者情報文化センター 〒453-0053　中村区中村町 7-84-1 ☎　　413-5885 ファックス　　413-5853 ※事前にファックス等でご予約ください 月、木、金　9:00～20:30 火、土、日、祝日 9:00～16:30
(4) 点訳者	市健康福祉局障害福祉部障害企画課に点訳者を設置し、市に寄せられた点字文書の翻訳等を実施しています。	月～金　9:00～16:00

3　医療

1　自立支援医療の給付

	内　　容	対　象　者	申　　込
更生医療の給付	身体障害者の障害の軽減や除去することが可能な場合で医療を必要とする時は、自立支援医療（更生医療）の給付を受けることができます。 人工透析・じん移植（じん臓機能障害）、心臓人工弁置換手術・ペースメーカー埋込み手術（心臓機能障害）、網膜剥離手術（視覚障害）、人工関節置換術・義肢装着手術（肢体不自由）、抗ＨＩＶ療法等が対象となりますが、給付を受けるためには、事前に身体障害者更生相談所の判定を受け、指定自立支援医療機関で治療を受ける必要があります。 自己負担額については、低所得者及び長期かつ継続的な治療を要する方（じん臓機能障害、小腸機能障害、心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る。）、肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る。）免疫機能障害の方）、過去一年間に高額な医療費が継続して発生している方には、月額自己負担上限額が設けられます。（月額自己負担上限額までは、医療費の１割を負担）	身体障害者手帳所持者（呼吸器、ぼうこう又は直腸機能障害は除く） ※ただし、長期かつ継続的な治療を要する方や過去一年間に高額な医療費が継続して発生している方以外で、世帯の所得が一定水準以上の方は、制度対象外となる場合があります。	区役所福祉課（社会福祉事務所）支所区民福祉課
育成医療の給付	日常生活に支障のある疾患及び将来の自活に支障となる身体的不自由を残すおそれがある疾患があると認められる児童で、その疾患について確実な治療効果が期待できる場合に、指定自立支援医療機関において、公費で医療の給付を受けることができます。自己負担額については、受診者の属する世帯の所得や疾患によって月額自己負担上限額が設けられます。（月額自己負担上限額までは、医療費の１割を負担）	18 歳未満の児童（筋肉注射の後遺症による筋拘縮症については、18 歳以上の方を含む） ※ただし、世帯の所得が一定水準以上の方は、制度対象外となる場合があります。	
精神通院医療の給付	精神障害者に対し、当該精神障害者が病院又は診療所へ入院することなく行われる医療費の一部を給付します。 指定自立支援医療機関で治療を受ける必要があります。自己負担額については、低所得者及び長期かつ継続的な治療を要する方、過去一年間に高額な医療費が継続して発生している方には、月額自己負担上限額が設けられます。（月額自己負担上限額までは、医療費の１割を負担）	病院又は診療所へ入院しないで行われる精神障害の医療を受ける方。 ※ただし、長期かつ継続的な治療を要する方や過去一年間に高額な医療費が継続して発生している方以外で、世帯の所得が一定水準以上の場合は制度対象外となります。	

2　小児慢性特定疾病医療費の支給

内　　容	対　象　者	申　　込
小児期に小児がんなどの特定の疾病にり患し、長期間の療養を必要とする児童の健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、都道府県・政令指定都市・中核市等の指定する指定医療機関において受けられた医療について、公費で医療費の支給を受けることができます。 世帯の所得等に応じた月額自己負担上限額がありますが、費用が高額な治療が長期間にわたり継続する方、重症患者認定を受けた方、人工呼吸器等を装着している方または血友病等一部の疾病については、月額自己負担上限額が軽減される場合があります。（月額自己負担上限額までは、医療費の２割を負担）	原則として、保護者が名古屋市に住所を有する 18 歳未満の児童で、対象疾病にり患し、都道府県・政令指定都市・中核市等の指定する指定医により、疾病の状態の程度が国の定める基準に該当すると診断された方が対象です。 なお、18 歳到達時点において引き続き治療が必要であると認められた場合は 20 歳到達の前日まで延長できます。	区役所福祉課（社会福祉事務所）支所区民福祉課

3　特定医療費の助成

内　　容	対　象　者	申　込
難病のうち、厚生労働大臣が指定した疾病（指定難病）にり患している方で、国が疾病ごとに定める認定基準（個々の指定難病の特性に応じて、日常生活または社会生活に支障があると認められる程度）を満たしている場合に、指定医療機関において、公費で対象疾病の医療の支給を受けることができます。 ○対象疾病（指定難病）348 疾病 ○医療保険上の世帯に応じた月額自己負担上限額がありますが、高額かつ長期の治療を要する方、人工呼吸器等を装着し、要件を満たしている方については、月額自己負担上限額の軽減があります。 （上限額に達するまでは、医療保険・介護保険の患者負担割合（負担割合が３割の方は２割負担に軽減されます）を負担）	指定難病にり患しており、かつ次のいずれかに該当する方 ⑴病状の程度が国の定める基準を満たす方 ⑵⑴には該当しないが、支給認定申請を行った月以前の 12 ヶ月以内に指定難病に係る医療費総額が 33,330 円を超える月が３ヶ月以上ある方	区役所福祉課 支所区民福祉課

4　障害者医療費の助成

内　　容	対　象　者	申　込
病院などで受診したときの医療費（保険診療分）の自己負担額を助成します。ただし、後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある先発医薬品を希望したことで生じる特別の料金、入院時の差額ベッド代や健康診断、予防接種、文書料、食事負担（標準負担額）など保険診療以外のものは助成されません。 また、配偶者が重度の障害者（おおむね身体障害者手帳 1～2 級）で、18 歳以下の児童を扶養している家庭に対しては、ひとり親家庭等医療費助成制度が適用される場合があります。ただし、所得制限があります。 65 歳以上で、障害者医療費助成制度の対象要件に該当する方のうち、後期高齢者医療制度の対象になり得る障害のある方が医療費の助成を受けるには、後期高齢者医療制度に加入していただくことになります（＊）。	健康保険に加入している障害児・者で、本人の前年（1～7 月は前々年）の所得が特別障害者手当受給限度額以下の方のうち、次のいずれかに該当する方 ○身体障害者手帳 1～3 級（ただし、じん臓機能障害の方は 1～4 級、進行性筋萎縮症の方は 1～6 級）をお持ちの方 ○精神障害者保健福祉手帳 1～2 級をお持ちの方 ○知能指数が 50 以下と判定された方 ○医師に自閉症状群と診断された方 ○特定医療費受給者証（指定難病）をお持ちの方のうち、日常生活が著しい制限を受けると医師に証明された方	区役所保険年金課 支所区民福祉課

（＊）65 歳以上 75 歳未満の方における【障害】要件について
- 身体障害者手帳 1～3 級、愛護手帳 1～2 度、精神障害者保健福祉手帳 1～2 級の方
  後期高齢者医療制度への移行を選択される場合、福祉給付金制度で自己負担額を助成します。
  移行を選択されない場合は、医療費の助成を受けられません。
- じん臓機能障害 4 級、進行性筋萎縮症 4～6 級、愛護手帳 3 度、自閉症状群の方、指定難病患者の方
  後期高齢者医療制度へは移行できません。障害者医療費助成制度が利用できます。

5　後期高齢者医療制度

内　容	対　象　者	申　込
「75 歳以上の方」と「65 歳から 74 歳で一定の障害のある方」を対象とする医療保険制度です。 患者負担割合は、1～3 割負担です。 「対象者（右欄参照）」に該当される方は、今まで加入していた国民健康保険や職場の健康保険などの被保険者又は被扶養者の資格を喪失し、後期高齢者医療制度に加入していただくことになります。	【75 歳以上】 75 歳の誕生日から全員対象	届出は不要です。
	【65 歳～74 歳】 次の一定の障害がある方のうち、加入の申出をいただいた方のみ対象 ①身体障害者手帳の１～３級に該当 ②身体障害者手帳の４級のうち、言語機能障害、音声機能障害、下肢障害１・３・４号のいずれかに該当 ③愛護手帳の１、２度に該当 ④精神障害者保健福祉手帳の１、２級に該当 ⑤国民年金などの障害年金の１、２級に該当	○区役所保険年金課・支所区民福祉課に届出をし、後期高齢者医療広域連合の認定を受けた日から被保険者になります（県外の国民健康保険の住所地特例を受けている方は、前住所地の市町村が届出先です。） ○一度、認定を受けた方も、74 歳までは障害認定を撤回し、他の健康保険に移ることができます。

※生活保護受給中の方は、被保険者になりません。

6　歯科保健医療センター

内　　容	対 象 者	申　込
名古屋市歯科医師会では、心身に障害のある方で、日頃地域で歯科検診を受けることが困難な方に対して、相談と診療を行う歯科保健医療センターを開設しています。 ⑴名古屋北歯科保健医療センター 〒462-0057　北区平手町 1-1-5 （クオリティライフ 21 城北内） ☎　　915-8844 ファックス　915-8844 市バス：西部医療センター 開設日：火～土曜日　開設時間：9:00～17:00 ⑵名古屋南歯科保健医療センター 〒457-0821　南区弥次ヱ町 5-12-1 ☎　　611-8044 ファックス　825-4340 市バス：廻間・日本ガイシスポーツプラザ　　ＪＲ：笠寺 開設日：火～土曜日　開設時間：9:00～17:00 （参考）愛知県歯科医師会でも、同様の相談・診療を行っています。 愛知歯科医療センター 〒460-0002　中区丸の内 3-5-18 （愛知県歯科医師会館 1 階　あいち口腔保健センター内） ☎　　962-9102 ファックス　962-8081 地下鉄：久屋大通 開設日：木・土曜日　受付時間：14:00～15:40	身体障害者手帳(１～３級)または愛護手帳(１～３度)の交付を受けている方などで、地域で歯科診療を受けることが困難な障害児･者の方	予約制です。 診療を希望するセンターにご相談ください。

7　脳性まひ者等医療相談事業

内　　容	対 象 者	申　込
脳性まひ等による障害に起因して、二次的に発生する障害の発生・進行の予防について、医学的な相談を行い、生活上の指導等を行います。 ○事業内容 ⑴問診、相談、指導 ⑵検査（身体計測、理学的検査、血圧測定、検尿、脂質検査、肝機能検査、腎機能検査等） ○相談回数　　１人 年１回 ○利用方法　　予約制	脳性まひ等に起因する運動機能障害のある方で身体障害者手帳の交付を受けている方	身体障害者更生相談所 ☎　　835-3821 ﾌｧｯｸｽ　835-3724

8　受診サポート手帳

内　　容	対 象 者	申　込
知的障害や精神障害、発達障害のある方等でコミュニケーションがうまく取れない方が、安心して医療機関を受診できるよう希望者に配布しています。診察時に配慮して欲しいことや注意事項などを、本人や家族があらかじめ記入して、診察前に医療機関に提出します。	知的障害児・者、精神障害児・者、発達障害児・者　等 （愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳を持たない方も利用できます）	区役所福祉課 （社会福祉事務所） 支所区民福祉課 保健センター保健予防課

4　在宅サービス

1　日常生活用具の給付

身体障害児・者、知的障害児・者、精神障害児・者、難病等障害児・者の日常生活の便宜を図るため、次のような日常生活用具の給付があります。ただし、利用者本人（児童の場合は保護者）の所得状況に応じた利用者負担（上限月額までは販売価格の１割の負担）があり、それぞれの種目には、給付限度額（それぞれの用具に対して補助できる限度額。）があります。用具と障害の内容により、申請に必要な書類が異なります。また、用具を購入される前に申請が必要ですのでお住まいの区の区役所・支所へご相談ください。

※ご利用希望者本人の市民税所得割の額が 46 万円以上の方は対象になりません。（対象者が障害児の場合を除く）

種　目	対　象　者	耐用年数
特殊マット	・原則３歳以上で、①～⑤のいずれかに該当する方 ① 知的障害重度以上の在宅の方 ② 18 歳未満の下肢機能障害２級以上の在宅の方 ③ 18 歳未満の体幹機能障害２級以上の在宅の方 ④ 18 歳以上の下肢機能障害１級で、常時介護を必要とする在宅の方 ⑤ 18 歳以上の体幹機能障害１級で、常時介護を必要とする在宅の方 ・難病等の疾患により寝たきりの状態にある在宅の方	５年
特殊尿器	・原則学齢児以上で、①、②のいずれかに該当する方 ① 下肢機能障害１級で、常時介護を必要とする在宅の方 ② 体幹機能障害１級で、常時介護を必要とする在宅の方 ・難病等の疾患により自力で排尿できない在宅の方	5年
入浴担架	原則３歳以上で、①、②のいずれかに該当する方 ① 下肢機能障害２級以上で、入浴にあたり介助を必要とする在宅の方 ② 体幹機能障害２級以上で、入浴にあたり介助を必要とする在宅の方	5年
体位変換器	・原則学齢児以上で、①、②のいずれかに該当する方 ① 下肢機能障害２級以上で、下着交換等にあたり介助を必要とする在宅の方 ② 体幹機能障害２級以上で、下着交換等にあたり介助を必要とする在宅の方 ・難病等の疾患により寝たきりの状態にある在宅の方	5年
移動用リフト	・原則３歳以上で、①、②のいずれかに該当する方 ① 下肢機能障害２級以上の在宅の方 ② 体幹機能障害２級以上の在宅の方 ・難病等の疾患により下肢又は体幹機能に障害のある在宅の方	4年
特殊寝台	難病等の疾患により寝たきりの状態にある在宅の方	8年
訓練用ベッド	難病等の疾患により下肢又は体幹機能に障害のある在宅の方	8年
入浴補助用具	・原則３歳以上で、①、②のいずれかに該当する方 ① 下肢機能障害で、入浴にあたり介助を必要とする在宅の方 ② 体幹機能障害で、入浴にあたり介助を必要とする在宅の方 ・難病等の疾患により入浴にあたり介助を必要とする在宅の方	５年
便器	・原則学齢児以上で、①、②のいずれかに該当する方 ① 下肢機能障害２級以上の在宅の方 ② 体幹機能障害２級以上の在宅の方 ・難病等の疾患により常時介護を要する在宅の方	8年
T字状・棒状のつえ	・原則３歳以上で、① ～ ④のいずれかに該当する方 ① 平衡機能障害で、歩行が不安定な方 ② 下肢機能障害で、歩行が不安定な方 ③ 体幹機能障害で、歩行が不安定な方 ④ 内部障害で、歩行が不安定な方 ・難病等の疾患により下肢が不自由な方	3年
移動・移乗支援用具	・原則３歳以上で、① ～ ③のいずれかに該当する方 ① 平衡機能障害で、家庭内の移動等において介助を必要とする在宅の方 ② 下肢機能障害で、家庭内の移動等において介助を必要とする在宅の方 ③ 体幹機能障害で、家庭内の移動等において介助を必要とする在宅の方 ・難病等の疾患により下肢が不自由な在宅の方	8年
頭部保護帽	① ～ ⑥のいずれかに該当する方 ① 平衡機能障害で、転倒の危険がある方 ② 下肢機能障害で、転倒の危険がある方 ③ 体幹機能障害で、転倒の危険がある方 ④ 両上肢障害で、転倒の危険がある方 ⑤ 知的障害の重度以上で、医師が必要と認めた方 ⑥ てんかんの発作等により頻繁に転倒する精神障害の１級で、医師が必要と認めた方	3年

種　目	対　象　者	耐用年数
特殊便器	・原則学齢児以上で、①、②のいずれかに該当する方 ① 上肢機能障害２級以上の在宅の方 ② 知的障害 重度以上で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な在宅の方 ・難病等の疾患により上肢機能に障害のある在宅の方	８年
火災警報器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な①～③のいずれかに該当する障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 ① 身体障害の２級以上 ② 知的障害 重度以上 ③ 精神障害の１級	８年
自動消火器	・火災発生の感知及び避難が著しく困難な①～③のいずれかに該当する障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 ① 身体障害の２級以上 ② 知的障害 重度以上 ③ 精神障害の１級 ・火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病等障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	５年
電磁調理器	18 歳以上で、①～④のいずれかに該当する方 ① 視覚障害２級以上のみの世帯及びこれに準ずる世帯 ②上肢、下肢又は体幹機能障害２級以上の方 ③知的障害　重度以上の方 ④精神障害の１級で、障害のために火の管理が困難な方	６年
視覚障害者用はかり	原則学齢児以上で、視覚障害２級以上のみの世帯及びこれに準ずる世帯	５年
歩行時間延長信号機用小型送信機	原則学齢児以上で、視覚障害２級以上の方	10 年
聴覚障害者用屋内信号装置	18 歳以上で、聴覚障害２級以上のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯	10 年
浴槽	原則学齢児以上で、①、②のいずれかに該当する方 ① 下肢機能障害２級以上の在宅の方 ② 体幹機能障害２級以上の在宅の方	８年
簡易浴槽		３年
湯沸器		８年
風呂釜		５年
透析液加温器	原則３歳以上で、腎臓機能障害３級以上の自己連続携行式腹膜灌流法(ＣＡＰＤ)による透析療法を行う方	５年
ネブライザー	・原則学齢児以上で、①、②のいずれかに該当する方 ① 呼吸器機能障害３級以上の方 ② ①と同程度の身体障害児・者 ・難病等の疾患により呼吸機能に障害のある方	５年
電気式たん吸引器	・原則学齢児以上で、①、②のいずれかに該当する方 ① 呼吸器機能障害３級以上の方 ② ①と同程度の身体障害児・者 ・難病等の疾患により呼吸機能に障害のある方	５年
酸素ボンベ運搬車	18 歳以上で、医療保険における在宅酸素療法を行う方	10 年
視覚障害者用音声体温計	原則学齢児以上で、視覚障害２級以上の方が属する世帯	５年
視覚障害者用体重計	原則学齢児以上で、視覚障害２級以上のみの世帯及びこれに準ずる世帯	５年
視覚障害者用血圧計	18 歳以上で、視覚障害２級以上のみの世帯及びこれに準ずる世帯	５年
パルスオキシメーター	① 呼吸器機能障害で、在宅酸素療法を行っている方 ② 心臓機能障害で、在宅酸素療法を行っている方 ③ ①又は②と同程度の障害で、在宅酸素療法を行っている方 ④ 呼吸器機能障害で、人工呼吸器を常時使用している方 ⑤ 心臓機能障害で、人工呼吸器を常時使用している方 ⑥ ④又は⑤と同程度の障害で、人工呼吸器を常時使用している方 ⑦ 難病等の疾患により人工呼吸器を装着している方	５年

種　目	対　象　者	耐用年数
聴覚障害者用体温計	原則学齢児以上で、聴覚障害２級以上の方が属する世帯	５年
携帯用会話補助装置	原則学齢児以上で、①～③のいずれかに該当する方 ① 音声・言語機能障害で、発声・発語に著しい障害を有する方 ② 肢体不自由で、発声・発語に著しい障害を有する方 ③ 聴覚障害２級以上の方	５年
視覚障害者用基本ソフト	原則学齢児以上で、視覚障害の方	３年
情報通信・支援用具	原則学齢児以上で、①、②のいずれかに該当する方 ① 視覚障害の方 ② 上肢機能障害２級以上の方	５年
点字ディスプレイ	原則学齢児以上で、視覚障害の方	６年
標準型点字器	視覚障害の方	７年
携帯用点字器	視覚障害の方	５年
点字タイプライター	原則学齢児以上で、視覚障害２級以上の方	５年
視覚障害者用ポータブルレコーダー	原則学齢児以上で、視覚障害の方	６年
視覚障害者用活字文書読上げ装置	原則学齢児以上で、視覚障害の方	６年
視覚障害者用拡大読書器	原則学齢児以上で、視覚障害の方	８年
暗所視支援眼鏡	・原則学齢児以上の視覚障害の方で、夜盲又は視野狭窄があり、医師が必要と認めた方 ・難病等の疾患により夜盲又は視野狭窄があり、医師が必要と認めた方	８年
視覚障害者用時計	原則学齢児以上で、視覚障害２級以上の方	５年
地デジが聞けるラジオ	原則学齢児以上で、視覚障害２級以上の方	５年
聴覚障害者用通信装置	原則学齢児以上で、①、②のいずれかに該当する方 ① 聴覚障害で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方 ② 発声・発語に著しい障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方	５年
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害の方で、本装置によりテレビの視聴が可能になる方	６年
人工喉頭	音声機能障害又は言語機能障害を有し、無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難な方	笛式　４年 電動式５年
人工鼻 ※付属品のみ	音声機能障害又は言語機能障害を有し、無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難で、常時埋込型の人工喉頭を使用する方	―
人工内耳体外機交換用電池（使い捨て）	聴覚障害で、人工内耳を装用している方	―
人工内耳体外機交換用充電池	聴覚障害で、人工内耳を装用している方	１年
人工内耳体外機交換用充電器	聴覚障害で、人工内耳を装用している方	３年
視覚障害者用音声ＩＣタグレコーダー	原則学齢児以上で、視覚障害２級以上の方	６年

種　目	対　象　者	耐用年数
パーソナルコンピュータ	原則学齢児以上で、①、②のいずれかに該当する方 ① 上肢機能障害２級以上の方で、文字を書くことが困難な方 ② 言語機能障害かつ上肢機能障害による身体障害２級以上の方で、文字を書くことが困難な方	６年
ストーマ用装具	① 直腸機能障害で、消化器系ストーマを造設している方 ② ぼうこう機能障害で、尿路系ストーマを造設している方 ③ ぼうこう機能障害で、カテーテルを体内に常時留置することによって、尿路変更を行っている方	―
紙おむつ等	【ぼうこう機能障害の方】 ① 治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマ変形のためストーマ用装具を装着できない方 ② 先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害のある方 【直腸機能障害の方】 ③ 治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマ変形のためストーマ用装具を装着できない方 ④ 先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排便機能障害のある方 ⑤ 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある方 【肢体不自由の方】 ⑥ 脳原性運動機能障害により排尿もしくは排便の意思表示が困難な方で、発現年齢が６歳未満であり、申請時の年齢が３歳以上の方で医師が必要と認めた方	―
洗腸装具	【直腸機能障害の方】 ① 治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマ変形のためストーマ用装具を装着できない方 ② 消化器系ストーマを造設し、洗腸排便法を行っている方 ③ 先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排便機能障害のある方 ④ 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある方 【肢体不自由の方】 ⑤ 脳原性運動機能障害により排尿もしくは排便の意思表示が困難な方で、発現年齢が６歳未満であり、申請時の年齢が３歳以上の方で医師が必要と認めた方	６か月
収尿器	排尿の調節が自由にできない、排尿障害のある方	１年
住宅改修	難病等の疾患により下肢又は体幹機能に障害のある在宅の方	―

※問い合わせ・申請先　区役所福祉課（社会福祉事務所）、支所区民福祉課

※介護保険の第１号被保険者及び特定疾病に該当する第２号被保険者については、入浴補助用具、移動用リフト、移動・移乗支援用具、便器、特殊マット、体位変換器、特殊尿器、簡易浴槽、特殊寝台、住宅改修を給付することはできません。

2　福祉電話・福祉ファックスの貸与

内　　容		対　象　者	申　　込
コミュニケーション及び緊急連絡の確保を図るため、福祉電話又は福祉ファックスの貸与をします。 ※所得税非課税世帯で現に電話回線のない場合に限ります。 ※通話料は利用者の負担です。	福祉電話	外出困難な在宅の重度身体障害者（身体障害者手帳１・２級）	区役所福祉課 (社会福祉事務所) 支所区民福祉課
	福祉ファックス	在宅の聴覚障害者（2-3 級）又は音声・言語機能障害者（3 級）のみの世帯等	

3　119 番通報（音声による 119 番通報が困難な方）

内　　容		対　象　者	問合せ・申込
ファックス 119	ファックス番号　119 または 953-4119 ※ＬＴＥを利用した固定電話(おうちのでんわ、ホームプラス電話等)からは 119 へのファックスはできません。	聴覚障害者、音声・言語機能障害者	消防局消防部指令課
Ｎｅｔ１１９（インターネット）	消防局に事前登録した方は、火災・救急事案発生時にスマートフォン等による音声によらない緊急通報ができます。 ※事前登録制です。		
メール １１９	消防局に事前登録した方は、火災・救急事案発生時に携帯電話等の電子メールで緊急通報ができます。 ※**原則**事前登録制です。		

※併せて搬送先の医療機関への手話通訳者または要約筆記者の派遣を依頼できます。（48ページ）

4　110 番通報（音声による 110 番通報が困難な方）

内　　容		対　象　者	問合せ
ＦＡＸ１１０番	FAX 番号　0120-110-369（フリーダイヤル）	聴覚障害者、音声・言語機能障害者	愛知県警察本部地域部通信指令課
１１０番アプリシステム	専用アプリから文字や画像で 110 番通報できるシステムです。 ・スマートフォンの方 iPhone の方は AppStore から、Android の方は GooglePlay で「110 番アプリ」と検索しダウンロードしてください。 ・フィーチャーフォンの方 ご使用の携帯電話から　https://mobile110.npa.go.jp にアクセスしてください。（http 接続も可能です。）		

5　あんしん電話機の貸与

内　　容	対　象　者	申　　込
自宅で火災や心臓発作などの緊急事態が発生したとき、胸にぶらさげたペンダントのボタンを押すと、消防局防災指令センターと近隣協力者、または契約業者のコールセンターと近隣協力者に通報されるあんしん電話機を貸与します。（あんしん電話機に火災感知器、戸外ベル及び火災通報ボタンを連動させた火災警報器連動システムも選択可能です。）	外出が困難なため、緊急時における連絡手段の確保が困難な方であって、身体障害者手帳 1・2 級のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する方 ※在宅の方のみ対象	区役所福祉課 (社会福祉事務所) 支所区民福祉課

6　重度障害者移動入浴サービスの給付

内　　容	対　象　者	申　　込
家庭内において入浴が困難な重度の身体障害者に移動入浴利用券を給付します。 〇利用券の枚数 年間 104 枚が上限 〇利用者負担額 世帯（本人及び配偶者）所得により負担額が異なります。	おおむね 15 歳以上、65 歳未満で、下肢又は体幹機能障害１・２級の身体障害者手帳を所持する方であって、かつ次のア又はイのどちらかに該当する方 ア　愛護手帳１度・２度を所持する方 イ　３か月以上全面介助を要する状態が継続している方 ※介護保険の要支援、要介護の認定を受けた方は対象になりません。	区役所福祉課 (社会福祉事務所) 支所区民福祉課

7　補装具費の支給

内　　容	対 象 者	申　込
下記の補装具について、利用者の申請に基づき、補装具の購入、借受け又は修理が必要と認められた場合は、その費用の一部を補装具費用として利用者に支給します。 補装具ごとに申請時に必要な書類が異なりますので、事前にお住まいの区の区役所、支所へお問合わせください。 ※一部を除いて、身体障害者更生相談所の判定（児童の場合は、自立支援医療機関の担当医師の作成した意見書）が必要です。	身体障害者手帳所持者 難病患者等 ※ご利用希望者の方又は同一の世帯に属する配偶者の市民税所得割の額が４６万円以上の方がいる場合（対象者が障害児の場合は除く）は対象になりません。	区役所福祉課（社会福祉事務所） 支所区民福祉課

区　分	耐用・使用年数	備　考
義肢（義手・義足）（※3）	4か月～1年6か月(児童の場合)	使用される方の年齢（※1）、型式等により耐用年数は異なります。
	1年～5年	
装具（※3）	4か月～1年6か月(児童の場合)	
	1年～3年	
姿勢保持装置（※3）	3年	長時間座位、立位、臥位等をとることができない方、自力で座位、立位、臥位等を保持できない方が対象となります。
車載用姿勢保持装置（※3）	3年	体幹、股関節等を固定するためのパッド等を装備し、乗車中の姿勢を保持することを可能にする機能を有する車載用の装置です。
視覚障害者安全つえ	2年～5年	普通用、携帯用、身体支持併用があり、構造や材質により耐用年数は異なります。
義眼	2年	レディメイド、オーダーメイドがあります。
眼鏡	2～4年	矯正用、遮光用、コンタクトレンズ、弱視用があります。
補聴器	5年	補聴器の出力音圧や構造によって対象者が異なります。
人工内耳	―	人工内耳用音声信号処理装置の修理に限ります。
車椅子	6年	自走用、介助用、その他特殊な車椅子があります。リクライニング式、テイルト式等の機能があります。型式によって対象者が異なります。
電動車椅子	6年	標準形、簡易形があります。リクライニング式、テイルト式等の機能があります。型式によって対象者が異なります。
歩行器（※3）	5年	六輪型、四輪型、三輪型、二輪型、固定式、交互式があります。
歩行補助つえ（一本つえ除く）	2年～4年	松葉づえ、ロフストランドクラッチ、多脚杖等があります。構造や材質により耐用年数が異なります。
重度障害者用意思伝達装置（※3）	5年	重度の四肢体幹機能障害かつ言語機能を喪失の状態にある方で、コミュニケーション手段として必要とされる方が対象となります。
起立保持具（※2）	3年	体幹や下肢の障害のある方が、立位の安定をはかるために使用します。
排便補助具（※2）	2年	普通便所での排便が困難な場合に、座位の保持により排便しやすくするために使用します。

（※1）児童の場合は、年齢に応じて使用年数が設けられています。詳しくは、区役所福祉課、支所区民福祉課へお尋ねください。
（※2）児童の場合のみ対象。
（※3）借受け対象の種目（義肢・装具・姿勢保持装置は完成用部品のみ）

○所得区分に応じた利用者負担上限月額を超える負担は生じません。（上限月額までは費用の１割を負担）
○補装具費の支給については、償還払い方式と代理受領方式があります。
○補装具費の支給対象となる補装具には、それぞれ耐用・使用年数があり、その期間中壊れた時は、原則として修理になります。
○65 歳以上の方及び介護保険の要支援、要介護認定を受けた方については、介護保険により貸与を受けることが可能な用具（歩行器、歩行補助つえ（１本つえを除く）、車椅子、電動車椅子）の補装具費の支給は、原則受けることができません。障害の状況に合わせ、個別に製作する場合については、身体障害者更生相談所の判定が必要です。

8　軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成

内　　容	対　象　者	申　　込
利用者の申請に基づき、補聴器の購入が必要と認められた場合は、その費用の一部を支給します。購入前の申請が必要となりますので、事前に子ども青少年局子ども福祉課へお問合せください。	18 歳未満の方で、聴力レベルが原則として30dB（デシベル）以上で（両耳又は片耳）、かつ身体障害者手帳交付の対象とならない方 ※令和３年４月１日より 18 歳に到達した方については 18 歳に到達した日の属する年度の３月までの期間も支給の対象となります。 ※本事業による助成を受け、当該助成決定日から５年を経過していない方は、助成の対象としておりません。	子ども青少年局 子ども福祉課 ☎　972-2520

9　寝具・特殊寝台の貸与

内　　容		対　象　者	申　　込
寝具・特殊寝台を貸与します。		６歳以上の本市住民の方で、次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳の下肢又は体幹機能障害１・２級でかつ愛護手帳１度・２度の方 ②身体障害者手帳の下肢又は体幹機能障害１・２級で３ヶ月以上全面介助を要する状態が継続している方 （本人及び扶養義務者について所得制限があります。） ※特殊寝台については、65 歳以上の方及び 40 歳以上の介護保険法による要支援、要介護認定を受けている方は対象になりません。	区役所福祉課 （社会福祉事務所） 支所区民福祉課
寝具	敷布団又はベッドパット、掛布団、毛布、枕、敷布、包布（掛布団用、毛布用）、枕カバー、ネマキ又はパジャマ		
特殊寝台	背あげ、膝あげ、高さ等の調節ができるもの		

10　点字図書の給付

内　　容	対　象　者	申　　込
主に情報の入手を点字によっている視覚障害者の方に対し、点字図書の給付を行っています。 給付が受けられる図書は、「点字図書給付対象出版施設」が発行するもので、年間 6 タイトル又は 24 巻のいずれかに達するまでを限度とします。ただし月刊や週刊等で発行される雑誌は除きます。（当該点字図書の原本となる一般図書の購入価格相当額が自己負担となります。）	在宅の視覚障害児・者の方のうち、主に情報の入手を点字によっている方	区役所福祉課 （社会福祉事務所） 支所区民福祉課

11　視覚障害者ワードプロセッサの共同利用

内　　容	設　置　場　所
視覚障害者の方が音声で入力を確認しながら点字あるいは墨字の文書を作成することができる装置です。また、視覚障害者の方へ点字情報を提供しているボランティアの方々にも御利用いただけます。なお、印刷用点字用紙も用意してあります。 費用は無料ですが、利用については設置してある施設へお申し込み下さい。	○名身連福祉センター 〒453-0053 中村区中村町 7-84-1　☎　413-5811 ○名古屋ライトハウス情報文化センター 〒455-0013 港区港陽 1-1-65　☎　654-4521 ○名古屋市総合社会福祉会館 〒462-8558 北区清水 4-17-1　☎　911-3191 ○名古屋市障害者スポーツセンター 〒465-0055 名東区勢子坊 2-1501　☎　703-6633

12　居宅介護等（ホームヘルプサービス）

<table>
<tr><th>内　　容</th><th>対 象 者</th><th>申　　込</th></tr>
<tr><td>
障害のある方が、在宅で生活していくために必要となる身体介護等のサービスを提供するもの。

○利用方法
居住地の区役所または支所で交付された受給者証に基づき、支給量の範囲内において、利用者と事業者との間で契約を行います。

○サービスの内容
（１）居宅介護
①身体介護
居宅における食事、入浴、排せつ等の介護
②家事援助
調理、掃除、生活必需品の買物等
③通院等介助
通院等の際の付添い介助
④通院等乗降介助
通院等のため、介護タクシーを利用する際の乗車又は降車等の介助
（２）重度訪問介護
居宅における食事、入浴、排せつ等の介護、調理、掃除、生活必需品の買物等の家事並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、入院中の意思疎通の支援等を行うもの。
（３）同行援護
視覚障害により移動に著しい困難を有する人が外出するときに同行し、移動に必要な情報の提供や援護などを行うもの。
（４）行動援護
知的障害又は精神障害により行動上著しい困難がある障害者・児に対し、外出時において移動中の介護及び危険を回避するための援護を行うもの。
（５）重度障害者等包括支援
常時介護を要する著しく重度の障害者・児に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援及び自立生活援助を包括的に提供するもの。

上記サービスについて、一定の基準に基づきその方に必要と認められる時間を月単位で決定します。（（５）は１日あたりの単位数で決定します。）

○利用料
ひと月に利用したサービスの量に関わらず、利用者本人（18 歳未満の方は保護者）の所得状況に応じた利用者負担上限月額を超える負担は生じません。
（上限月額まではサービス費用の１割を負担）
<table>
<tr><th rowspan="2">区　　分</th><th colspan="2">月額負担上限額</th></tr>
<tr><th>障害者</th><th>障害児</th></tr>
<tr><td>市町村民税非課税世帯
生活保護世帯および中国残留邦人等の支援給付受給世帯</td><td>0円</td><td>0円</td></tr>
<tr><td>市民税課税世帯（所得割 16 万円未満）</td><td>9,300 円</td><td rowspan="2">4,600 円</td></tr>
<tr><td>市民税課税世帯（所得割 16 万円以上 28 万円未満）</td><td rowspan="2">18,600 円</td></tr>
<tr><td>市民税課税世帯（所得割 28 万円以上 46 万円未満）</td><td>18,600 円</td></tr>
<tr><td>市民税課税世帯（上記以外）</td><td>37,200 円</td><td>37,200 円</td></tr>
</table>
※ここでいう世帯の範囲は、障害児については、「住民基本台帳の世帯」、障害者については、「本人及びその配偶者」となります。
※所得割額は、「住宅借入金等特別税額控除」及び「寄付金税額控除」による税額控除前の所得割額で判定を行います。
※所得割額は、扶養控除等の見直し（平成 24 年度）前の方法で算出した所得割額に基づき判定を行います。
</td><td>
・身体障害者手帳の交付を受けた身体障害者・児

・知的障害者・児（愛護手帳所持者や更生相談所等において知的障害があると判定された者）

・精神障害者・児（精神障害者保健福祉手帳、又は精神通院医療にかかわる自立支援医療受給者証の交付を受けている等の要件を満たす者）

・一定範囲の難病患者

※なお、障害の種類によって受けられるサービスが異なります。
</td><td>区役所福祉課
（社会福祉事務所）
支所区民福祉課</td></tr>
</table>

13　訪問指導（地域リハビリテーション事業）

内　　容	対　象　者	申　　込
医師、理学療法士、作業療法士、ケースワーカーなどが各家庭を訪問して相談や助言等を行います。 〇住宅改造等に関する相談 〇入浴方法等に関する相談 〇介助の困難化に伴う相談 〇通院後の在宅生活に関する相談 〇身辺動作に関する相談 ※ただし、定期的に訪問する機能訓練ではありません。 ※利用された場合の費用は無料です。	在宅の身体障害者手帳所持者等 ※介護保険の要介護又は要支援の認定を受けた方は対象になりません。	区役所福祉課 （社会福祉事務所） 支所区民福祉課

14　短期入所（ショートステイ）

内　　容		対　象　者	申　　込
短期入所	介護者の方が病気のときなどに一時的に施設等に入所することができます。 〇利用料 12 居宅介護等の利用料に同じ。 ただし、食事にかかる人件費及び食材費については自己負担となります。（市民税非課税世帯及び市民税課税世帯で市民税所得割 16 万円未満の方（障害児世帯については市民税所得割 28 万円未満）は食材費のみの負担となります。） 〇利用日数 状況等を勘案して決まります。	身体障害児・者 知的障害児・者 精神障害児・者 一定範囲の難病患者	区役所福祉課 （社会福祉事務所） 支所区民福祉課
移送サービス	自宅と短期入所を実施している事業所の間を移送します。 〇利用料 １回の利用につき 200 円の負担となります。	寝台車によらなければ移送困難な重症心身障害児・者及び重度身体障害児・者	区役所福祉課 （社会福祉事務所）

15　障害児（者）日中一時受入事業

内　　容	対　象　者	問い合わせ
介護者の方が病気の場合などに、一時的に施設等で過ごします。 （宿泊はなく、日中に限ります。） 〇利用料 短期入所の利用料に同じ。 〇利用日数 状況等を勘案して決まります。 〇事業実施場所 日中一時受入事業者登録を受けた短期入所事業所もしくは生活介護事業所	短期入所（ショートステイ）の対象者に同じ	区役所福祉課 （社会福祉事務所） 支所区民福祉課 ※短期入所の支給決定を受けていただく必要があります。

16　障害者自立支援配食サービス

内　　容	対　象　者	問い合わせ
配食が必要と認められた日に、昼食又は夕食の 1 食を配達するとともに、利用者の安否を確認します。 〇配食経費 1 食あたり 200 円のうち 180 円を助成（利用者負担 20 円） 〇食事（弁当）代 全額利用者負担	市内に住所を有し、居宅で生活している次の方 ・身体障害者のみの世帯の方 ・知的障害者のみの世帯の方 ・精神障害者のみの世帯の方 ・難病患者のみの世帯の方 ※そのほか上記の世帯に準ずると認められる世帯の方についても利用できる場合があります。 ※40～64 歳までの生活保護受給者を除き、介護保険の要介護又は要支援の認定を受けた方、基本チェックリストにより、介護予防・生活支援サービス事業対象者と判定された在宅で生活している 65 歳以上の方は対象になりません。	障害者基幹相談支援センター （12 ページ参照）

17　地域生活支援拠点事業（愛称：お泊まりなごや）

障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」に備えるため、障害者等の生活を地域全体で支える制度です。

内　　容	対　象	問い合わせ
＜お助けショートステイ＞ 介護者の外出や体調不良等により一時的に支援することができない時など、ちょっとしたお困りごとが起こった場合に、地域生活支援拠点事業所等の短期入所により短期間受入を行います。 〇申込期間 概ね１週間前から ※円滑に利用ができるよう事前登録を行います。 〇利用期間 原則として２週間以内	〇対象者 以下のような、自宅での生活が困難な方 ・介護者の外出など、急な用件により一時的に不在になるとき ・介護者が体調不良や入院等により介護が困難になったとき　など 〇支給決定 「短期入所」の支給決定が必要	利用等のご相談は、お住まいの区の障害者基幹相談支援センターへお問い合わせください。 （12 ページ参照）
＜お試しグループホーム＞ 親元からの自立や地域移行に向けて、地域生活支援拠点事業所等にてグループホームの体験を行います。 〇利用期間 １回の利用は３０日以内 （１年間で合わせて５０日以内）	〇対象者 以下のような、将来、グループホームでの生活や一人暮らしを考えている方 ・家族と一緒に暮らしている方 ・施設に入所している方や精神科病院に入院している方　など 〇支給決定 「共同生活援助」（体験型）の支給決定が必要	
※お助けショートステイ、お試しグループホームとも食費、日用品費等がかかります。		

地域生活支援拠点事業所

お助けショートステイ及びお試しグループホームの受入れを実施しています。　（令和７年４月１日現在）

名　称	郵便番号	所　在　地	連絡先
共同生活援助 ShareHouse	464-0075	千種区内山２丁目５番６号	利用等のご相談は、お住まいの区の障害者基幹相談支援センターへお問い合わせください。 （12 ページ参照）
		千種区内山２丁目３番５号	
わっぱの家	462-0828	北区東水切町４丁目 42 番地の８	
笹塚グループホーム「クローバ」	451-0077	西区笹塚町２丁目 55 番地の３	
ほっと家みずほ	467-0827	瑞穂区下坂町３丁目 34 番７	
えくら	454-0945	中川区下之一色町字権野 41 番地の２	
		中川区下之一色町字古川 93-3	
		中川区下之一色町字権野 143-2 カーサエテルノ 201 号、202 号	
地域生活支援拠点事業所ぴぼっと	457-0804	南区源兵衛町５丁目 18 番地の 10	
地域生活支援拠点事業所まーぶる	457-0852	南区泉楽通４丁目５番地の５	
凪の丘	463-0031	守山区本地が丘 1202 番地の１	
町北ホームゆうやけ	463-0074	守山区町北 15 番 10 号	

※地域生活支援拠点事業所以外にも、拠点事業所を補完する地域の障害福祉サービス事業所を「地域生活支援推進事業所」とし、お助けショートステイ又はお試しグループホームの受入れを実施しています。

5　社会参加の促進

1　移動支援

内　　容	対 象 者	申　込
単独で外出することが困難な障害者や障害児が外出する場合に、ヘルパーが付き添い移動の支援を行うサービスです。 ○利用方法 居住地の区役所または支所で交付された受給者証に基づき、支給量の範囲内において、市が登録をしている事業者のなかから事業者を選んで契約を結び、サービスの提供を受けます。 ○利用者負担 ひと月に利用したサービスの量に関わらず、利用者本人（18 歳未満の方は保護者）の所得状況に応じた利用者負担上限月額を超える負担は生じません。（上限月額まではサービス費用の１割を負担）	単独で外出することが困難な 全身性障害児・者 知的障害児・者 精神障害児・者 大学修学支援事業対象者	区役所福祉課 （社会福祉事務所） 支所区民福祉課

2　公営交通料金の減免

（１）福祉特別乗車券（福祉タクシー利用券、リフト付タクシー利用券、敬老パス等との選択制です。）

内　　容	対 象 者	通用期間	問い合わせ
市営交通機関等に無料乗車できる福祉特別乗車券の交付を行っています。 ＜対象区間＞ ①無料乗車区間 市営交通機関、ゆとりーとライン及びあおなみ線の全区間 ②運賃支給対象区間 名鉄、JR 東海及び近鉄の鉄道の市内運行区間並びに名鉄バス及び三重交通の路線バスの原則市内運行区間 ※介護者は交付対象者と同乗する場合に限り使用できます。	○交付対象者 ・身体障害者手帳 1～4 級 ・愛護手帳 1～4 度 ・精神障害者保健福祉手帳 1～3 級 ・特定医療費受給者証（指定難病）をお持ちの方のうち、日常生活が著しい制限を受けると医師に証明され福祉医療費助成制度（障害者医療・福祉給付金）の受給をしている方 ○介護者 ・身体障害者手帳 1・2 級又は 3・4 級の第 1 種 ・愛護手帳 1～3 度 ・精神障害者保健福祉手帳 1～2 級 ※本市住民の方に限ります。	令和８年 10 月 31 日まで。	区役所福祉課 （社会福祉事務所） 支所区民福祉課
○福祉特別乗車券の利用について ①無料乗車区間では、福祉特別乗車券にチャージ（入金）することなく無料で乗車できます。 ②運賃支給対象区間では、あらかじめ福祉特別乗車券にチャージ（入金）した SF（現金）から運賃が自動的に引き去られますが、後日運賃相当額を支給します。			

（２）割引措置

対　象　者	内　　容
①身体障害者手帳の交付を受けている方及びその介護者 ②愛護手帳（療育手帳）の交付を受けている方及びその付添人 ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方及びその付添人 ※市バスは身体障害者手帳、愛護手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳を提示して割引乗車してください。 ※地下鉄は自動券売機で割引普通券を購入して乗車してください。	区　分 / 普　通　料　金 / 割　引　料　金 市バス：大人 210 円　小児 100 円 / 大人 100 円　小児 50 円 地下鉄 1 区：大人 210 円　小児 100 円 / 大人 100 円　小児 50 円 地下鉄 2 区：大人 240 円　小児 120 円 / 大人 120 円　小児 60 円 地下鉄 3 区：大人 270 円　小児 130 円 / 大人 130 円　小児 70 円 地下鉄 4 区：大人 310 円　小児 150 円 / 大人 150 円　小児 80 円 地下鉄 5 区：大人 340 円　小児 170 円 / 大人 170 円　小児 80 円 ※自動的に大人の割引料金が適用される割引用マナカもあります。 ※料金は改定される場合があります。 市バス地下鉄テレホンセンター　Tel　522-0111 名古屋市交通局ウェブサイト　https://www.kotsu.city.nagoya.jp/

※他の交通機関（ゆとりーとライン・あおなみ線・JR・私鉄等）の割引については、62 ページをご覧下さい。

（3）市営交通機関での介護者等の割引料金適用

福祉特別乗車券の有無		介護者等の割引料金適用人数
本人（注 1）	介護者等	
福祉特別乗車券 有	福祉特別乗車券Ⓘ 有（注2）	必要な人数（福祉特別乗車券Ⓘで乗車する人数と合わせて最大３人まで）
	福祉特別乗車券Ⓘ 無	必要な人数（最大３人まで）
福祉特別乗車券 無	―	

（注 1）身体障害者手帳、愛護手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている本人
（注 2）身体障害者手帳の交付を受けている車いす使用者の介護者は、福祉特別乗車券Ⓘで３人まで無料で乗車できます。

3　タクシー料金の助成（福祉特別乗車券、敬老パス等との選択制です。）

（1）重度障害者福祉タクシー利用券

内　　容	対　象　者	通用期間、更新	申　　込
鉄道やバスを利用することが困難な方に、タクシーを利用する際にご利用いただける福祉タクシー利用券を交付し、一乗車につき5,000 円（500 円×10 枚）を上限として、実際にかかった金額を助成します。 福祉タクシー利用券（1 枚あたり上限 500 円）は、年間 160 枚を上限に交付（申請月により交付枚数は異なります） ※人工透析で週 3 回以上通院している方は年間 200 枚を上限に交付 ※有料道路通行料金、駐車料金、ストレッチャー等の使用料、介助料金等は助成の対象外です。	○身体障害者手帳１・２級 ○愛護手帳１・２度 ○身体障害者手帳３級かつ愛護手帳３度 ○精神障害者保健福祉手帳１級 ※本市住民の方に限ります。 ※リフト付タクシー利用券との選択制です。	○通用期間 毎年４月１日から翌年３月 31 日まで ○更新 原則として毎年 3 月 17 日頃から行います。	区役所福祉課（社会福祉事務所）支所区民福祉課

（2）重度身体障害者リフト付タクシー利用券

内　　容	対　象　者	通用期間、更新	申　　込
鉄道、バス及び一般タクシーを利用することが困難な方に、リフト付タクシーを利用する際にご利用いただけるリフト付タクシー利用券を交付し、一乗車につき 10,000 円（2,000 円×5 枚）を上限として、実際にかかった金額を助成します。 リフト付タクシー利用券（１枚あたり上限 2,000 円）は、年間 120 枚を上限に交付（申請月により交付枚数は異なります） ※この利用券を選択した場合はＡＪＵ自立の家の運行するリフトカーの利用はできません。 ※人工透析患者で週３回以上通院している方は年間 150 枚を上限に交付 ※有料道路通行料金、駐車料金、ストレッチャー等の使用料、介助料金等は助成の対象外です。	身体障害者手帳 1・2 級所持者のうち、外出時に車いす及びストレッチャーを使用する方 ※本市住民の方に限ります。 ※福祉タクシー利用券との選択制です。	○通用期間 毎年４月１日から翌年３月 31 日まで ○更新 原則として毎年 3 月 17 日頃から行います。	区役所福祉課（社会福祉事務所）支所区民福祉課

4　タクシー料金の割引

内　　容	問い合せ先
身体障害者手帳、愛護手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳所持者がタクシーを利用する場合、障害の程度に関わらず割引措置（1 割引）が受けられる場合があります。 ・迎車料金等は、割引の対象とはなりません。 ・身体障害者手帳、愛護手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳をタクシー乗務員に提示。 ・割引は、障害者自身が乗車した区間のみ適用となります。	各タクシー会社

5　重度身体障害者リフトカー運行事業

鉄道、バス及び一般タクシーの利用が困難な電動車いす利用者を中心とした重度身体障害者の移動手段の確保をはかるため、リフトカーを運行しています。

区　分	内　　容
対象者	市内に居住する身体障害者で、外出時に車いすを必要とする方。 利用を希望される方は、「AJU 自立の家　わだちコンピュータハウス　リフトカー係」に登録してください。 （登録先（申請書の提出先）：〒466-0025　昭和区下構町 1-3-3） ※ただし、重度身体障害者リフト付タクシー利用券を選択している方は、登録できません。 ※利用登録申請書は、区役所福祉課・支所区民福祉課にもあります。
申込方法	①利用予約受付開始日 通院、入院、理学・作業的リハビリ、福祉施設への通所、学校への通学、官公庁への届出を利用の方は 20 日前から、買い物、スポーツ、文化活動等を利用の方は 5 日前から「AJU 自立の家　わだちコンピュータハウス　リフトカー係」で電話予約受付しています。 ☎　841-8882　ファックス　841-1015 ②電話予約受付時間 月曜日～金曜日　10:00～12:00／12:30～16:30 （土曜日、日曜日、祝日、お盆休み及び年末年始の利用予約の受付はしていませんが、リフトカーの利用は年中無休です。）
利用目的	病院への通院、官公庁への届出などの社会参加活動
利用地域	原則として市内、ただし、通院等で必要な場合は市外へも利用できます。
利用回数	原則として月８乗車以内、１乗車の利用は２時間以内。
利用時間	8:00～20:00
利用料金	1 時間まで 400 円　1 時間超２時間まで 800 円 ※重度障害者福祉タクシー利用券は、１乗車の利用時間に合わせ２枚までご使用いただけます。 １時間までの利用の場合：利用券 1 枚使用で自己負担なし １時間超２時間まで利用の場合：1 枚使用で自己負担 300 円、2 枚使用で自己負担なし

6　自動車運転免許取得補助金の支給

内　　容	対　象　者	申　　込
指定自動車教習所で教習を受け、普通運転免許を取得した場合、その取得に要した費用の３分の２に相当する額（ただし 10 万円を限度とします。）を支給します。	身体障害者手帳所持者	区役所福祉課（社会福祉事務所）支所区民福祉課

7　身体障害者自動車改造補助金の支給

内　　容	対　象　者	申　　込
就労等に伴い、自ら所有し、運転する自動車のハンドル・ブレーキ・アクセルなどの改造や運転席への乗降着席を補助する装置を取り付ける必要がある場合に、その費用を 10 万円を限度として支給します。 ※なお、原則として改造前に申請が必要です。	身体障害者手帳所持者で、本人の所得が特別障害者手当の所得制限以下の方が対象（詳細は76ページ）	区役所福祉課（社会福祉事務所）支所区民福祉課

8　駐車禁止等除外指定車の標章の交付

内　　容	対　象　者	申　　込
愛知県公安委員会から［駐車禁止等除外指定車］の標章の交付を受けている障害者本人が現に運転または乗車中の場合に限り、駐車禁止（駐停車禁止場所、法定駐車禁止場所を除く）又は時間制限駐車区間の場所（高齢運転者等専用時間制限駐車区間を含む）の標識の立っている場所に駐車することができます。 なお、標章の交付について詳しくは、住所地を管轄する警察署交通課へお尋ねください。	身体障害者手帳、戦傷病者手帳、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳及び小児慢性特定疾患児童手帳の交付を受けている方のうち、警察が定める交付基準に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められる方。 詳しくは住所地を所管する警察署交通課までお尋ねください。	住所地を管轄する警察署交通課

9　肢体障害者自立促進事業

内　　容		申　込
AJU 車いすセンターでは、肢体障害者の方々の社会自立、自活を促進するため以下の事業を行っています。		本部 〒466-0037 昭和区恵方町 2-15 ☎　　851-5240 ファックス　851-5241 ※市内にはいくつかの支部があります。
車いすの貸出	ケガや病気、散歩や旅行等、一時的に車いすを必要とする方に車いすを無料貸出しています。また、歩行器、杖等もあります。	
自立生活相談	肢体障害者の方々の社会参加を促進するため、生活相談に応じています。	

10　デイサービス型地域活動支援事業

内　　容	対　象　者	申　込
在宅の障害者の自立を促進し、生活の質や生きがいを高めるために各種のサービスを行います。 ○事業内容　入浴・給食サービス、創作活動、機能訓練等 ○利用者負担　ひと月に利用したサービスの量に関わらず、利用者本人の所得状況に応じた利用者負担上限月額を超える負担は生じません。（上限月額まではサービス費用の１割を負担。）一部の低所得者を除き、食事代の負担があります。	障害者（身体・知的・精神・一定範囲の難病）	区役所福祉課（社会福祉事務所） 支所区民福祉課

※各事業所については「障害者福祉のしおり（別冊）事業所等一覧」をご参照ください。

11　作業所型地域活動支援事業

内　　容	対　象　者	申　込
在宅の障害者の職業的能力と生活意欲の向上を図るための場の提供等を行う事業です。なお、作業所によって定められた額の利用料が必要となることがあります。	障害者（身体・知的・精神・一定範囲の難病）	各作業所型地域活動支援事業者

※各事業所については「障害者福祉のしおり（別冊）事業所等一覧」をご参照ください。

12　精神障害者地域活動支援事業

内　　容	対　象　者	申　込
在宅の精神障害者等に対して創作活動または生産活動の機会の提供を行い、併せて医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等を行います。 なお、事業所によって定められた額の利用料(登録料)が必要になります。	精神障害者等	各精神障害者地域活動支援事業者

※各事業所については「障害者福祉のしおり（別冊）事業所等一覧」をご参照ください。

13　障害児通所支援事業

内　　容		対　象　者	申　　込
児童発達支援	在宅の障害児を対象として、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。 〇利用者負担 サービス費の１割負担が必要です。ただし、所得状況に応じた負担上限額を設定しています。 なお、令和元年 10 月１日から、３歳から５歳までの障害のある子どもたちのための児童発達支援等の利用者負担が無償化されています。 また令和４年 10 月１日から、３歳未満の障害のある子どもたちのための児童発達支援の利用者負担が無償化されています。	主に未就学で、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害を含みます。） 手帳の有無は問わず、児童相談所、医師等から療育の必要性が認められた児童も対象です。	区役所福祉課（社会福祉事務所）支所区民福祉課
放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を提供します。 〇利用者負担 サービス費の１割負担が必要です。ただし、所得状況に応じた負担上限額を設定しています。	学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障害児 手帳の有無は問わず、児童相談所、医師等から療育の必要性が認められた児童も対象です。	
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。 〇利用者負担 サービス費の１割負担が必要です。ただし、所得状況に応じた負担上限額を設定しています。	保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児	
居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。 〇利用者負担 サービス費の１割負担が必要です。ただし、所得状況に応じた負担上限額を設定しています。	重度の障害の状態その他これに準ずる状態にあり、児童発達支援、又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児	

※事業所については「障害者福祉のしおり（別冊）事業所等一覧」をご参照ください。また、Webサイト「ウェルネットなごや」又は「ワムネット（9ページの障害福祉サービス等情報検索）」からも検索できます。
（ウェルネットなごや）URL：https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/jigyosho/

14　障害者に対する意思疎通支援事業

（１）養成事業

区　分	内　容	開催期間	申　込
手話奉仕員	手話に関する基本的な知識・技術を有する手話奉仕員を養成し、聴覚障害者等の意思疎通を支援するとともに、聴覚障害者等との交流活動を促進します。	手話奉仕員１(1 年目) 手話奉仕員２(2 年目) 各１年間	名身連聴覚言語障害者情報文化センター 〒453-0053 中村区中村町 7-84-1 ☎　413-5885 ファックス　413-5853 メールアドレス chogen@meishinren.or.jp 地下鉄：中村公園
手話通訳者	手話に関する専門的な知識・技術を有する手話通訳者を養成し、聴覚障害者等の日常生活、社会生活上の意思疎通を支援します。	手話通訳者Ⅰ(1 年目) 手話通訳者Ⅱ(2 年目) 各１年間	
要約筆記者	文字で情報を得ている（手話を使わない）聴覚障害者等に、話されている内容を要約して文字で伝える要約筆記者を養成し、聴覚障害者等の日常生活、社会生活上の意思疎通を支援します。	１年間	

区　分	内　容	開催期間	申　込
盲ろう者向け通訳・介助員	触手話等の意思伝達のための特殊な通訳技術を有する盲ろう者向け通訳・介助員を養成し、盲ろう者（視覚と聴覚の重複障害者）の日常生活、社会生活上の意思疎通を支援します。	約４ヶ月間	あいち聴覚障害者センター 〒460-0001 中区三の丸 1-7-2 ☎　228-6660 ファックス　221-8663 メールアドレス aichi.deaf.center@flute.ocn.ne.jp 地下鉄：名古屋城

（2）派遣事業

内　容	対 象 者	派 遣 対 象	申　込
手話通訳者 意思を伝達したり仲介を行うための手話通訳者を派遣します。	手話を必要とする聴覚障害者等	⑴市・区役所等公的機関を訪れる場合 ⑵学校、保育所、医療機関等を訪れる場合 ⑶公的機関等が聴覚障害者等の福祉向上のために開催する事業や催し物に参加する場合 ※費用は無料です。 ※派遣申込書により、原則として派遣希望日の 1 週間前までに申し込んでください。 ※派遣可能時間　8:00～21:00 ※救急車で医療機関へ搬送される場合に派遣が必要なときは、通報時のファックス用紙またはメール本文に明記してください。Net119 による通報の場合は、チャットにより派遣の要否を伺いますので、ご回答ください。（37 ページ）	名古屋市聴覚言語障害者情報文化センター 〒453-0053 中村区中村町 7-84-1 ☎　413-5885 ファックス 413-5853 メールアドレス chogen@meishinren.or.jp 地下鉄：中村公園 開館時間： 月・木・金 9:00～20:30 火・土・日・祝日 9:00～16:30 ※毎週水曜日（祝日除く）、年末年始等は休館
要約筆記者 話されている内容を要約して文字で伝える要約筆記者を派遣します。	文字で情報を得ている（手話を使わない）聴覚障害者等		
盲ろう者向け通訳・介助員 触手話等意思伝達のための特殊な通訳技術のある通訳介助員を派遣します。	盲ろう者（視覚と聴覚の重複障害者）※総合等級が１級または２級	⑴市・区役所等公的機関を訪れる場合 ⑵学校、保育所、医療機関等を訪れる場合 ⑶日常生活に必要な外出時及び居宅での通訳が必要な場合 ※費用は無料です。 ※派遣申込書により、原則として派遣希望日の 1 週間前までに申し込んでください。 ※派遣可能時間　8:00～21:00	
失語症者向け意思疎通支援者 失語症者の意思疎通支援を行う支援者を派遣します。	失語症と認められる方 ※利用者登録が必要	⑴市・区役所等公的機関を訪れる場合 ⑵学校、保育所、医療機関等を訪れる場合 ⑶日常生活に必要な外出時及び居宅での支援が必要な場合 ※費用は無料です。 ※派遣申込書により、原則として 14 日前までに申し込んでください。 ※派遣可能時間　8:00～20:00	愛知県言語聴覚士会 メールアドレス shitugo-ishisotu@aaslht.jp 名古屋市健康福祉局障害企画課 ☎　972-2587 ファックス 951-3999
代筆・代読支援員 代筆・代読の支援を行う支援員を派遣します。	視覚障害により、自ら筆記や文字等を読むことが困難な方	⑴市・区役所・学校等公的機関の手続きに関することで支援が必要な場合 ⑵受診又は相談等医療に関することで支援が必要な場合 ⑶地域生活を営むうえで必要不可欠なことで支援が必要な場合 ※費用は無料です。 ※メールや電話等で７日前までに申し込んでください。 ※派遣可能時間　9:00～17:00	日々のくらし相談室（視覚総合相談室） 〒456-0062 熱田区大宝 1-1-1 ヴェルクレート日比野Ａ棟014号室 ☎　211-7461 ファックス 211-7465 メールアドレス shikaku-soudan @nagoya-lighthouse.jp 地下鉄：日比野

（3）重度障害者入院時コミュニケーション支援事業

内　　容	対　象　者	申　　込
ご自身の意思を伝えることが難しい重度障害者で、かつ介護者のいない方が、医療機関（精神科病院を除く）に入院した際、医師や看護師との意思疎通を円滑にするため、障害者の意思を伝えることに慣れた、障害福祉サービスでご利用中のヘルパー（介護従事者）を病院に派遣します。 ○利用期間 利用開始日から１４日以内。 必要な場合は３０日まで延長可。 ○利用時間 ・利用開始日～１４日 １日当たり１０時間以内 ・１５日～３０日 １日当たり５時間以内 ○利用者負担額 時間数等により、 日額 180 円 ～ 1,780 円 ただし、他の障害福祉サービス費の利用者負担額と合せて上限管理し、利用者負担上限月額は超えない。	市内在住の在宅の障害者で、次のすべてに当てはまる方。ただし、入院中の病院等において重度訪問介護が利用できる方を除く。 ①単身又はこれに準ずる世帯の方で介護者がいない方 ②重度訪問介護又は行動援護の対象者で、在宅サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、同行援護、移動支援）の支給決定を受け、現在それらのサービスを利用中の方 ③障害支援区分の認定調査項目「３－３　コミュニケーション」において、 「特定の者であればコミュニケーションできる」、 「独自の方法でコミュニケーションできる」、 「コミュニケーションできない」に該当する方	区役所福祉課 （社会福祉事務所） 支所区民福祉課

（4）障害者通院時コミュニケーション支援事業

内　　容	対　象　者	申　　込
意思疎通が困難な障害者が、医療機関に通院して診察等を受ける際、医療従事者と円滑なコミュニケーションを図ることができるよう、障害者等の意思を伝えることに慣れた者が支援を行います。 ○利用者負担はありません。	障害福祉サービス等の支給決定がある方で、コミュニケーション支援の必要性が認められる方 ※身体障害者については、発語が困難な方に限る。	区役所福祉課 （社会福祉事務所） 支所区民福祉課

15　ＩＣＴサポート事業

内　　容	問い合わせ先
パソコン周辺機器やソフトの利用方法を始め、パソコンの使い方に関する講習及び機器の選定やトラブルに関する相談等を行っています。	○総合相談　なごや福祉用具プラザ ☎ 851-0051　　ファックス 851-0056 ○聴覚・肢体・重複障害者向け　わだちコンピュータハウス ☎ 841-9888　　ファックス 841-3788 ○視覚障害者向け　名古屋ライトハウス情報文化センター ☎ 654-4521　　ファックス 654-4481 ○聴覚障害者向け　名身連聴覚言語障害者情報文化センター ☎ 413-5885　　ファックス 413-5853 Ｅメール　chogen@meishinren.or.jp

16　身体障害者補助犬の貸与

内　　容		対　象　者	申　　込
身体障害者の自立及び社会参加の促進を図るため、補助犬を貸与しています。	盲導犬	身体障害者手帳の交付を受けた18 歳以上の視覚障害者であり、目の見えない又は見えづらい方のうち、自立及び社会参加のために盲導犬を必要とされる方で、盲導犬の世話が可能な方	盲導犬総合訓練センター 〒455-0066　港区寛政町 3-41-1 ☎　　661-3111 ファックス　661-3112 市バス：荒子川公園駅前 あおなみ線：荒子川公園
	介助犬	身体障害者手帳の交付を受けた18 歳以上の手足に障害のある方で、自立及び社会参加のために、介助犬を必要とされる方	介助犬総合訓練センター　～シンシアの丘～ 〒480-1311　愛知県長久手市福井 1590-51 ☎　　0561-64-1277 ファックス　　0561-64-1278 リニモ：愛･地球博記念公園

17　身体障害者補助犬の飼育費の助成

内　　容	対　象　者	申　　込
身体障害者の自立及び社会参加の促進を図るため、身体障害者補助犬法に定める身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）の使用における飼育費用の一部を助成します。 〇助成額　　月額 4,900 円以内	身体障害者手帳の交付を受けている方のうち、補助犬を使用することにより、自立及び社会参加の促進を図ることができると認められる方で、世帯の前年の所得税額が 156,000 円を超えない方	（介助犬・聴導犬） 障害企画課 ☎　　972-2587 ファックス　951-3999 （盲導犬） 盲導犬総合訓練センター 〒455-0066　港区寛政町 3-41-1 ☎　　661-3111 ファックス　661-3112　（盲導犬飼育費のみ）

18　介助犬・聴導犬の相談・認定

内　　容		申　　込
介助犬及び聴導犬の使用に関する相談・認定	介助犬・聴導犬の使用を希望する障害者を対象とした相談を行い、適性評価を行うとともに、候補犬の選定・訓練計画の作成支援及び介助犬・聴導犬の認定審査を行います。	市総合リハビリテーションセンター ☎　　835-4005（相談課） ﾌｧｯｸｽ　838-9105
補助犬の受入れ等に関する苦情相談窓口	補助犬使用者又は受入れ側施設の管理者等からの苦情や相談に関する助言、指導等を行います。	障害企画課 ☎　　972-2587 ﾌｧｯｸｽ　951-3999

19　名古屋市障害者スポーツセンター　ホームページ

内　容	詳　細		
名古屋市障害者スポーツセンターのホームページでは、スポーツ大会、スポーツイベント等の各種情報を発信しています。	○名古屋市障害者スポーツセンター　トップページ	○主催大会のお知らせ	○その他イベントなどのお知らせ

20　スポーツセンター障害者向け教室　（いずれの教室も参加料は無料です）

内　容	詳　細
障害のある方たちが介護者とともに、日ごろ体験することができないスポーツに触れ、より一層スポーツの楽しさを味わってもらうことで、生涯にわたりスポーツに親しんでいただけるように開催しております。	○市内スポーツセンターで行う障害者向けスポーツ教室・講座

21　障害者スポーツ競技用補装具の購入費の助成

内　容	対　象	申　込
スポーツに取り組む市民の拡大を図ることを目的として、スポーツ競技用補装具の購入に係る費用を助成します。	○対象者 名古屋市に住民票を有する、身体障害者または身体障害児の方 ※１人につき、１回限り ○助成対象 ・スポーツ用車いす ・スポーツ用義足 ・ボッチャの投球のためのランプ ・障害種別に応じたｅスポーツのコントローラー 等	スポーツ市民局スポーツ振興課 ☎　　972-3262 ファックス　972-4417 メールアドレス sports@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

22　社会参加促進事業

<table>
<tr><th>区　分</th><th>事 業 内 容</th><th>会　場</th><th>申　込</th></tr>
<tr><td>点訳ボランティア養成事業</td><td>視覚障害者の文化・福祉向上のため点字図書を製作する点訳ボランティアを養成するものです。

〇期間：22 回
〇1 回 2 時間　13:30～15:30</td><td rowspan="4">名古屋ライトハウス情報文化センター

〒455-0013
港区港陽 1-1-65
☎　654-4521
ファックス　654-4481
地下鉄：港区役所
市バス：港楽町</td><td rowspan="4"></td></tr>
<tr><td>音訳ボランティア養成事業</td><td>視覚障害者の文化・福祉向上のため録音図書を製作する音訳ボランティアを養成するものです。

〇期間：22 回
〇1 回 2 時間　13:30～15:30</td></tr>
<tr><td>中途視覚障害者社会講座</td><td>中途視覚障害者を対象に点字指導や感覚訓練を行い、社会復帰の促進をはかるものです。

〇期間：1 年間
〇点字指導
毎週火曜日　10:00～12:00
調理訓練
毎月第 3 金曜日 13:00～16:00</td></tr>
<tr><td>歩行訓練事業</td><td>視覚障害者を対象に白杖の使い方、歩行の訓練を行い、自立の促進をはかるものです。

〇期間：1～5 回程度</td></tr>
<tr><td>音訳ボランティア養成事業</td><td>視覚障害者の文化・福祉向上のため、資料や冊子等を音訳する音訳ボランティアを養成するものです。

〇期間：30 回
〇1 回 2 時間　10:00～12:00</td><td rowspan="3">名身連福祉センターほか

〒453-0053
中村区中村町 7-84-1
☎　413-5811</td><td rowspan="3">名古屋市身体障害者福祉連合会

〒456-0022
熱田区横田 2-4-16
☎　682-0878
ファックス
671-3124
地下鉄：熱田神宮西</td></tr>
<tr><td>視覚障害青年等社会講座</td><td>視覚障害の青年等を対象として社会生活に必要な知識の習得や体験交流を図るものです。

〇期間：1 年間
〇概ね月 2～3 回開催
（主に土曜・日曜日）</td></tr>
<tr><td>視覚障害女性社会講座</td><td>視覚障害の女性に対して家庭・社会生活での日常生活上必要とされることについて講習・研修し生活文化の向上をはかるものです。

〇期間：1 年間
〇概ね月 1 回開催
（主に土曜・日曜日）</td></tr>
</table>

区　分	事 業 内 容	会　場	申　込
音声機能障害者 発声訓練事業	疾病等により喉頭を摘出し、音声機能を喪失した方に対して発声訓練を行うものです。 ○期間：1 年間 ○毎週土曜日　12:00～14:00 毎週火曜日　12:00～14:00	＜毎週土曜日＞ 名古屋大学医学部附属病院内 東病棟 8 階　大会議室 〒466-0065 昭和区鶴舞町 65 ☎　741-2111 ＜毎週火曜日＞ 名古屋市立大学病院 中央診療棟 10 階　第 4 会議室 〒467-8601 瑞穂区瑞穂町字川澄 1 ☎　851-5511	
視覚障害者 生活訓練等	視覚障害者の社会復帰に必要な日常生活技術など視覚障害者援護についての訓練を行うほか、拡大教科書製作や支援者の養成等を行います。 ○期間：1 年間 ○開催日は申込先へ問い合わせ下さい。	大口町健康文化センターほか 〒468-0126 丹羽郡大口町伝右 1 丁目 35 番地 ☎　080-2617-5352	愛知視覚障害者援護促進協議会 事務局 〒468-0126 丹羽郡大口町伝右 1 丁目 35 番地 （大口町健康文化センター内） ☎080-2617-5352
盲ろう者 生活訓練	盲ろう者が多様なコミュニケーション手段を学ぶ学習会を開催します。 ○期間：1 年間 ○原則月 1 回開催（土曜日） ※開催日時、会場については月によって異なるため、詳細は愛知盲ろう者友の会へお尋ねください。	あいち聴覚障害者センターほか 〒460-0001 中区三の丸 1-7-2 桜華会館内 ☎　228-6660 ファックス　221-8663 地下鉄：名古屋城	特定非営利活動法人 愛知盲ろう者友の会 〒460-0001 中区三の丸 1-7-2 桜華会館内 ☎ 080-3436-7641 ファックス 228-6661 メールアドレス aichi-db39 @ymobile.ne.jp

23　福祉バスの運行

内　容	申　込
障害者団体及び施設で研修会・野外活動などを実施する場合、障害者福祉バスをご利用いただけます。利用者定員は 43 人（車いす固定席 3 席、普通席 33 席、補助席 7 席）で、乗車人数の半数は市在住の障害者での利用、利用者負担は下記のとおり。燃料費は無料、その他有料道路通行料、駐車料金、宿泊の場合の運転手宿泊費及び朝・夕食費は利用者負担となっています。経路計画書の作成等は利用者で行ってください。 ※利用者負担 午前 8 時～午後 5 時まで（走行距離 200km）の 1 日あたりの料金　10,000 円 1 泊 2 日（宿泊）で利用する料金　25,000 円 上記の時間帯、距離を超過した場合の加算料金 4,150 円/1 時間あたり（30 分未満切捨て）※運行会社の請求による 1,000 円/10km あたり（10km 未満切上げ）	名古屋市身体障害者福祉連合会事務局へ直接お出かけのうえ、申込下さい。（利用しようとする日の 3 ヶ月前の月の初日に抽選会を実施し受付、抽選会後の空き日は先着順受付） 〒456-0022　熱田区横田 2-4-16 ☎　682-0878 ファックス　671-3124 地下鉄：熱田神宮西

24　ふれあい教室

内　容	対 象 者	申　込
社会参加と余暇活動充実を図るために料理・体操・スポーツ等の教室や野外活動を開催しています。	在宅の 15 歳以上の 知的障害児・者	社会福祉法人 名古屋手をつなぐ育成会 ☎　671-6211 ファックス 671-6214 地下鉄：熱田神宮伝馬町

25　地域生活体験事業

身体障害者自立生活体験事業

内　　容	対　象　者	申　　込
施設又は在宅で生活する身体障害者に対して、通常の生活の場を一時的に離れ、試行的に独力で自活することのできる機会又は場所を提供することにより、自立生活への意欲の増進及び不安の軽減を図るとともに、地域生活移行を促進します。 ○事業実施場所 社会福祉法人ＡＪＵ自立の家 サマリアハウス 昭和区恵方町２-15	名古屋市の住民のうち、施設に入所する身体障害者又は在宅で生活する身体障害者	社会福祉法人ＡＪＵ自立の家 サ　マ　リ　ア　ハ　ウ　ス ☎　　841-5554 ファックス 841-2221 地下鉄：御器所

26　重度障害者等就労支援事業

内　　容	対　象　者	申　　込
（自営業者向け） 重度障害者等が自営業者等として働く場合において、通勤時や就労中に必要な支援をヘルパーが行うサービスです。 ○利用方法 居住地の区役所または支所で交付された受給者証に基づき、支給量の範囲内において、重度訪問介護、同行援護又は行動援護事業者のなかから事業者を選んで契約を結び、サービスの提供を受けます。 ○利用者負担 ひと月に利用したサービスの量に関わらず、利用者本人及び同一世帯の配偶者の所得状況に応じた利用者負担上限月額を超える負担は生じません。（上限月額まではサービス費用の１割を負担）	原則、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の支給決定を受けている重度障害者等で、自営業等に従事する時間が週に 10 時間以上の者	区役所福祉課 （社会福祉事務所） 支所区民福祉課
（被雇用者向け） 重度の障害がある方等を雇用する民間企業が、業務委託により通勤時や就労中に必要な支援を提供する場合に、費用を助成する事業です。 ※高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）が実施する職場介助助成金・通勤援助助成金を活用しても、なお支障が残る部分に限ります。 ○申請について 民間企業が、支援計画書（JEED 助成金の定める様式）を作成し、対象者の同意を得たうえで JEED に提出し内容確認を受けます。 その後民間企業が、本事業の申請書、JEED 確認済みの支援計画書、他の添付書類を本市へ提出して支給決定を受けます。 ○利用方法 本市から発行される支給決定通知書を提示して、民間企業とサービス提供事業者が業務委託契約を締結し、サービス提供事業者が重度障害者等に支援を行います。 ○利用者負担 被雇用者の方の負担はありません。 対象となる方を雇用する民間企業については、JEED 助成金の活用状況により、本事業を利用することにより追加の負担が発生することがあります。	（対象者） 重度訪問介護、同行援護又は行動援護の支給決定を受けている重度障害者等で、対象企業における所定労働時間が原則週に10 時間以上の者 （対象企業） 対象となる方を雇用する民間企業で、欠格事項に該当しない企業	健康福祉局 障害者支援課 ※高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する助成金については同機構へお問い合わせください。

6　住宅

1　障害者世帯向公営住宅入居者募集（抽せん）

内　　容		対　象　者	申　　込
⑴市営住宅の一般空家住宅及び車いす利用者専用住宅について、年２回（おおむね６月及び 11 月）募集を行い、抽せんにより、入居あっせんをします。 ⑵県営住宅について、福祉向県営住宅入居制度があります。（常時募集） ※県営住宅に関する問い合わせ 名古屋尾張住宅管理事務所 ☎973-1791	公営住宅法により所得制限があります。	身体障害者手帳４級以上の身体障害児・者、愛護手帳（療育手帳）を所持する知的障害児・者、精神障害者保健福祉手帳を所持する精神障害者及び障害種別欄に難病の記載のある障害福祉サービス受給者証若しくは地域相談支援受給者証又は特定医療費（指定難病）受給者証を所持する難病患者を含む世帯 ※市内に居住又は勤務する方を含む世帯 ※車いす利用者専用住宅は、車いす利用者で、身体障害者手帳が下肢又は体幹機能障害で、４級以上の方を含む世帯	区役所福祉課（社会福祉事務所） 支所区民福祉課

2　市営住宅家賃・敷金の減額

内　　容	障害の程度	世帯の収入基準（所得月額）	減額率	申込・問い合わせ
身体障害児・者、知的障害児・者及び精神障害児・者の方を含む世帯を対象に右記の区分により家賃を減額します。 （100 円未満の端数は切り上げ）	身体障害者手帳１・２級 愛護手帳１・２度 精神障害者保健福祉手帳１級	158,000 円以下	30%	団地内の管理事務所又は住宅供給公社の東部・西部・南部・北部事務所
	身体障害者手帳３・４級 愛護手帳３度 精神障害者保健福祉手帳２級	０円	30%	
		１円～30,750 円以下	20%	
		30,751 円～158,000 円以下	10%	

3　市営住宅駐車場使用料の減額

内　　容	障害の程度	世帯の収入基準（所得月額）	減額率	申込・問い合わせ
身体障害児・者、知的障害児・者及び精神障害児・者の方を含む世帯を対象に右記の区分により、駐車場使用料を減額します。（100 円未満の端数は切り上げ）	身体障害者手帳１・２級 愛護手帳１・２度 精神障害者保健福祉手帳１級	158,000 円以下	75%	団地内の管理事務所又は住宅供給公社の東部・西部・南部・北部事務所
	身体障害者手帳３・４級（４級は下肢機能障害を有するものに限る） 愛護手帳３度 精神障害者保健福祉手帳２級		50%	

4　障害者住宅改造補助金の支給

内　　容	対　象　者	対　象　工　事	申　　込
障害のある方の住宅環境を改善するため、訪問による住宅改造相談を通じて専門的助言指導を行うとともに住宅の改造に必要な経費を 80 万円を限度に助成します。 ※介護保険の要支援、要介護の認定を受けた方は 60 万円となります。 ※所得により、助成率が異なります。	⑴身体障害者手帳の肢体不自由の障害の程度が１～３級の方 ⑵身体障害者手帳の視覚障害の障害の程度が１～３級の方 ⑶身体障害者手帳の内部障害の障害の程度が１～2 級の方 ⑷愛護手帳 1～3 度の方 ⑸精神障害者保健福祉手帳 1～2 級の方 ⑹医師に自閉症状群と診断された方	居室の改造及び浴室、便所の増改築など、障害者の心身状況等に即応した工事で、日常生活の困難の軽減、安全性の確保あるいは介護者の負担軽減等に効果があると認められる工事に限ります。 ※新築、全面改修等は補助の対象とはなりません。 ※補助金の申請前に、訪問相談申請による家庭訪問を受ける必要があります。	区役所福祉課（社会福祉事務所） 支所区民福祉課 ※改造前に申請が必要です。

5　補助付き住宅確保要配慮者専用賃貸住宅

内　　容	対　象　者	問い合わせ先
障害者や高齢者などの住宅確保要配慮者の入居を受け入れる住宅として名古屋市に登録され、入居世帯の所得に応じて家賃減額補助や家賃債務保証料減額補助を受けられる民間賃貸住宅です。 ※住宅扶助又は住居確保給付金を受給している方は、家賃・家賃債務保証料の減額補助は受けられません。	入居対象世帯は、世帯の所得月額が 158,000 円以下の障害者世帯や高齢者世帯などです。障害者世帯については次のとおりです。 入居者又は同居する配偶者その他生計をーにする親族に以下の⑴から⑶のいずれかに該当する方がいる世帯 ⑴身体障害者手帳（１級から４級）所持者 ⑵精神障害者保健福祉手帳（１級または２級）所持者 ⑶愛護手帳（１度から３度）所持者・療育手帳（ＡまたはＢ）所持者	住宅都市局住宅部住宅企画課 ☎　　972-2772 ファックス　972-4172

6　住まいの窓口

内　　容	問い合わせ先
住まい・空き家の利活用に関する各種制度や相談窓口のご案内のほか、各種専門家団体から派遣された特別相談員による対面相談を実施しています。 相談時間：午前 10 時～午後７時 定 休 日：毎週木曜日、第２・第４水曜日、年末年始	住まいの窓口 〒461-0005 東区東桜一丁目 11 番１号 オアシス 21 バスターミナル内 ☎　　961-4555 ファックス　961-4555

7　障害者賃貸住宅入居等サポート事業

内　　容	対　象　者	申　　込
入居に係る以下の支援を行います。 （１）不動産業者に対する物件の斡旋を依頼すること。 （２）家主等との入居契約手続きを支援すること。 （３）入居後の利用者の状況を把握し、必要な支援を行うこと。 ※　利用料…無料	障害者で以下の方 賃貸住宅への入居を希望しているが、入居が困難なために入居に必要な調整等の支援を希望する方。ただし、現に障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設若しくは療養介護事業所に入所している方又は精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。）に入院している精神障害者の方等を除く。	障害者基幹相談支援センター （12 ページ）

8　住宅確保要配慮者居住支援法人

内　　容	問い合わせ
愛知県知事の指定を受け、障害者や高齢者などの住宅確保要配慮者の方を対象に、主に以下の支援を行う NPO 法人などの民間団体です。 （１）賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供、相談 （２）見守りなど住宅確保要配慮者への生活支援 （３）セーフティネット住宅の家賃債務保証に関する業務　など	住宅都市局住宅部住宅企画課 ☎　　972-2772 ファックス　972-4172

◎市内を支援業務区域とし、障害のある方の支援が対応可能な法人

法　人　名	住　　所	問い合わせ
特定非営利活動法人 たすけあい名古屋	緑区鳴子町 1-6 鳴子団地 80 号棟 001 号室	居住支援担当 ☎892-0281
公益社団法人 愛知共同住宅協会	①中区橘 1-26-18 ②豊田市西町 1-4（豊田支部）	「見守り大家さんヘルプライン」 ☎0120-279-083
特定非営利活動法人 あたたかい心	瑞穂区新開町 24-49 キャノンピア堀田 2F	居住支援担当 ☎602-5233
特定非営利活動法人 介護サービスさくら	名東区高針荒田 1011	居住支援担当 ☎753-9982
特定非営利活動法人 ノッポの会	西区平出町 28	居住支援担当 ☎509-5621
社会福祉法人 共生福祉会	北区山田 2-11-62 大曽根住宅１棟１階	ソーネ居住支援センター ☎910-9101
一般社団法人 家財整理相談窓口	東京都中野区中野 2-24-11 住友不動産中野駅前ビル 19 階	居住支援担当 ☎0120-166-077

法　人　名	住　　所	問い合わせ
株式会社 くらしケア	千種区小松町 6-11-3 レスカール大久手 102	居住支援担当 ☎715-7061
社会福祉法人 名古屋市社会福祉協議会	北区清水 4-17-1 名古屋市総合社会福祉会館５階	居住支援担当 ☎911-3193
特定非営利活動法人 くらし応援ネットワーク	中区平和 1-15-22 総合福祉スペース WACA1F	居住支援担当 ☎684-7243
一般社団法人 JAWS	半田市有楽町 6-62	居住支援担当 ☎0120-987-618
株式会社 トビラ	長久手市作田 2-809	居住支援担当 ☎0561-63-6554
一般社団法人 achieve	北区大曽根 3-10-7 リニアビル 208 号	居住支援担当 ☎050-3612-7924
株式会社 mirasuma	東区泉 1-3-41	居住支援担当 ☎961-3375
リーブル 株式会社	中村区名駅 4-24-5 第２森ビル 401	居住支援担当 ☎090-6575-9915
合同会社 signs	中川区戸田明正 2-2414	居住支援担当 ☎870-9453
一般社団法人 障害児未来サポート	千種区汁谷町 55	居住支援担当 ☎080-3684-9801
株式会社 THANK	天白区一本松 1-1209 ビラ三秀植田 401 号	居住支援担当 ☎ 990-2030
ジャパンマインド 株式会社	名古屋市緑区桃山 4-338 グローリアス緑区桃山 404 号	居住支援担当 ☎876-8144
バディクラフト 株式会社	名古屋市千種区西崎町 3-40 RIALTO 201	居住支援担当 ☎990-9894

※支援の内容や費用負担の有無などは法人により異なりますので、それぞれの法人までお問い合わせください。

9　民間賃貸住宅入居相談

内　　容	問い合わせ先
高齢者・障害者・所得が少ない方など住まいの確保に配慮を要する方々を対象に、事前予約により民間賃貸住宅への入居に関する、以下の相談（原則第１月曜、第２土曜、第３・第４金曜の月４回）を行います。 ・民間賃貸住宅のご案内 ・民間賃貸住宅を取り扱う不動産業者等のご紹介 ・生活相談を受け付ける行政機関・団体のご紹介 ※民間賃貸住宅への入居可否に関する最終的な判断は、不動産業者等が行います。（入居を確約するものではございません。）	住まいの窓口 〒461-0005 東区東桜一丁目 11 番１号 オアシス 21 バスターミナル内 ☎　　961-4555 ファックス　961-4555

10　グループホーム

内　　容	対　象　者	問い合わせ
地域社会において自立した生活を営むための居住の場を提供し、世話人が日常生活における援助を行います。 また、これに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき、当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談その他の援助を行います。	身体障害者 知的障害者 精神障害者 一定範囲の難病患者	区役所福祉課 （社会福祉事務所） 支所区民福祉課

※各グループホームについては「障害者福祉のしおり（別冊）事業所等一覧」をご参照ください。

7　税金・公共料金等の減免等

1　各税法上の減免

内　　容		対　象　者	問い合わせ
所得税	障害者控除……所得金額から障害者1人につき27万円が控除されます。 特別障害者の場合…所得金額から特別障害者1人につき40万円が控除されます。	本人又は同一生計配偶者、扶養親族が次に該当する場合 （障害者の範囲（所得税）） ①精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者 ②児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは精神保健指定医の判定により知的障害者とされた者（愛護手帳の交付を受けている者等） ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 ④身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者 ⑤戦傷病者手帳の交付を受けている者 ⑥原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定により厚生労働大臣の認定を受けている者 ⑦その年の12月31日（死亡した場合は死亡の時）の現況で引き続き6か月以上にわたって身体の障害により寝たきりの状態で、複雑な介護を必要とする者 ⑧精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の者で、その障害の程度が上記の①、②又は④に準ずるものとして市町村長等や福祉事務所長の認定を受けている者 （特別障害者の範囲（所得税）） ①精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者 ②上記障害者の範囲②に当たる者のうち、重度の知的障害者と判定された者 ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、障害等級が1級と記載されている者 ④身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者のうち、身体上の障害の程度が1級又は2級と記載されている者 ⑤戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度が恩給法に定める特別項症から第三項症までの者 ⑥上記障害者の範囲⑥又は⑦に該当する者 ⑦上記障害者の範囲⑧に当たる者のうち、特別障害者に準ずる者として市町村長等の認定を受けている者	税務署
	所得金額から同居特別障害者1人につき、75万円が控除されます。	（同居特別障害者の対象） 同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当し、かつ、本人又は本人の配偶者若しくは本人と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている場合	
市民税・県民税・森林環境税	障害者控除……所得金額から障害者1人につき26万円が控除されます。 特別障害者の場合…所得金額から特別障害者1人につき30万円が控除されます。 同居特別障害者の場合…所得金額から同居特別障害者1人につき、53万円が控除されます。 ※森林環境税を除きます。	所得税の対象者と同じ	市税事務所 市民税課
	非課税…納税義務者が障害者の場合、前年の合計所得金額が135万円以下の場合は課税されません。	所得税の対象者のうち 「障害者の範囲（所得税）」と同じ	
	減免…納税義務者が障害者の場合、前年の総所得金額等が135万円に一定額を加算した金額以下の場合は税額の50％が減額されます。 ※森林環境税を除きます。	所得税の対象者のうち 「障害者の範囲（所得税）」と同じ	
事業税	医業に類する事業…右欄該当の視覚障害者が行うに係る非課税　あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業は課税されません。	両眼の視力を喪失した者又は万国式試視力表により測定した両眼の視力(屈折異常のある者については、矯正視力について測定をしたものをいう。)が0.06以下である者	県税事務所

※相続税及び贈与税についての取扱いは、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）をご確認ください。

2　自動車等にかかる税金の減免等

⑴自動車税種別割、（軽）自動車税環境性能割

以下の場合、自動車税種別割等が減免されます。詳しくは、各申込先へお尋ねください。

内　　容	対 象 者	申　　込
①身体障害者、知的障害者、精神障害者又は戦傷病者が所有する自動車を当該障害者が運転する場合 ②身体障害者（18歳未満の場合は、その方と生計を一にする者を含む。）、知的障害者・精神障害者（その方と生計を一にする者を含む。）又は戦傷病者が所有する自動車を専ら当該障害者の通学、通園、通院、通所又は生業のために生計を一にする者が運転する場合 ③障害者のみで構成される世帯の身体障害者、知的障害者、精神障害者又は戦傷病者が所有する自動車を専ら当該障害者の通学、通園、通院、通所又は生業のために常時介護者が運転する場合 ＊自動車税種別割は原則として年額45,000円、（軽）自動車税環境性能割は取得価額300万円に相当する税額が減免額の上限となります。（①～③いずれも障害者1人につき1台に限る。）	○身体障害者手帳所持者 ※障害やその障害の程度別に適用範囲あり ○愛護手帳1・2度若しくはA又は療育手帳A所持者 ○精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ○戦傷病者手帳所持者	（自動車税種別割） 県税事務所 （（軽）自動車税環境性能割） 名古屋東部県税事務所各駐在室

⑵軽自動車税（種別割）

以下の場合、軽自動車税（種別割）が課税免除されます。詳しくは、金山市税事務所へお問い合わせください。

内　　容	対 象 者	申　　込
①身体障害者、知的障害者、精神障害者又は戦傷病者が所有し、かつ使用する軽自動車等 ②身体障害者、知的障害者又は精神障害者と生計を一にする者が所有し、かつ使用する軽自動車等（身体障害者にあっては、19歳未満の者に限る。） （①②とも障害者１人につき１台に限る。）	○自動車税種別割、（軽）自動車税環境性能割と同様 なお、①のときは、当該年度の個人の市民税の課税の基礎となる総所得金額等が110万円以下で、身体障害者手帳、愛護手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳の所持者のうち納税が困難と認められるものも可。	名古屋市内の最寄りの市税事務所、区役所・支所の税務窓口 （問い合わせ） 金山市税事務所徴収課

3　障害者等の少額貯蓄非課税制度

内　　容	対 象 者	申　　込
預貯金等及び公債の利子が一定の要件のもとに非課税となります。 ○非課税貯蓄限度額…預貯金等350万円、公債350万円	所得税法第10条、所得税法施行令第31条の２及び所得税法施行規則第４条に掲げる次のような方 ・次の手帳の交付を受けている方 身体障害者手帳、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳等 ・次の年金を受給している方 障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金、障害年金、その他障害を給付事由とする年金、災害補償関係法の傷病（補償）年金･障害（補償）年金、予防接種法の障害年金等 被害救済･補償関係法の障害補償費･障害年金、遺族基礎年金（妻）、遺族厚生年金（妻）、遺族共済年金（妻）、寡婦年金等 ・次の手当てを受給している方 障害児福祉手当、特別障害者手当、児童扶養手当（児童の母に限る）等	金融機関 （問い合わせ） 税務署
⑴注日本郵政公社の民営化に伴い、障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税制度は平成19年9月30日をもって廃止されました。（ただし、民営化前に預入された積立郵便貯金、定額郵便貯金、定期郵便貯金などの定期性郵便貯金は満期（又は解約）までの間は非課税となります。）		

4　水道料金及び下水道使用料の減免

内　　容	対 象 者	申　　込
水道料金（一般用）…次の水道料金相当額を減免します。 ９月検針分まで（専用）775.5円　　（共用）737円 10月検針分から（一般用）957円 下水道使用料（一般用）…次の下水道使用料を減免します。 ９月検針分まで（専用）616円　　（共用）583円 10月検針分から（一般用）869円 ※ご使用量により水道料金・下水道使用料が上記金額に満たない場合は、その料金全額が減免されます。 ※専用の料金計算方法については、口径にかかわらず「13ミリ」とみなして計算を行います。 ※表示額は１か月の税込金額で、１円未満の端数は全体のご使用量に対する料金から減額分を控除した後に切り捨てます。	・20 歳前の障害のある方を監護し特別児童扶養手当を受給している方 ・20 歳前の障害により、所得制限のある障害基礎年金を受給している世帯主の方	区役所福祉課 （社会福祉事務所） 支所区民福祉課

5　国民健康保険料の減免

内　　容	対 象 者	申　　込
障害者の方の均等割額の 3 割が申請により減免されます。ただし、他の減額・減免の適用を受けている場合、保険料の減免が受けられないことがあります。	令和6年 12 月 31 日現在、障害のある方（障害者手帳の交付を受けている方等。ただし、子ども減額適用者及び産前産後減額が適用されている期間は除く）で ・令和６年中の所得が 135 万円以下の方 又は ・均等割額の 2 割減額が適用されている世帯に属している方	区役所保険年金課 支所区民福祉課

6　ＮＨＫ放送受信料の減免

内　　容	対 象 者	申　　込
ＮＨＫ放送受信料が全額免除になります。	身体障害者、知的障害者または精神障害者を構成員とする市民税非課税世帯	区役所福祉課 （社会福祉事務所） 支所区民福祉課
ＮＨＫ放送受信料の半額が免除になります。	視覚障害者、聴覚障害者、障害程度 1・2 級の身体障害者、重度の知的障害者または障害程度 1 級の精神障害者が世帯主かつ契約者の場合	

7　がん検診等の自己負担金の免除

内　　容	対 象 者	申　　込
名古屋市が実施するワンコインがん検診、胃がんリスク検査及び腹部超音波スクリーニング検査の自己負担金（500 円）が免除されます。	障害者医療証をお持ちの方（検診の受付をされる際に医療証をお出しください。）	市内の協力医療機関 （問い合わせ先） 名古屋市がん検診サポートセンター ☎　　263−3120 ファックス 263−3125

8　盲導犬等の登録申請手数料・狂犬病予防注射済票交付手数料の免除

内　　容	対　象　者	手　　続
登録申請手数料（3,000円）、狂犬病予防注射済票交付手数料（550 円）、鑑札の再交付手数料（1,600 円）及び狂犬病予防注射済票再交付手数料（340 円）が免除されます。	⑴身体障害者手帳１級～3 級の方で、日常生活補助のために使用する次の犬 ア　盲導犬 イ　肢体不自由により日常生活に著しい支障がある身体障害者のために、物の拾い上げ及び運搬、着脱衣の補助、体位の変更、起立及び歩行の際の支持、扉の開閉、スイッチの操作、緊急の場合における救助の要請その他の肢体不自由を補う補助を行う犬 ウ　聴覚障害により日常生活に著しい支障がある身体障害者のために、ブザー音、電話の呼出音、その者を呼ぶ声、危険を意味する音等を聞き分け、その者に必要な情報を伝え、及び必要に応じて音源への誘導を行う犬 ⑵ 社会福祉法人中部盲導犬協会、又は社会福祉法人中部盲導犬協会から委託を受けた者が盲導犬として育成している犬	⑴の場合 保健センターに身体障害者手帳を持参して手続きをしてください。 ⑵の場合 保健センターにパピーウォーカー証明書を持参して手続きをしてください。

9　各種運賃の割引

<table>
<tr><th>区　分</th><th>内　容</th></tr>
<tr><td>(1)
旅客鉄道株式会社（ＪＲ）旅客運賃の割引</td><td>
身体障害者手帳、愛護手帳又は精神障害者保健福祉手帳（旅客鉄道株式会社旅客運賃減額　第1種又は第2種の表記と写真の貼付が必要）を乗車券発売窓口に提示し、口頭又は適宜の申込書（メモ）により購入してください。
<table>
<tr><th colspan="2">種　別</th><th>乗車券</th><th colspan="3">割引内容</th><th>割引率</th></tr>
<tr><td rowspan="8">第一種
身体・知的・精神障害者</td><td rowspan="4">単独</td><td>普通</td><td colspan="3">片道100キロを超える旅行のとき</td><td>5割</td></tr>
<tr><td>回数</td><td colspan="3">×</td><td>×</td></tr>
<tr><td>急行</td><td colspan="3">×</td><td>×</td></tr>
<tr><td>定期</td><td colspan="3">×</td><td>×</td></tr>
<tr><td rowspan="4">（介護者は1名まで）介護者つき</td><td>普通</td><td colspan="3">身体・知的・精神障害者・介護者とも</td><td>5割</td></tr>
<tr><td>回数</td><td colspan="3">身体・知的・精神障害者・介護者とも</td><td>5割</td></tr>
<tr><td>急行</td><td colspan="3">身体・知的・精神障害者・介護者とも（特別急行等は除く）</td><td>5割</td></tr>
<tr><td>定期</td><td colspan="3">（身体・知的・精神障害者が小児の場合は介護者のみ、介護者に対しては通勤定期乗車券を発売）</td><td>5割</td></tr>
<tr><td rowspan="8">第二種
身体・知的・精神障害者</td><td rowspan="4">単独</td><td>普通</td><td colspan="3">片道100キロを超える旅行のとき</td><td>5割</td></tr>
<tr><td>回数</td><td colspan="3">×</td><td>×</td></tr>
<tr><td>急行</td><td colspan="3">×</td><td>×</td></tr>
<tr><td>定期</td><td colspan="3">×</td><td>×</td></tr>
<tr><td rowspan="4">（介護者は1名まで）介護者つき</td><td>普通</td><td colspan="3">×</td><td>×</td></tr>
<tr><td>回数</td><td colspan="3">×</td><td>×</td></tr>
<tr><td>急行</td><td colspan="3">×</td><td>×</td></tr>
<tr><td>定期</td><td rowspan="2">身体・知的・精神障害者が小児（12歳未満）のとき</td><td>身体・知的・精神障害者</td><td>×</td><td>×</td></tr>
<tr><td>介護者</td><td>通勤定期乗車券を発売</td><td>5割</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記以外</td><td colspan="2">×</td><td>×</td></tr>
</table>
※自動車線については距離制限がありません。自動車線の定期乗車券の割引率は3割です。
</td></tr>
<tr><td>(2)
ゆとりーとライン、私鉄及び民営バス旅客運賃の割引</td><td>
身体障害者手帳又は愛護手帳を乗車券発売窓口等に提示することにより、運賃が割引となります。割引対象、割引率、乗車券の種類については、おおむね旅客鉄道株式会社旅客運賃の割引に準じて取り扱われますが、一部取扱いが異なる場合もありますので、各会社にお問い合わせください。
精神障害者保健福祉手帳所持者にも同様の割引制度がある場合がございますので、各会社にお問い合わせください。
</td></tr>
<tr><td>(3)
航空旅客運賃の割引
(国内線のみ)</td><td>
満12歳以上の身体障害者手帳所持者、愛護手帳（療育手帳）所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者が利用する場合、本人及び介護者の普通大人片道料金が各航空運送事業者により割引される場合があります。割引率については航空券発売窓口で確認して下さい。
※航空機への搭乗に際しては、気圧の変化等もあり、安全な旅行をしていただくために、医師による診断書等を用意しなければならないことがあります。
〇利用方法
身体障害者手帳、愛護手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳を航空券発売窓口に提示して下さい。
</td></tr>
</table>

10　有料道路通行料金の割引

<table>
<tr><th colspan="2">内　　容</th><th>申　込</th></tr>
<tr><td>割引対象</td><td>【自動車を事前登録する場合】※ETC 利用申請（ETC の登録）を行うには事前登録が必要です。
①身体障害者自らが運転する乗用自動車・ライトバン等（本人又は本人の親族等が所有するもの）
②第 1 種身体障害者または第 1 種知的障害者が乗車し、その移動のために介護者が運転する乗用自動車・ライトバン等（本人又は本人の親族等又は日常的に介護している方が所有するもの）
※①、②の場合とも、登録対象となるのは 1 人につき 1 台・自動車は個人所有のものに限り、営業用の車は対象となりません。
【自動車を登録しない場合】
③身体障害者自らが運転する乗用自動車・ライトバン・レンタカー等
④第 1 種身体障害者または第 1 種知的障害者が乗車し、その移動のために介護者が運転する乗用自動車・ライトバン・レンタカー・タクシー等
※③、④の場合とも、タクシーを除き、営業用の車は対象となりません。</td><td>○区役所福祉課
（社会福祉事務所）
支所区民福祉課
○有料道路会社共同のオンライン申請受付サイト
URL
https://www.expressway-discount.jp

（問い合わせ）
中日本高速道路株式会社
☎　0120-922-229</td></tr>
<tr><td>必要なもの</td><td colspan="2">身体障害者手帳又は愛護手帳、自動車検査証（電子車検証の場合、自動車検査証記録事項の用紙又は申請者のスマートフォン等（電子機器）により車検証情報を確認します）、本人の運転免許証（マイナ免許証の場合は、マイナポータル又は「マイナ免許証読み取りアプリ」で読み取りの上、顔写真が表示されている免許証の画面（スクリーンショット又は印刷も可）を提示してください。）等
※自動車を登録しない場合は、自動車検査証は不要です。
※ＥＴＣ登録の場合は、上記に加えＥＴＣカード（障害者本人名義）、ＥＴＣ車載器の管理番号が確認できるもの</td></tr>
<tr><td>利用料金</td><td>通常料金の半額</td><td rowspan="3">―　　―
年　月　日まで ←『登録された車のナンバー（自動車を事前登録する場合）又は「自動車登録なし」（自動車を登録しない場合）・割引有効期限』が記載されたシールが貼付されます。</td></tr>
<tr><td>利用方法</td><td>有料道路の料金所にて身体障害者手帳又は愛護手帳に貼付された証明シールを提示してください。
※ETC の登録（自動車を事前登録）した場合は ETC 専用レーンを利用できます。</td></tr>
<tr><td>適用道路</td><td>道路整備特別措置法に基づく有料道路</td></tr>
</table>

11　市営駐車場使用料等の減額

<table>
<tr><th>内　　容</th><th>対　象　者</th><th>減　額　率</th><th>利用方法</th><th>対象駐車場※</th><th>問い合わせ</th></tr>
<tr><td rowspan="5">障害者の社会活動を促進するため、市営駐車場使用料等の減額を実施しています。</td><td rowspan="5">身体障害者手帳、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳又は被爆者健康手帳、戦傷病者手帳所持者が運転又は同乗する場合に限ります。
また、特定医療費受給者証、指定難病登録者証、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証又は移動支援・地域活動支援受給者証を所持されている難病患者の方も同様に対象になります。</td><td>駐車場使用料の50%（定期・回数券は除く）</td><td rowspan="4">駐車場使用料等を支払う前に、駐車場整理券と所持される手帳等を駐車場管理事務所に提示し、減額の手続きをして下さい。
※大曽根駐車場は出口もしくは事前精算機でミライロ ID による減免処理可能です。</td><td>久屋駐車場
大須駐車場
古沢公園駐車場</td><td>住宅都市局都市計画部
交通企画・モビリティ都市推進課
☎　972-2774
ﾌｧｯｸｽ　972-4170</td></tr>
<tr><td>駐車場使用料の100%（回数券は除く）</td><td>金城ふ頭駐車場</td><td>名古屋市営金城ふ頭駐車場管理室
☎　389-5580
ﾌｧｯｸｽ　389-5581</td></tr>
<tr><td rowspan="2">駐車場使用料の50%</td><td>池下駐車場</td><td>名古屋市池下駐車場管理事務所
☎　761-6270
ﾌｧｯｸｽ　761-6270</td></tr>
<tr><td>大曽根駐車場</td><td>名古屋市大曽根駐車場管理事務所
☎　991-6612
ﾌｧｯｸｽ　991-6612</td></tr>
<tr><td>駐車場使用料の100%（８時間を超える場合は50%）</td><td>駐車場使用料等を支払う前に、駐車場整理券と所持される手帳等を駐車場出口ゲートにてインターフォンで申出の上カメラに提示し、減額の手続きをして下さい。</td><td>吹上駐車場
吹上中央帯駐車場</td><td>公益財団法人
名古屋産業振興公社
中小企業振興会館営業課
☎　735-2111
ﾌｧｯｸｽ　735-2116</td></tr>
</table>

※名古屋市の施設の駐車場で駐車場使用料を減額される場合がありますので、各施設にお問い合わせください。

12　有料自転車駐車場の利用に関する費用の減額

内　容	対 象 者	利 用 方 法	問い合わせ
障害者の社会活動を促進するため、有料自転車駐車場の利用に関する費用の減額（全額）を実施しています。	身体障害者手帳、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳又は被爆者健康手帳、戦傷病者手帳所持者が利用する場合。 また、特定医療費受給者証、指定難病登録者証、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証又は移動支援・地域活動支援受給者証を所持されている難病患者の方も同様に対象になります。	⑴1 回の利用の場合 左記の手帳又は受給者証等を提示してください。 ⑵定期利用の場合 定期利用申込の際、左記の手帳又は受給者証等を提示してください。	緑政土木局路政部自転車利用課 ☎　　972-2877 ファックス　972-4183 詳しい手続きの方法は施設により異なるため、各施設管理事業者へお問い合わせください。 管理事業者は、下記ホームページにてご確認いただけます。

URL　https://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000013815.html

13　公共施設の無料入場

内　　容	対 象 者	対 象 施 設 例
障害者の社会参加を促進するため公共施設の無料入場を実施しています。 身体障害者手帳、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳等をお持ち下さい。 （詳しくは各施設にお問い合せ下さい。）	○身体障害者手帳所持者 ○愛護手帳所持者 ○精神障害者保健福祉手帳所持者 ○戦傷病者手帳所持者 ○被爆者健康手帳所持者 ○特定医療費受給者証、指定難病登録者証、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証又は移動支援・地域活動支援受給者証を所持されている難病患者の方 施設によって、介護者が無料となる場合がありますので、各施設へお問合せ下さい。	・市営プール ・市営スポーツセンター ・東山動植物園(東山スカイタワー含む) ・名古屋城 ・東谷山フルーツパーク内の世界の熱帯果樹温室 ・白鳥庭園 ・徳川園 ・旧川上貞奴邸 ※名古屋市科学館（常設展・プラネタリウム） ※名古屋市博物館（常設展・特別展（他団体との共催事業を除く））注：長期休館中 ※名古屋市美術館（常設展・特別展（他団体との共催事業を除く）） （※は、特別展（共催展）によっては半額減免になる場合もありますので、各施設へおたずねください。）

14　公園駐車場（有料公園施設）使用料の減額

内　　容	対　象　者	利用方法	対象駐車場	問い合わせ
障害者の公園利用の機会を増やすため、有料公園施設（駐車場）使用料の減額（全額）を実施しています。 ※ただし、下記のとおり減額（全額）とならない場合があります。 ［白川公園及び神宮東公園］６時間を上限として減額（全額） ［道徳公園］使用料から 200 円を上限に減額 ［久屋大通庭園フラリエ駐車場］午前0時～午前8時の間、使用料の減額対象外	公園の利用が目的で、下記の手帳所持者等が運転または同乗する自家用自動車（大型自動車を除く）。 ○身体障害者手帳 ○愛護手帳 ○精神障害者保健福祉手帳 ○戦傷病者手帳 ○被爆者健康手帳 ○特定医療費受給者証、指定難病登録者証、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証又は移動支援・地域活動支援受給者証を所持されている難病患者の方	左記の手帳または受給者証を係員に提示するか、精算機付近に設置されたカメラ付インターフォンにて連絡・提示してください。	名城公園 正門前駐車場	名古屋市みどりの協会 ☎731-8922
			名城公園 二の丸東駐車場	
			名城公園 北園駐車場	アイ・アンド・シー・コーポレーション株式会社 ☎325-3121
			名城公園 北園第2駐車場	岩間造園株式会社 ☎913-0087
			白川公園駐車場 ※減額上限6時間	タイムズ 24 株式会社 ☎0120-72-8924
			久屋大通庭園フラリエ駐車場　※午前0時～午前8時は減額対象外	名古屋市みどりの協会 久屋大通庭園事務所 ☎243-0511
			東山公園 ガーデンテラス前駐車場	株式会社ベルコ ☎789-1511
			東山公園 （上記以外の駐車場）	東山公園協会 ☎781-1751
			天白公園駐車場	蔦井㈱ ☎0120-924-396
			鶴舞公園駐車場	鶴舞公園整備運営事業共同事業体 ☎733-8340
			庄内緑地駐車場	名古屋市みどりの協会・ミズノグループ ☎503-1010
			中村公園駐車場	岩間造園㈱ ☎413-5525
			徳川園駐車場	徳川の杜グループ ☎731-8815
			白鳥公園駐車場	しろとりの杜 グループ ☎681-8928
			荒子川公園駐車場	名古屋市 みどりの協会・大島造園土木　グループ ☎384-8787
			戸田川緑地駐車場	チームＹＭＯ ☎302-5321
			川名公園駐車場	㈱日本メカトロニクス ☎339-2614
			道徳公園駐車場 ※減額上限２００円	アマノマネジメントサービス株式会社 ☎0120-951-365
			神宮東公園駐車場 ※減額上限6時間	

15　市立文化施設の駐車場の利用料金の減額

内　容	対　象　者	減額	利用方法	対象施設	問い合わせ
障害者の社会参加を促進するため、市立文化施設の駐車場の利用料金の減額を実施しています。	身体障害者手帳、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳又は被爆者健康手帳、戦傷病者手帳所持者が運転又は同乗する場合に限ります。（施設利用者に限ります。） また、特定医療費受給者証、指定難病登録者証、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証又は移動支援・地域活動支援受給者証を所持されている難病患者の方も同様に対象になります。	駐車場の利用料金の全額（普通自動車に限る。）	手帳等を係員に提示してください。	市民会館 文化小劇場 市民ギャラリー矢田 音楽プラザ	観光文化交流局 文化歴史まちづくり部 文化芸術推進課 ☎　972-3175 ﾌｧｯｸｽ　972-4128 詳しくは各施設にお問い合せください。

16　市民御岳休暇村利用料金の減額

内　　容	対　象　者	申　込　方　法
長野県御嶽山の中腹に自然と親しむレクリエーション活動の場として開設している市民御岳休暇村の利用料金が減額されます。 〇減額　下記の利用料金の半額（食事代が別途必要です。） 〇利用料金 セントラル・ロッジ 大人　3,500円　　小中学生　1,700円 キャビン 大人　1,000円　　小中学生　500円 テント　　大人、小中学生共　500円 ファミリーキャビン1棟　　13,000円 ※セントラル・ロッジの料金は、季節、曜日、客室タイプにより変わります。詳しくは施設へお問い合わせください。	身体障害者手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳、精神障害者保健福祉手帳又は愛護手帳所持者 〔なお、手帳所持者1人につき付添人1人も対象〕 また、特定医療費受給者証、指定難病登録者証、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証又は移動支援・地域活動支援受給者証を所持されている難病患者の方も同様に対象になります。	〇利用日の10ヶ月前にあたる日から電話、ホームページで受付します。 〇申込・照会先 名古屋市民御岳休暇村 （長野県木曽郡王滝村） ☎　0264-48-2111 ﾌｧｯｸｽ　0264-48-2874 ホームページ https://www.ontake-kyukamura.net/

17　電話番号無料案内

内　　容	対　象　者	申　　込
視覚障害や聴覚障害等の身体障害、知的障害及び精神障害により、電話帳の使用が困難な方について無料番号案内の制度があります。 ※事前に申込が必要です。	〇視覚障害 1～6 級 〇肢体不自由 1・2 級 （上肢・体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害） 〇聴覚障害 2・3・4・6 級 〇音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害 3・4 級 〇愛護手帳所持者 〇精神障害者保健福祉手帳所持者	ＮＴＴ　ふれあい案内 ☎　0120-104-174 ﾌｧｯｸｽ　0120-104-134

8　雇用の相談

1　相談の窓口

名　　称	管轄区域	所　在　地	電話番号	ファックス	最寄駅・停留所
名古屋中 公共職業安定所	北、西、中村、 中、中川区	〒460-8640 中区錦 2-14-25	855-3740	857-0224	地下鉄：伏見
名古屋南 公共職業安定所	瑞穂、熱田、港、 南、緑区	〒456-8503 熱田区旗屋 2-22-21	681-1211	682-0134	地下鉄：熱田神宮西 市バス：旗屋町
名古屋東 公共職業安定所	千種、東、昭和、 守山、名東、天白区	〒465-8609 名東区平和が丘 1-2	774-1115	380-8951	市バス：猪高車庫 光が丘

2　就労等の相談支援機関

内　　容		
地域の障害者の職業生活における自立支援を図るため、障害者の就労及びそれに伴う日常生活上の相談・支援を一体的に行います。		
対　象　者	①就職や継続的雇用のために、就業に係る支援と同時に日常生活において相当程度の支援が必要な方 ②職場不適応による離職、休職など、職場定着のために継続的な支援が必要な方	
事業内容	①就業面を中心とする援助	・障害者支援施設等における就業基礎訓練・職業準備訓練の斡旋 ・職場実習の斡旋 ・就職や職場定着のための支援 ・就業に関する相談、指導
	②日常生活面を中心とする援助	・職業生活継続のための生活習慣形成等に係る助言 ・定期的な家庭訪問等による相談、指導
	③関係機関との連絡調整	

名　　称	所在地・電話番号	最寄駅停留所
なごや障害者就業・生活支援センター	〒462-0825　北区大曽根 2-9-25 ☎　908-1022　　ファックス　908-1023	地下鉄：大曽根 JR 中央線：大曽根 名鉄瀬戸線：大曽根
障害者就労支援センター めいしんれん	〒453-0053　中村区中村町 7-84-1 （名身連福祉センター内） ☎　433-6574　　ファックス　413-5808	地下鉄：中村公園
障害者就労支援センター めいりは	〒467-8622　瑞穂区弥富町字密柑山 1-2 （名古屋市総合リハビリテーションセンター内） ☎　835-3837　　ファックス　835-3826	地下鉄： 総合リハビリセンター
名古屋市障害者雇用支援センター	〒456-0073　熱田区千代田町 20-26 ☎　678-3333　　ファックス　683-5250	地下鉄：日比野
※月曜日 ～ 金曜日（祝休日を除く）午前９時～午後５時 こちらもご利用できます。		
（西区の方は） 尾張中部障害者就業・生活支援センター	〒452-0815　西区八筋町 260　ITALIAN 第三平松マンション 501 ☎　908-2540　　ファックス　908-2541	地下鉄・名鉄： 上小田井
（守山区・名東区の方は） 尾張東部障害者就業・生活支援センター「アクト」	〒465-0065　名東区梅森坂 3-3607 ネットワークひまわり 1F ☎　709-3891　　ファックス　709-3892	市バス：梅森荘
（中川区・港区の方は） 海部障害者就業・生活支援センター	〒496-0807　津島市天王通 6-1　六三ビル 1F　102 号室 ☎　(0567)22-3633　　ファックス　(0567)22-3634	名鉄：津島

3　職業能力開発施設

内　　容			申　込
障害者が基礎的な知識や技能を習得することにより就職を容易にし、職業的に自立することができるよう、職業訓練を行っています。			居住地を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）
名　　称	所在地・電話番号	対象者	
名古屋高等技術専門校	〒462-0023　北区安井 2-4-48 ☎　917-6711　ファックス　917-6331	知的障害者	
三河高等技術専門校	〒444-0802　岡崎市美合町字平端 24 ☎　0564-51-0775　ファックス　0564-52-4568	知的障害者	
愛知障害者職業能力開発校	〒441-1231　豊川市一宮町上新切 33-14 ☎　0533-93-2102　ファックス　0533-93-6554	障害者	
なごや職業開拓校	〒451-0051　西区則武新町 2-24-14 ☎　582-6006　ファックス　582-6022	知的障害者 精神障害者	

4　名古屋市総合リハビリテーションセンター

内　　容	事業内容	対　象　者	申　込
一般就職や復職を目指す、身体障害者・高次脳機能障害者に対し、就労に必要な右の事業を実施し、障害者の雇用の促進を図ります。	○事業内容 ①職業相談 ②職能評価 ③職業準備訓練 ④就労支援・定着支援 ○訓練時間…土・日曜日・祝休日及び年末年始を除く毎日 10:00～16:00 ○利用料等…障害者総合支援法及び名古屋市が定めた自己負担があります。	身体障害者 高次脳機能障害者	〒467-8622 瑞穂区弥富町字密柑山 1-2 ☎　835-4005(相談課) ファックス　838-9105 地下鉄：総合リハビリセンター

5　知的障害者の職親

内　　容	対　象　者	問い合わせ
一定期間職親で預かり自立更生の為の生活指導と技能習得訓練等を行います。	知的障害者	健康福祉局 障害者支援課

6　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構愛知支部愛知障害者職業センター

内　　容	事業内容	所在地・電話番号
一般就職や復職を目指す障害者に対し、就労に必要な右の事業を実施し、障害者の雇用の促進及び定着を図ります。	○事業内容 ①職業相談・評価 ②職業準備支援 ③ジョブコーチ支援	〒460-0003 中区錦 1-10-1 MI テラス名古屋伏見５階 ☎　218-2380 ファックス　218-2379

7　障害者委託訓練

内　　容	対　象　者	申　込
障害者の雇用の促進を図るため、社会福祉法人、ＮＰＯ法人など多様な委託先を活用した職業訓練を行っています。	障害者	居住地を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）

9　手当・年金等

1　各種手当・年金の支給

（注）支給額は令和７年４月現在の情報です。今後、支給額が変わることがあります。

（1）障害児福祉手当

障害児福祉手当は国の制度であり、政令で定める認定基準を満たしている場合、障害者手帳を持っていなくても手当が認定されます。ただし、名古屋市は国が支給する金額に加え、身体障害者手帳や愛護手帳の等級に応じて県分・市分を上乗せして支給しております。

（ア）障害児福祉手当（国）

内　容	対　象　者	申　込
支給額（月額） 16,100 円	20歳未満であって、政令で定める程度の重度の障害の状態（別表第1）にあるため、日常生活において常時の介護を必要とするもの ※原則として認定診断書により認定します。	区役所福祉課 （社会福祉事務所） 支所区民福祉課
《支給月》 2、5、8、11 月 《支給制限》・障害を支給事由とする給付を受けることができるとき ・入所施設に入所しているとき ・所得が所得制限額を超えているとき（詳しくは、76ページをご覧ください）		

（別表第 1）　（備考）視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

1	両眼の視力がそれぞれ 0.02 以下のもの	8	1～7 に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が 1～7 と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの		
3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの		
4	両上肢の全ての指を欠くもの	9	精神の障害であって、１～8 と同程度以上と認められる程度のもの
5	両下肢の用を全く廃したもの		
6	両大腿を２分の１以上失ったもの	10	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が 1～9 と同程度以上と認められる程度のもの
7	体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの		

（イ）名古屋市障害児福祉手当

障害児福祉手当（国）の受給者であって次の表に該当するもの

（支給金額については、一部、愛知県障害児福祉手当を含むものです。）

内　容		対　象　者	申込
支給種別	支給金額		
１号	13,650 円 （内、県分：6,900 円）	・身体障害者手帳１・２級かつ愛護手帳１・２度のもの	区役所福祉課 （社会福祉事務所） 支所区民福祉課
２号	6,400 円 （内、県分：1,150 円）	・愛護手帳１度のもの ・身体障害者手帳１・２級で全面介助を要する状態が３か月以上継続しているもの ・身体障害者手帳１・２級で進行性筋萎縮症による身体上の障害があるもの	
	6,400 円	・自閉症状群と診断されたもの	
３号	1,150 円 （内、県分：1,150 円）	・身体障害者手帳１・２級のもの ・愛護手帳２度のもの	
５号-1	14,250 円	・１ 号に該当するもののうち、障害を支給事由とする給付を受けることができるもの又は所得に関する支給の制限に該当するもの	
５号-2	15,750 円	・２ 号に該当するもののうち、障害を支給事由とする給付を受けることができるもの又は所得に関する支給の制限に該当するもの	
《支 給 月》 ２、５、８、11 月 《支給制限》 ・障害を支給事由とする給付を受けることができるとき（５号を除く） ・入所施設に入所しているとき ・所得が所得制限額を超えているとき（５号を除く） ・所得が愛知県在宅重度障害者手当の所得制限額を超えているとき（５号のみ） （詳しくは、76ページをご覧ください）			

（参考）障害児福祉手当における支給内訳

内　容				対　象　者
支給総額（月額）	内訳		支給種別	20 歳未満であって、政令で定める程度の重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とするもの ※　原則として認定診断書により認定します。
	国	市（県）		
29,750 円	16,100 円	13,650 円 （6,900 円）	１号	別表第１に定める障害を有するもののうち、次に該当するもの ・身体障害者手帳１・２級かつ愛護手帳１・２度のもの
22,500 円	16,100 円	6,400 円 （1,150 円）	２号	別表第１に定める障害を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの ・愛護手帳１度のもの ・身体障害者手帳 １・２ 級で全面介助を要する状態が３か月以上継続しているもの ・身体障害者手帳 １・２ 級で進行性筋萎縮症による身体上の障害があるもの
		6,400 円		・自閉症状群と診断されたもの
17,250 円	16,100 円	1,150 円 （1,150 円）	３号	別表第１に定める障害を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの ・身体障害者手帳１・２級のもの ・愛護手帳２度のもの
16,100 円	16,100 円	－	４号	別表第１に定める障害を有するもの
14,250 円	－	14,250 円	５号-１	・１ 号に該当するもののうち、障害を支給事由とする給付を受けることができるもの又は所得に関する支給の制限に該当するもの
15,750 円	－	15,750 円	５号-2	・２ 号に該当するもののうち、障害を支給事由とする給付を受けることができるもの又は所得に関する支給の制限に該当するもの

（2）特別障害者手当

特別障害者手当は国の制度であり、政令で定める認定基準を満たしている場合、障害者手帳を持っていなくても手当が認定されます。ただし、名古屋市は国が支給する金額に加え、身体障害者手帳や愛護手帳の等級に応じて県分・市分を上乗せして支給しております。

（ア）特別障害者手当（国）

内　容	対　象　者	申　込
支給額（月額） 29,590 円	20歳以上であって、政令で定める程度の著しい重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とするもの ※原則として認定診断書により認定します。	区役所福祉課 （社会福祉事務所） 支所区民福祉課
《支給月》2、5、8、11 月 《支給制限》・入所施設に入所しているとき ・継続して３か月を超えて入院しているとき ・所得が所得制限額を超えているとき（詳しくは、76ページをご覧ください。） ※原爆被爆者の介護手当を受給している場合は、支給額が調整されます ※公害健康被害補償法による障害補償費を受給している場合、当該補償費の額が調整されます ※予防接種法による障害年金を受給している場合、当該年金額が調整されます		

(政令で定める障害)

重複障害	別表第２の障害が２つ以上重複しているもの
	別表第２の障害が１つあり、かつ他の障害部位に別表の障害が２つ以上あるもの
肢体不自由	別表第２の３～５のいずれかの障害があり、日常生活にほぼ全面的な介護を要するもの
内部障害	別表第２の６の障害があり、絶対安静の状態を有するもの
精神の障害	別表第２の７の障害があり、日常生活にほぼ全面的な介護を要するもの

(別表第 2)

1	次に掲げる視覚障害 イ　両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの ロ　一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ　ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／４視標による周辺視野角度の和がそれぞれ８０度以下かつⅠ／２視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの ニ　自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が７０点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの	3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
		4	両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
		5	体幹の機能にすわっていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
		6	１～５に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が１～5 と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの	7	精神の障害であって、１～6 と同程度以上と認められる程度のもの

（備考）視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

（別表）

1	両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの又は１眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの	7	１上肢の機能に著しい障害を有するもの又は１上肢の全ての指を欠くもの若しくは１上肢の全ての指の機能を全廃したもの
2	両耳の聴力レベルが９０デシベル以上のもの	8	１下肢の機能を全廃したもの又は１下肢を大腿の２分の１以上で欠くもの
3	平衡機能に極めて著しい障害を有するもの	9	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
4	そしゃく機能を失ったもの	10	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
5	音声又は言語機能を失ったもの		
6	両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの	11	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

（イ）名古屋市特別障害者手当
特別障害者手当（国）の受給者であって次の表に該当するもの
（支給金額については、一部、愛知県特別障害者手当を含むものです。）

内容		対象者	申込
支給種別	支給金額		
１種	11,850円 （内、県分：6,850円）	・身体障害者手帳１・２級かつ愛護手帳１・２度のもの	区役所福祉課 （社会福祉事務所） 支所区民福祉課
２種	6,050円 （内、県分：1,050円）	・身体障害者手帳１・２級のもの ・愛護手帳１・２度のもの	
３種	5,000円	・特別障害者手当（国）に該当するもの	

《支給月》2、5、8、11月
《支給制限》・入所施設に入所しているとき
・継続して３か月を超えて入院しているとき
・所得が所得制限額を超えているとき（詳しくは、76ページをご覧ください。）
※原爆被爆者の介護手当を受給している場合は、支給額が調整されます
※公害健康被害補償法による障害補償費を受給している場合、当該補償費の額が調整されます
※予防接種法による障害年金を受給している場合、当該年金額が調整されます

（参考）特別障害者手当における支給内訳

内容				対象者
支給総額（月額）	内訳		支給種別	
	国	市（県）		
41,440円	29,590円	11,850円 （6,850円）	１種	20歳以上であって、政令で定める程度の重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とするもの ※　原則として認定診断書により認定します。 政令で定める障害を有するもののうち、次に該当するもの ・身体障害者手帳１・２級かつ愛護手帳１・２度のもの
35,640円	29,590円	6,050円 （1,050円）	２種	政令で定める障害を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの ・身体障害者手帳１・２級のもの ・愛護手帳１・２度のもの
34,590円	29,590円	5,000円	３種	政令で定める障害を有するもの

（3）特別児童扶養手当（国）

内容		対象者	申込
種別	支給額（月額）	身体又は精神に障害を有する 20 歳未満の児童を監護している親又は養育者	区役所福祉課（社会福祉事務所）支所区民福祉課
1 級	56,800 円	重度の身体障害（おおむね身体障害者手帳の１級・２級）又は重度の精神障害（知的障害の場合は愛護手帳 1・2 度と 3 度の一部）	
2 級	37,830 円	中度の身体障害（おおむね身体障害者手帳の３級・４級の一部）又は中度の精神障害（知的障害の場合は愛護手帳 3 度）	
《支 給 月》4、8、12(11)月　※原則として認定診断書により認定します。 《支給制限》・障害児が障害を支給事由とする給付（年金）を受けることができるとき ・入所施設に入所しているとき ・所得が所得制限額を超えているとき（詳しくは、76ページをご覧ください。）			

（注）種別の 1 級・2 級という表現は身体障害者手帳・愛護手帳の等級と異なります。

（4）在宅重度障害者手当（県）

内容		対象者	申込
種別	支給額（月額）		区役所福祉課（社会福祉事務所）支所区民福祉課
1 種	15,500 円	身体障害者手帳 1・2 級かつ愛護手帳 1・2 度の方	
2 種	6,750 円	身体障害者手帳 1・2 級の方 愛護手帳 1・2 度の方 身体障害者手帳 3 級かつ愛護手帳 3 度の方 ※平成 20 年4月1日以降、65 歳以上で新たに手帳の交付をうけた方は対象外になります。	
《支 給 月》4、8、12 月 《支給制限》・入所施設に入所しているとき ・継続して3か月を超えて入院しているとき ・次の手当を受給しているとき 障害児福祉手当（1 号～4 号）・特別障害者手当・経過的福祉手当（1 号～4 号） ・予防接種法による障害児養育年金又は障害年金を受けているとき ・所得が所得制限額を超えているとき（詳しくは、76ページをご覧ください）			

（注）種別の 1 種・2 種という表現は身体障害者手帳・愛護手帳の等級と異なります。

（5）重度障害者（児）給付金（市）

内容	対象者	申込
支給額（年額）	身体障害者手帳１・２級の方 又は知能指数が 35 以下の方 又は身体障害者手帳３級かつ知能指数が 50 以下の方で次のいずれかの 11 月分手当を受給される方 ・愛知県在宅重度障害者手当 ・経過的福祉手当	区役所福祉課（社会福祉事務所）支所区民福祉課
20,000 円		
《支 給 月》12 月 《支給制限》・入所施設に入所しているとき ・次の手当等を受給しているとき 障害児福祉手当・特別障害者手当・外国人障害者給付金・ 各種基礎年金・旧国民年金法に基づく障害年金・特別障害給付金 ・愛知県在宅重度障害者手当の所得制限額を超えているとき（詳しくは、76ページをご覧ください）		

（6）障害基礎年金（国）

内　容		対　象　者	申　込
種別	支給額 （年額）		
1 級	1,039,625 円	国民年金加入中に初診日があり、一定の期間保険料を納めた方、又は 20 歳前にその障害の初診日がある方もしくは昭和 61 年３月以前に障害福祉年金を受けていた方のうち、障害の状態が国民年金法施行令別表 1 級又は 2 級に原則として 65 歳前の初診日から１年半後または 65 歳までに該当する方 日常生活が自分一人では全くできない程度 （例）両腕の機能に著しい障害のある状態・両足の機能に著しい障害のある状態・全く見えない状態・全く聴こえない状態・心臓、腎臓、呼吸器、精神などに障害がある状態	区役所保険年金課 支所区民福祉課
2 級	831,700 円	日常生活に著しい不自由をきたす程度 （例）片腕の機能に著しい障害のある状態・片足の機能に著しい障害のある状態・ほとんど見えない状態・ほとんど聴こえない状態・心臓、腎臓、呼吸器、精神などに障害がある状態	
《支 給 月》2、4、6、8、10、12 月 《支給制限》・他の公的年金を受けている場合 ・20 歳前にその障害の初診日がある障害基礎年金及び障害福祉年金から切り替えられた障害基礎年金については、所得が所得制限額を超えているとき（詳しくは、76ページをご覧ください）			

（注）1. 種別の 1 級・2 級という表現は身体障害者手帳・愛護手帳・精神障害者保健福祉手帳の等級と異なりますので申込先へお問い合わせください。
2. 第３号被保険者または厚生年金加入中に初診日がある方の障害（基礎、厚生）年金については、年金事務所に問い合わせください。

（7）特別障害給付金（国）

内　容		対　象　者	申　込
種別	支給額 （月額）		
1 級	56,850 円（月額）	国民年金に任意加入していなかった以下の期間内に初診日のある傷病により、現在、障害基礎年金 1 級、2 級に相当する障害に該当する方。（ただし 65 歳の誕生日の前々日までに障害に該当していること。） ・学生･生徒だった平成３年３月以前の期間 ・被用者年金加入者の配偶者または被用者年金受給者（受給資格を満たすものを含む）の配偶者だった昭和 61 年３月以前の期間	区役所保険年金課 支所区民福祉課
2 級	45,480 円（月額）	障害の程度は上記障害基礎年金１級と同じ	
		障害の程度は上記障害基礎年金２級と同じ	
《支 給 月》2、4、6、8、10、12 月 《支給制限》・他の公的年金を受けている場合。 ・所得が所得制限額を超えているとき（詳しくは、76ページをご覧ください）			

（8）外国人障害者給付金（市）

内　容	対　象　者	申　込
支給額（月額）	外国人（外国人住民または外国人であった方）の方で昭和 57 年 1 月 1 日時点で次のすべてに該当する方 ・日本国内に居住地登録をしていた方 ・20 歳以上であった方 ・身体障害者手帳１・２級、愛護手帳１・２度の方、又は精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者で、昭和 57 年 1 月 1 日前に障害の初診日がある方。	区役所福祉課 （社会福祉事務所） 支所区民福祉課
36,000 円		
《支 給 月》2、5、8、11 月 《支給制限》・年金等との支給調整があります。 ・所得が所得制限額を超えているとき（詳しくは、76ページをご覧ください）		

（9）児童扶養手当（国）

内　容	対　象　者	申　込
支給額（月額） 児童１人の場合 全額支給 46,690 円 一部支給 46,680 円～11,010 円 児童２人目以降 全額支給 11,030 円 一部支給 11,020 円～5,520 円 ※支給額は令和７年 ４ 月現在の情報です。	父もしくは母が重度の障害を有し、18 歳以下（18 歳に達した年度の末日まで）の児童（児童が重・中度の障害を有する場合は 20 歳未満）を養育している方 《父もしくは母の障害の要件》 重度の身体障害（ほぼ１・２級）又は重度の精神障害（知的障害の場合は愛護手帳１・２度） なお、障害の状況によっては対象とならない場合もあります。 《児童の障害の要件》 重・中度の身体障害（ほぼ 1～3 級及び 4 級の一部）又は重・中度の精神障害（知的障害の場合は愛護手帳 1～3 度） なお、障害の状況によっては 20 歳年齢延長の対象とならない場合もあります。	区役所民生子ども課（社会福祉事務所）支所区民福祉課
《支 給 月》5、7、9、11、1、3月 《支給制限》・児童福祉施設に入所しているとき ・所得が所得制限額以上のとき（詳しくは、76ページをご覧ください） 《その他》受給している公的年金給付等の額が児童扶養手当の額よりも低い場合には、その差額分の児童扶養手当が受給できます。		

（10）愛知県遺児手当（県）

内　容	対　象　者	申　込
支給額（月額） 児童１人につき 支給開始月から 1～3 年目まで 4,350 円 4、5 年目は 2,175 円	父もしくは母が重度の障害を有し、18 歳以下（18 歳に達した年度の末日まで）の児童を養育している方 （支給期間が５年間となります。） 《父もしくは母の障害の要件》 重度の身体障害（ほぼ１・2 級）又は重度の精神障害（知的障害の場合は愛護手帳１・２度） なお、障害の状況によっては対象とならない場合もあります。	区役所民生子ども課（社会福祉事務所）支所区民福祉課
《支 給 月》5、7、9、11、1、3月 《支給制限》・児童福祉施設に入所しているとき ・所得が所得制限額以上のとき（詳しくは、76ページをご覧ください） ・公的年金を受けることができるとき		

（11）ひとり親家庭手当（市）

内　容	対　象　者	申　込
支給額（月額） 児童１人につき 支給開始月から ／ １年目 ／ ２年目 ／ ３年目 全部支給 ／ 9,000 円 ／ 4,500 円 ／ 3,000 円 一部支給 ／ 4,500 円 ／ 3,000 円 ／ 3,000 円	父もしくは母が重度の障害を有し、18 歳以下（18 歳に達した年度の末日まで）の児童を養育している方 （支給期間が３年間となります。） 《父もしくは母の障害の要件》 重度の身体障害（ほぼ１・２級）又は重度の精神障害（知的障害の場合は愛護手帳１・２度） なお、障害の状況によっては対象とならない場合もあります。	区役所民生子ども課（社会福祉事務所）支所区民福祉課
《支 給 月》5、7、9、11、1、3月 《支給制限》・児童福祉施設に入所しているとき ・所得が所得制限額以上のとき（詳しくは、76ページをご覧ください） ・支給要件に該当してから７年経過すると、手当の対象外となります。		

●手当・年金等の所得制限の限度額表

手当や年金等については、受給資格者やその扶養義務者の所得(※1)により支給停止になることがあります。前年中の所得が下記の限度額以上の（あるいは、限度額を超える）場合は、手当や年金等の受給ができません。詳しくは、それぞれの窓口へお尋ねください。

（注）限度額は令和７年４月現在の情報です。今後、限度額が変わることがあります。

※1 所得の計算は、地方税法上の所得の計算に準じますが、制度毎に各種の控除が異なります。

※2 扶養親族等の数とは、所得税法上の控除対象配偶者及び扶養親族の人数です。

（令和7年８月分～令和8年７月分）

手当・年金の区分	扶養親族等の数(※2)	０人	１人	２人	３人	４人目以降の加算額（一人につき）
障害児福祉手当 特別障害者手当	受給資格者の所得	3,604,000 円 を超える	3,984,000	4,364,000	4,744,000	380,000 円
	配偶者又は 扶養義務者の所得	6,287,000 円 以上	6,536,000	6,749,000	6,962,000	213,000 円
特別児童扶養手当	受給資格者の所得	4,596,000 円 以上	4,976,000	5,356,000	5,736,000	380,000 円
	配偶者又は 扶養義務者の所得	6,287,000 円 以上	6,536,000	6,749,000	6,962,000	213,000 円
在宅重度障害者手当	受給資格者の所得	3,604,000 円以上				
	配偶者又は 扶養義務者の所得	6,287,000 円以上				
外国人障害者給付金	受給資格者の所得	3,604,000 円 を超える	3,984,000	4,364,000	4,744,000	380,000 円

（令和7年 10 月分～令和8年９月分）

手当・年金の区分	扶養親族等の数(※2)		０人	１人	２人	３人	４人目以降の加算額（一人につき）
障害基礎年金 特別障害給付金	受給資格者の所得	1/2 支給停止	3,704,000 円 を超える	4,084,000	4,464,000	4,844,000	380,000 円
		全部 支給停止	4,721,000 円 を超える	5,101,000	5,481,000	5,861,000	380,000 円

（令和６年 11 月分～）

手当・年金の区分	扶養親族等の数(※2)		０人	１人	２人	３人	４人目以降の加算額（一人につき）
児童扶養手当 ひとり親家庭手当	受給資格者の所得	一部 支給停止	690,000 円 以上	1,070,000	1,450,000	1,830,000	380,000 円
		全部 支給停止	2,080,000 円 以上	2,460,000	2,840,000	3,220,000	380,000 円
	配偶者及び 扶養義務者の所得		2,360,000 円 以上	2,740,000	3,120,000	3,500,000	380,000 円
愛知県遺児手当	受給資格者の所得		2,080,000 円 以上	2,460,000	2,840,000	3,220,000	380,000 円
	配偶者及び 扶養義務者の所得		2,360,000 円 以上	2,740,000	3,120,000	3,500,000	380,000 円

2　心身障害者扶養共済事業

<table>
<tr><th>内　容</th><th>対 象 者</th><th>申　込</th></tr>
<tr><td>
障害児（者）の保護者が掛金を納付することにより、保護者が死亡したり、身体に著しい障害を有する状態になったときに、その障害児（者）に年金が支給されます。
加入できる口数は、障害児（者）一人につき２口までです。

掛金
<table>
<tr><th rowspan="2">加入時の年齢</th><th colspan="2">掛金月額</th></tr>
<tr><th>平成 20 年３月 31 日
以前の加入者</th><th>平成 20 年４月１日
以降の加入者</th></tr>
<tr><td>35 歳未満</td><td>5,600 円</td><td>9,300 円</td></tr>
<tr><td>35 歳以上
40 歳未満</td><td>6,900 円</td><td>11,400 円</td></tr>
<tr><td>40 歳以上
45 歳未満</td><td>8,700 円</td><td>14,300 円</td></tr>
<tr><td>45 歳以上
50 歳未満</td><td>10,600 円</td><td>17,300 円</td></tr>
<tr><td>50 歳以上
55 歳未満</td><td>11,600 円</td><td>18,800 円</td></tr>
<tr><td>55 歳以上
60 歳未満</td><td>12,800 円</td><td>20,700 円</td></tr>
<tr><td>60 歳以上
65 歳未満</td><td>14,500 円</td><td>23,300 円</td></tr>
</table>
※年齢は４月１日における年齢です。
※加入継続の期間が 20 年を経過し（昭和 61 年３月 31 日以前の１口目の加入者のうち、45 歳未満で加入された方及び制度発足時の１年間に限り 65 歳未満で加入を認められた方は加入継続の期間は 25 年）、かつ 65 歳に達した場合は、加入月から掛金が免除されます。
※所得等により、掛金の一部減免の制度があります。
※掛金は、小規模企業共済等掛金控除として、所得税及び地方税とも全額所得控除できます。

給付
《年金》
加入者が死亡、又は身体に著しい障害を有する状態となったとき
１口あたり　月額 20,000 円

《弔慰金》
１年以上継続加入後、加入者より先に障害児（者）が死亡したとき
<table>
<tr><th rowspan="2">加入期間</th><th colspan="2">１口あたりの弔慰金額</th></tr>
<tr><th>平成 20 年３月 31 日
以前の加入者</th><th>平成 20 年４月１日
以降の加入者</th></tr>
<tr><td>１年以上５年未満</td><td>30,000 円</td><td>50,000 円</td></tr>
<tr><td>５年以上 20 年未満</td><td>75,000 円</td><td>125,000 円</td></tr>
<tr><td>20 年以上</td><td>150,000 円</td><td>250,000 円</td></tr>
</table>
《脱退一時金》
５年以上継続加入後、任意で制度を脱退するとき
<table>
<tr><th rowspan="2">加入期間</th><th colspan="2">１口あたりの脱退一時金額</th></tr>
<tr><th>平成 20 年３月 31 日
以前の加入者</th><th>平成 20 年４月１日
以降の加入者</th></tr>
<tr><td>５年以上 10 年未満</td><td>45,000 円</td><td>75,000 円</td></tr>
<tr><td>10 年以上 20 年未満</td><td>75,000 円</td><td>125,000 円</td></tr>
<tr><td>20 年以上</td><td>150,000 円</td><td>250,000 円</td></tr>
</table>
</td><td>
≪加入者の要件≫
障害児（者）の保護者であって、加入時において次に掲げる要件すべてに該当する方
・本市に住所を有する方
・65 歳未満の方
・特別の疾病又は障害を有せず、心身障害者扶養保険契約の対象となりうる方

≪障害児（者）の要件≫
次に掲げる要件のいずれかに該当する方
・身体障害者手帳（1 級～3 級）を有する方
・愛護手帳（1 度～4 度）を有する方
・精神又は身体に永続的な障害を有する方で、その障害の程度が上記の２つと同程度と認められる方
</td><td>区役所福祉課
（社会福祉事務所）
支所区民福祉課</td></tr>
</table>

10　福祉施設

1　障害者関係施設

◎市内の施設

（1）身体障害者福祉センター

身体障害者が健康の増進を図るとともに社会適応訓練を受けます。

名　称	所　在　地	電　話	ファックス	定　員
名古屋市総合リハビリテーションセンター	〒467-8622　瑞穂区弥富町字密柑山 1-2	835-3811	835-3745	－
名古屋市障害者スポーツセンター	〒465-0055　名東区勢子坊 2-1501	703-6633	704-8370	－
名身連福祉センター	〒453-0053　中村区中村町 7-84-1	413-5811	413-5808	－

（2）身体障害者福祉ホーム

家庭において日常生活を営むことに支障のある身体障害者が、低額な料金で、居室の提供等日常生活の便宜を受けます。

名　称	所　在　地	電　話	ファックス	定　員
サマリアハウス	〒466-0037　昭和区恵方町 2-15	841-5554	841-2221	19 人
コムヌーモすずらん	〒462-0825　北区大曽根 1-6-23	915-9672	915-9694	10 人
かわな	〒466-0855　昭和区川名本町 1-2	761-7798	762-2125	15 人
愛	〒463-0006　守山区川東山 2301	791-9160	791-9160	5 人
みなと	〒455-0831　港区十一屋1-70-4	382-1551	383-4533	20 人
あかり	〒455-0831　港区十一屋1-70-5	383-4381	383-4532	40 人
黎明荘	〒455-0831　港区十一屋1-70-5	383-4381	383-4532	8 人
やすだ	〒466-0856　昭和区川名町 1-5	761-4041	734-7641	11 人

2　障害児関係施設

国・地方公共団体・社会福祉法人の設置する施設に入所又は通所し、各種の療育及び訓練を行っています。本人及び扶養義務者の収入等により、費用の一部を負担していただきます。

◎市内の施設

（1）障害児入所施設

障害児が入所し、保護を受けるとともに日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能を習得します。

名　称	所　在　地	電　話	ファックス	定　員
あけぼの学園	〒468-0001　天白区植田山 2-101	781-0155	781-0269	80 人
愛松学園	〒463-0002　守山区大字中志段味字長根 2830-2	736-0775	736-3703	30 人
愛知県青い鳥医療療育センター	〒452-0822　西区中小田井 5-89	501-4079	501-4085	170 人
名古屋市重症心身障害児者施設ティンクルなごや	〒462-0057　北区平手町 1-1-5	916-0333	916-0338	90 人

（2）児童発達支援センター

障害児が通所し、日常生活における基本的な動作の指導、知識、技能の付与、集団生活への適応訓練等をうけるとともに、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言をあわせて行います。

名　称	所　在　地	電　話	ファックス	定　員
さ わ ら び 園	〒464-0027　千種区新池町 1-18-2	782-2777	782-3513	30 人
北部地域療育センター よ つ ば	〒451-0083　西区新福寺町 2-6-5	522-5277	522-5279	42人
中央療育センター	〒466-0858　昭和区折戸町 4-16（児童福祉センター内）	757-6111㈹	757-6115	55 人
発達センターあつた	〒456-0031　熱田区神宮 4-9-12	681-1167	681-1178	39 人
西部地域療育センター	〒454-0828　中川区小本 1-20-48	361-9555	361-9560	40 人
南部地域療育センター そ よ 風	〒457-0805　南区三吉町 6-17	612-3433	612-3411	57人
東部地域療育センター ぽ け っ と	〒464-0032　千種区猫洞通 1-15	782-3388	782-0771	43 人
発達センターちよだ	〒463-0053　守山区小幡千代田 24-17	792-7277	792-7258	30 人
愛知県青い鳥医療療育センター	〒452-0822　西区中小田井 5-89	501-4079	501-4085	20 人

3　障害福祉サービス事業所（障害者総合支援法）

○生活介護　：常時介護を必要とする障害者に、主として昼間、入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の支援及び創作活動、生産活動の機会の提供等の支援を行う。
○療養介護　：医療と常時介護を必要とする障害者に、主として昼間、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う。
○自立訓練　：自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行う。
○生活訓練(宿泊型)：自立訓練（生活訓練）の対象者の要件に該当する者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している障害者に、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。
○就労移行支援：一般企業などで就労を希望する障害者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
○就労継続支援：一般企業などでの就労が困難な障害者に働く場を提供し、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。（Ａ型：雇用契約等に基づく就労が可能な障害者、Ｂ型：雇用契約等に基づく就労が困難な障害者）
○就労選択支援：障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行う。（令和７年１０月～）
○施設入所支援：施設に入所している障害者に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

※各事業所については「障害者福祉のしおり（別冊）事業所等一覧」をご参照ください。
※またWebサイト「ウェルネットなごや」又は「ワムネット（9ページの障害福祉サービス等情報検索）」からも検索できます。（ウェルネットなごや）URL：https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/jigyosho/

4　名古屋市総合リハビリテーションセンター

内　　容

リハビリテーションセンター

相談から訓練を経て、社会復帰をめざす一貫性のあるリハビリテーションサービスを提供します。又、センター敷地内には、身体障害者更生相談所（13 ページ参照）があり、センターの相談窓口と一体的に運営しています。

内　容

相談支援部門	総合的な相談窓口として、障害者の各種の相談に応じます。	
なごや高次脳機能障害支援センター	高次脳機能障害のある方とそのご家族、福祉サービス事業者などの関係機関を対象に高次脳機能障害に関する様々な相談に応じ、障害の状態や目標に応じた社会復帰を支援します。	
自立支援部門	障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、種々の訓練や支援を行います。	
	主な対象者	身体障害者（肢体不自由者及び視覚障害者）及び高次脳機能障害と診断された方
	事業内容	ア　自立訓練（機能訓練）55 人　／　自立生活援助 イ　就労移行支援 46 人　／　就労定着支援 ウ　施設入所支援 40 人（自立訓練又は就労移行支援を受けている方対象）
地域支援部門	補装具製作施設	補装具の製作・修理を行います。
	地域リハビリテーション事業	身体障害者等が地域の中で自立できるよう、居宅訪問等により必要な指導や援助を行います。
その他、身体障害者補助犬（介助犬・聴導犬に限る）に関する相談・認定事業を行っています。		

福祉スポーツセンター

体育館、多目的ホール、トレーニングルーム、会議室などを備え、高齢者を対象とした「高齢者スポーツ教室」「シルバーフィットネス」を行うほか、障害者、一般の方も利用できます。

○開館時間　　9:00～21:00（日曜日・祝日は 16:30 まで）
○休 館 日　　年末年始
○利用申込　　直接福祉スポーツセンターへ

所　　在　　地

〒467-8622 瑞穂区弥富町字密柑山 1-2

○リハビリテーションセンター
☎　835-3811　　ファックス　835-3745

地域リハ（住宅改造）
☎　835-4569　　ファックス　835-3743

○福祉スポーツセンター
☎　835-3881　　ファックス　835-4094

●交通のご案内
・地下鉄名城線「総合リハビリセンター」下車①番出口
・金山から市バス「金山 14 瑞穂運動場東」行きで、「総合リハビリセンター」下車
・新瑞橋から市バス「瑞穂巡回」左回り（新瑞橋行き）で、「総合リハビリセンター」下車
・鳴子北から市バス「地鳴瑞 瑞穂運動場東」行きで、「総合リハビリセンター」下車

リハビリテーション研究基金

より高度なリハビリテーション技術の研究開発のため、みなさんのご協力をお願いします。
基金の利子はこのような事業に使われます。

●医療・福祉に関する研究開発　　●福祉機器の開発　　●研修・教育活動

あなたの善意が
明日のリハビリ
をつくります

寄付の受付け・お問い合わせは
社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団
〒467-8622 瑞穂区弥富町字密柑山 1－2　　☎　835-3811　ファックス　835-3745

5　なごや福祉用具プラザ

内　　容	所　在　地
障害者の自立を支援し、介護者の負担を軽減するため、福祉用具を展示しています。見て、触れて、試してご検討ください。 医療・福祉・工学系の職員が各種相談に応じます。 ○内　　容 ①展示場とモデル住宅の見学 ②福祉用具の選定、使用、入手に関する相談 ③住宅改修相談 ④介護ロボット活用相談 ⑤ICT（情報通信技術）の活用相談 ⑥自助具、被服、競技用補装具の製作・改造相談 ⑦家族介護者教室の実施 ⑧介護実習・研修の実施 ⑨リサイクル情報サービスの紹介 ⑩福祉用具の購入方法の紹介 ⑪排せつケア相談支援 ○開館時間…10:00～18:00 （来館は予約不要です。予約による相談もできます。） ○休 館 日…月曜日、祝休日、年末年始 （月曜日が祝休日の場合は翌火曜日も休みです。）	〒466-0015 昭和区御器所通 3-12-1 御器所ステーションビル 3 階 ☎　851-0051 ﾌｧｯｸｽ　851-0056 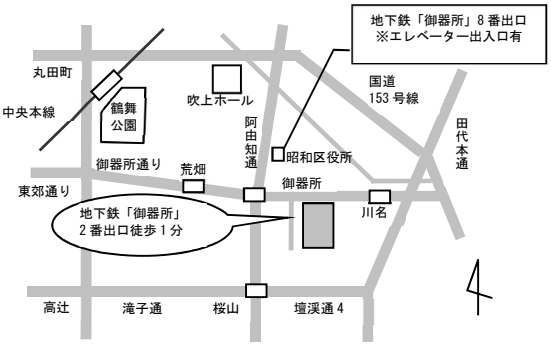 ●交通のご案内 地下鉄桜通線・鶴舞線「御器所」下車

6　名古屋市障害者スポーツセンター

内　　容	所　在　地
スポーツを通じて、障害者の健康の増進、並びにその自立と社会参加を促進し、健康で豊かな生活を築くことに寄与することを目的に各種事業を行っています。 ○内　　容 ①個人・団体での利用やスポーツ指導 ②センター内教室・地域スポーツ教室、練習日の開催 ③競技会等の開催 ④スポーツクラブの活動支援 ⑤スポーツ指導員の養成 ⑥全国障害者スポーツ大会選手の育成・強化及び選手団の派遣 ⑦スポーツ医事相談・心の健康相談・スポーツ用具相談 ⑧障害者スポーツに関する広報・啓発 ○開館時間…9:30～20:30 ○休 館 日…水曜日・国民の祝日の翌日・12 月 29 日から翌年 1 月 3 日 ○利用申込…直接スポーツセンターへ（専用使用の場合は、使用しようとする日の 3 ヶ月前から受付） ※スポーツセンターへの送迎は福祉バス「サンサン号」をご利用下さい。 ○福祉バス運行時間 ●地下鉄本郷駅→センター 9：20 / 15：40 10：40 / 16：40 12：40 / 17：40 13：40 / 18：40 14：40 / 19：40 ●センター→地下鉄本郷駅 10：20 / 16：20 12：20 / 17：20 13：20 / 18：20 14：20 / 19：20 15：20 / 20：30 ※変更になる場合があります。	〒465-0055 名東区勢子坊 2-1501 ☎　703-6633 ﾌｧｯｸｽ　704-8370 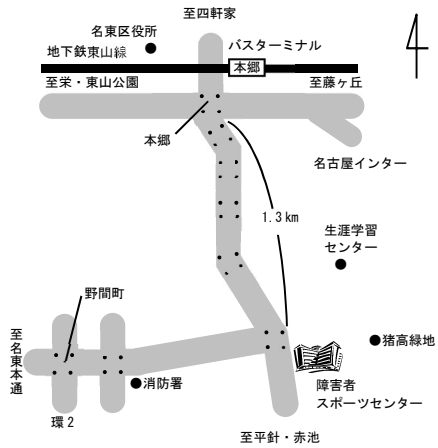 ●交通のご案内 ・地下鉄東山線で「本郷」下車、駅前から市バス「幹　本郷 1」系統で、「障害者スポーツセンター」下車。 ・本郷駅→障害者スポーツセンター間に福祉バスを運行。

7　名古屋市重症心身障害児者施設ティンクルなごや

内　　容	所　在　地
在宅での生活が困難な重症心身障害児者（重度の知的障害、重度の肢体不自由が重複している方）が入所する施設です。 ご家族等によるケアが一時的にできない場合などに利用できる短期入所も行っています。 ○施設種別 ・医療型障害児入所施設 ・障害福祉サービス事業所（療養介護・短期入所） ○内容； ①生活支援 定員 90 人（空床利用による短期入所 10 人を含む） ②在宅支援 短期入所、地域移行支援などを行います。 ③地域連携 ○利用申し込み・問い合わせ 土・日・祝日を除く、午前９時～午後５時にご連絡ください。	〒462-0057 北区平手町 1-1-5（クオリティライフ 21 城北内） ☎　916-0333　　ファックス　916-0338

11　療育・保育・教育

1　療育

（1）発達相談・診療・発達支援

内　　容		対　象　者	申　　込
・障害児に関する相談 ・心理、聴力、言語、脳波各種検査 ・小児科、整形外科、耳鼻いんこう科、精神科等診療 ・個別訓練、グループ指導 ・通園施設での療育訓練		発達に特性のある子ども及びその保護者	各療育センター（15 ページ参照）
施　設　名	担　当　区		
名古屋市中央療育センター	中、昭和、瑞穂、熱田、天白区		
名古屋市西部地域療育センター	中村、中川、港区		
北部地域療育センター　よつば	東、北、西区		
南部地域療育センターそよ風	南、緑区		
東部地域療育センターぽけっと	千種、守山、名東区		

（2）療育グループ

内　　容		対　象　者	申　　込
上記(1)のほか次のところにおいて、グループ指導などの療育を行っています。		発達に特性のある子ども及びその保護者	各施設（７９ページ参照）
実　施　施　設			
児童発達支援センター	さわらび園 発達センターあつた 発達センターちよだ		

（3）いこいの家

内　　容			対象者	申　込
親とともに通い、療育訓練や親相互の交流・親睦を図ることを目的とします。			子どもの発達に不安を感じる親子（主に乳幼児）	各施設
名　　称	住所・電話	開　催　日		
天神山いこいの家 市バス：天神山	西区天神山町 2-8 ☎　521-5698 ファックス　521-5698	水・金		
桜山いこいの家 地下鉄：桜山 市バス：恵方町	昭和区下構町 1-3 ☎　853-3979 ファックス　853-3975	月・木		
あつたいこいの家 地下鉄：熱田神宮伝馬町 市バス：神宮東門、熱田伝馬町	熱田区神宮 4-4-5 ☎　671-6219 ファックス　671-6214	月・火		
千種児童館いこいの家 市バス：振甫町	千種区振甫町 3-34 ☎　763-1531 ファックス　763-1547 （千種区社会福祉協議会）	火・金		
守山児童館いこいの家 名鉄：小幡 市バス：守山区役所	守山区小幡 1-3-15 ☎　763-1531 ファックス　763-1547 （千種区社会福祉協議会）	水		
遊モアプラス 地下鉄：名城公園 名鉄瀬戸線：清水	北区柳原 4-5-11 ☎　908-1841 ファックス　908-1841	木		

内　　容			対象者	申　込
名　　称	住所・電話	開催日		
colorful カラフル 地下鉄：中村日赤	中村区太閤通 6-47 ☎　　482-8989 ファックス　482-8989	水・土	子どもの発達に不安を感じる親子（主に乳幼児）	各施設
はとぽっぽサロン 地下鉄：名古屋城、久屋大通	中区丸の内三丁目 5-33 名古屋有楽ビル 1 階 ☎　　385-8099	火・土		
みずほにじいろ 地下鉄：妙音通	瑞穂区土市町 1-50-3 ☎　　846-2216 ファックス　846-2216	火		
マイハウスどんぐり広場 地下鉄：高畑	中川区高畑 3-40 ブラザービル 203 ☎　　304-7704 ファックス　304-7704	月		
すまいる あおなみ線：港北	港区土古町 2-13 ☎　　090-5635-2767	木・日		
mimi 地下鉄：堀田	南区豊 1-10-9 ドムール豊１Ａ ☎　　602-8551	月		
葡萄の木 地下鉄：相生山	緑区篠の風 1-403 2階 ☎　　891-1886 ファックス　891-1886	月・土		
てんぱくにじいろ 市バス：中平四丁目	天白区平針南 1-2006 ☎　　807-2720 ファックス　807-2720	水		
めいとうにじいろ 地下鉄：上社	名東区社口 2-914 ☎　　070-4210-4417 ファックス　807-2720	日		
スカイ 名鉄瀬戸線：森下	東区新出来一丁目４番 12 号 ☎　　936−9331	月		

（4）障害児関係団体の療育事業

内　　容			対象者	申　込
療育相談・親同士の研修など、※の団体では療育指導のボランティア養成等を実施しています。			在宅障害児及びその保護者等	各団体
団体名	住　　所	電話・ファックス		
社会福祉法人 名古屋手をつなぐ育成会	熱田区神宮 4-4-5	☎　671-6211 ファックス　671-6214		
名古屋市肢体不自由児・者父母の会	西区中小田井 5-38 グループホーム サンホープ内	☎　504-5577 ファックス　504-5577		
特定非営利活動法人 愛知県自閉症協会・つぼみの会	東区出来町二丁目８番 21 号 愛知県出来町庁舎 4F	☎　938-6571 ファックス　938-8242		
愛知県重症心身障害児（者）を守る会	中区古渡町 9-18 社会福祉法人むつみ福祉会内	☎　322-5049 ファックス　322-7562		
愛知県筋ジストロフィー協会	昭和区滝子町 27-4 シャルム滝子 101 大島方	☎　080-2613 -9022		
全国心臓病の子供を守る会 愛知県支部	西区大野木 4-400 牛田方	☎　504-2465 ファックス　504-2465		
社会福祉法人　あさみどりの会※	千種区新池町 1-18-2	☎　782-2233 ファックス　782-3513		

2　保育

障害児・医療的ケア児の保育所等利用

内　　容	対　象　者	申　込　先
保育所等へ受入れ、健常児とともに集団保育をしています。 また、医療的ケアが必要等の理由で集団保育が著しく困難な場合には、「居宅訪問型保育事業」があります。 詳しくはお住まいの区の区役所民生子ども課または支所区民福祉課までご相談ください。	保育を必要とする概ね３歳以上の障害児・医療的ケア児	区役所民生子ども課（社会福祉事務所） 支所区民福祉課

区	電話番号	区	電話番号	区	電話番号
千種区	７５３－１８４１	昭和区	７３５－３９０２	守山区	７９６－４６０１
東　区	９３４－１１９２	瑞穂区	８５２－９３９３	志段味支所	７３６－２１８７
北　区	９１７－６５１８	熱田区	６８３－９９１１	緑　区	６２５－３９５１
楠支所	９０１－２２６４	中川区	３６３－４４１２	徳重支所	８７５－２２１３
西　区	５２３－４５９１	富田支所	３０１－８３６１	名東区	７７８－３０９５
山田支所	５０１－４９７１	港　区	６５４－９７１２	天白区	８０７－３８９３
中村区	４３３－２９８５	南陽支所	３０１－８３４２		
中　区	２６５－２３１７	南　区	８２３－９３９６		

3　教育

（1）特別支援学級

内　　容		対　象　者	申　　込
知的障害特別支援学級	具体的な生活体験や個別の課題に応じた学習を取り入れ指導します。	知的な障害の程度が比較的軽い児童生徒	名古屋市教育委員会 特別支援教育課 ☎　972-3233
弱視特別支援学級	見えやすい条件を整えて、正しく見たり読んだり書いたりすることができるように指導します。	視覚に障害のある児童生徒	
難聴特別支援学級	補聴器等をつけて正確に音声を聞き、正しい表現ができるように指導します。	聴覚に障害のある児童生徒	
自閉症・情緒障害特別支援学級	自閉症の児童生徒には、その状態に応じた学習指導をします。情緒障害児童生徒には、その状態に応じた学習指導をします。	自閉症の児童生徒及び心理的な要因でかん黙等がみられる児童生徒	
肢体不自由特別支援学級	歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に配慮しながら指導します。	肢体に不自由のある児童生徒	
病弱・身体虚弱特別支援学級	病気の状態に応じて学習指導をします。	医療または生活管理を持続的または間欠的に必要とする程度の児童生徒	

（2）通級指導教室

内　　容		対　象　者	問い合わせ
言語障害通級指導教室	発音やリズムなど言語能力に関する指導をします。	通常の学級に在籍する話し言葉に障害のある児童	名古屋市教育委員会 特別支援教育課 ☎　972-3233
弱視通級指導教室	視知覚や視機能の向上、視覚補助具の活用方法等に関する指導をします。	通常の学級に在籍する視覚に障害のある児童生徒	
難聴通級指導教室	保有する聴力の活用を図り、音声言語の受容表出に関する指導をします。	通常の学級に在籍する聴覚に障害のある児童生徒	
発達障害通級指導教室	障害による困難を改善・克服するための指導をします。	通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒	

（3）特別支援学校

内　　容		対　象　者	問い合わせ
市立・県立知的障害特別支援学校	身辺自立や集団生活・職業生活への適応をめざした指導をします。	知的な障害の程度が比較的重い児童生徒	名古屋市教育委員会 特別支援教育課 ☎　972-3233 愛知県教育委員会 特別支援教育課 ☎　954-6798
市立・県立知的障害特別支援学校（高等特別支援学校・産業科）	企業等への就労をめざし、職業教育を中心とした指導をします。	知的な障害の程度が比較的軽い生徒	
県立視覚障害特別支援学校	点字による読み書きやひとり歩きの学習をしたり絵や文字などの教材を拡大して見たり、種々の教材を手で触れたりするなど、主として聴覚と触覚を活用した指導をします。	視覚障害のある幼児児童生徒	愛知県教育委員会 特別支援教育課 ☎　954-6798
県立聴覚障害特別支援学校	補聴器を使用し残された聴力を活用する指導をもとに、話し手の口の形で話を理解したり声を出して話したりするなど、主としてことばの学習を中心とした指導をします。	聴覚障害のある幼児児童生徒	
県立肢体不自由特別支援学校	特別な施設・設備や教材教具を整え、主として手・足・体の障害の改善・克服とその機能の回復・向上を図る指導をします。	肢体に不自由のある児童生徒	
県立病弱特別支援学校	医療機関との連携を密にしながら病気の状態などに応じて学習指導をします。	継続して医療または生活規制を必要とする児童生徒	

12　精神保健

1　こころの健康に関するご相談

「眠れない」「気分が落ち込む」「食欲がない」などの症状が続いている場合、一人で抱え込まずに早めに専門機関に相談しましょう。ご自身の状態から医療機関にかかった方がよいか迷われている場合は、各保健センター保健予防課（裏表紙の裏）、名古屋市精神保健福祉センターこころぼ（14 ページ）、名古屋市こころの健康無料相談などでもこころの健康に関する相談を行っています。

（1）保健センター

内　　容	
精神保健福祉相談・訪問支援	各保健センターにおいて、精神科嘱託医によるこころの健康相談日（予約制）、うつ病家族相談日（予約制）を設けているほか、精神保健福祉相談員、保健師等による相談・訪問支援を随時行っています。
精神障害者家族教室	各保健センターにおいて家族の集いを実施しています。疾患についての正しい知識や、家庭での接し方などを学ぶとともに、家族同士の交流を広げ、不安をやわらげる機会にもなっています。

（2）精神保健福祉センターこころぼ

内　　容	
市民のこころの健康の保持増進や、精神障害者の社会復帰、社会参加の促進を図るための精神保健福祉活動の中心的な施設として、次のような相談事業等を行っています。（その他の事業については 14 ページを参照ください） 月曜日～金曜日（祝休日及び年末年始を除く）　8:45～17:15　☎483-2095　ファックス 483-2029	
精神保健福祉相談	思春期に関する相談、自死遺族を対象とした相談、その他こころの健康に関する面接相談を予約制で行っています。
依存症相談	アルコール・薬物・ギャンブル等の依存に悩む本人やご家族を対象にした相談や、家族教室等を行っています。　「依存症相談窓口」☎483-3022　ファックス 483-2029

（3）こころの健康電話相談

内　　容
こころの健康に関する電話相談を行っています。 月曜日から金曜日（祝休日及び年末年始を除く）　12:45～16:45　☎483-2215

（4）こころの健康無料相談

内　　容
こころの健康に関する電話・LINE 相談（LINE チャット相談）を行うとともに、ご希望や必要に応じて、平日夜間や土日に精神科医や臨床心理士、産業カウンセラーによる面接相談を予約制で行っています。 ●電話相談：☎962-9002　ファックス：291-4793 受付時間：毎日（祝休日及び年末年始を除く）　9:00～22:00 ●LINE 相談（LINE チャット相談）：右記の QR コードから登録ができます。 受付時間：火曜日・木曜日・日曜日（祝休日及び年末年始を除く）　16:00～21:10 （相談終了時間は 22:00） LINE 相談登録 QR コード

（5）家族ピア相談（家族による家族への支援）

内　　容
精神障害者の家族による支援を行っています。（委託先：ＮＰＯ法人名古屋市精神障害者家族会連合会） 電話相談　毎週/火曜日・土曜日（祝休日及び年末年始を除く）　10:00～15:00 面会相談　毎週/木曜日（予約制）　10:00～15:00　☎842-8878　ファックス 846-5576

2　精神科の医療

内　　容	
精神科の治療にはおおむね次のようなものがあります。	
①薬物療法	症状に応じた薬を服用し、症状をやわらげます。薬には、不安や焦燥を軽くするのに有効な薬や、幻覚や妄想を鎮める薬などがあります。
②精神療法	精神科医が症状の経過を判断しながら、対人関係の改善や社会適応能力の向上を図るための働きかけを継続的に行います。
③リハビリテーション療法	デイケア、作業療法などを通じて社会生活機能の回復を図ります。
その他、看護師等が居宅に訪問し病状や生活上の相談等を行う訪問看護などがあり、一人一人の病状や時期を考慮し、様々な療法を組み合わせて治療を行っていきます。また精神科の病院やクリニックの中には、精神保健福祉士（精神科ソーシャルワーカー）を配置しているところもあり、障害基礎年金や障害者手帳など社会資源の利用に関する相談や、生活上の困りごとなどを相談することもできます。詳しくは各医療機関（別冊参照）にお問合せ下さい。	

3　精神科救急情報センター

内　　容	電話番号
緊急に受診等が必要なときに、電話で医療機関等の案内をします。休日を含む 24 時間体制で対応します。※かかりつけの医療機関がある場合は、まずはそちらにご相談ください。	☎ 681-9900

※精神科の医療機関については「障害者福祉のしおり（別冊）事業所等一覧」をご参照ください。

13　その他

1　生活福祉資金の貸付

身体障害者、知的障害者及び精神障害者が属する世帯の自立更生を助長するため、以下の資金の貸付を行っています。まず、貸付以外の方法で課題解決ができないか相談させていただき、貸付が必要な場合でも生計の負担を考え、一時的に必要な資金を貸し付けるものです。
○原則連帯保証人が必要ですが、連帯保証人がいない場合も貸付が可能です。
○貸付利率は、連帯保証人がいる場合は無利子、いない場合は 1.5%（緊急小口資金、教育支援資金は無利子）
○借入申込時から償還完了まで社会福祉協議会と民生委員が世帯の支援に関わります。
○単に金銭の貸付を行うのではなく、資金を必要とする事情、家計の収支、将来の見通しなど日常生活の支援についても考慮しながら貸付の審査を行いますので、申し込みから貸付決定まで１ヶ月以上の期間を要することがあります。
○資金種類により各種要件がありますので、詳細については区社会福祉協議会へお問い合わせ下さい。
○資金種類により、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、借入後には継続的な支援を受けていただきます。
○下記の福祉資金のほか生計中心者の失業等により生活に困窮している低所得世帯向けに総合支援資金や教育支援資金及び低所得の高齢者世帯に対し不動産担保型生活資金の貸付制度があります。
○申込先：各区社会福祉協議会（実施主体：県社会福祉協議会）

資　金　種　類	貸付限度額（目安）（以内）	据置期間（以内）	償還期間（以内）
生業を営むための経費	4,600,000 円	6月	２０年
技能習得の経費及びその期間中の生計を維持するための経費	技能を習得する期間 ６月程度　1,300,000 円 １年程度　2,200,000 円 ２年程度　4,000,000 円 ３年以内　5,800,000 円		８年
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けの経費	2,500,000 円		７年
福祉用具等の購入の経費	1,700,000 円		８年
障害者用自動車の購入の経費	2,500,000 円		８年
中国残留邦人等の国民年金保険料の追納の経費	5,136,000 円		１０年
負傷又は疾病の療養の経費及び療養期間中の生計を維持するための経費	療養期間・介護サービス等を受ける期間 １年以内　1,700,000 円 １年を超え１年６月以内で世帯の自立に必要な場合 2,300,000 円		５年
介護サービス、障害者サービス等を受けるための経費及びその期間中の生計を維持するための経費			
災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	1,500,000 円		７年
冠婚葬祭に必要な経費	500,000 円		３年
住居の移転等、給排水設備等の設置の経費	500,000 円		３年
就職、技能習得等の支度の経費	500,000 円		３年
その他日常生活上一時的に必要な経費	500,000 円		３年
緊急小口資金 （緊急かつ一時的な生計の維持のために必要な経費）	100,000 円	2月	12 月

2　点字版・音声版「障害者福祉のしおり」

内　　容	申　　込
視覚障害者の方に対し、「障害者福祉のしおり」の点字版及び音声版（デイジー版）を発行しています。	名古屋ライトハウス情報文化センター 〒455-0013 港区港陽 1-1-65 ☎　654-4523　ファックス　654-4481 地下鉄：港区役所　市バス：港楽町

3　図書雑誌・視聴覚資料（CD・DVD・カセットテープ）の郵送貸出

内　　容	対　象　者	申　込
重度の障害のため、図書館へ出かけることが困難な方のために郵送による図書・CD・ビデオ・DVD・カセットテープの貸出を行っています。 ［手続］（来館も可） 電話又はハガキにより、申込（登録）を行います。登録後は、電話・ハガキで申し込めば、借りたい資料が郵送されてきます。返却も郵送により行います。 ［貸出冊数］ 図書は６冊まで。CD・ビデオ・DVD・カセットテープは図書とは別に、あわせて３点まで。期間は１ヶ月です。 ※郵送費用は往復とも図書館が負担します。	・身体障害者手帳の両下肢、体幹、移動機能障害の程度が１級・２級の方、内部障害（免疫・肝臓以外）の程度が１級・３級の方、内部障害（免疫・肝臓）の程度１～３級の方 ・愛護手帳１度・２度の方 ・戦傷病者手帳の両下肢、体幹機能障害の程度が特別項症～第２項症の方、内部障害の程度が特別項症～第３項症の方	市立図書館

4　郵便等による不在者投票等

内　　容	対　象　者		申　込
郵便等による不在者投票 選挙の際、郵便等によって自宅などで投票することができます。 ［手続］ ①交付申請書により、「郵便等投票証明書」の交付を受けてください。 ②選挙ごとに選挙期日（投票日）の４日前までに「郵便等投票証明書」を提示して、文書で投票用紙等を請求してください。 ※「郵便等投票証明書」の交付申請はいつでもできます。 ［代理記載制度］ 郵便等による不在者投票の対象者で、かつ、身体障害者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が１級と記載されている方は、「郵便等投票証明書」の交付申請に加えて、あらかじめ次の手続きを行っておくことにより、代理の方（選挙権を有する方に限ります。）に投票に関する記載をさせることができます。 ①代理記載の方法による投票を行うことができる者であることの申請 ②代理記載人となるべき者の届出 ※その他、郵便等による不在者投票についての詳しい手続きは、区選挙管理委員会（区役所内）へおたずねください。	身体障害者手帳をお持ちの方	・両下肢、体幹、移動機能障害の程度 １級・２級の方 ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害の程度 １級・３級の方 ・肝臓、免疫の障害の程度 １級・２級・３級の方	区選挙管理委員会（区役所内）
	介護保険被保険者証をお持ちの方	・要介護状態区分が「要介護５」の方	
○この他にも、投票所（期日前投票所）では、点字投票・代理投票という投票の方法があります。 ○視覚障害者の方に対しては、投票所の案内として、各有権者に配布しています「選挙のお知らせ」に、「氏名、選挙名、投票日、投票所名、区選挙管理委員会名・電話番号」を点字で記載したシートを添付しています。また、選挙公報を点訳・音訳した「点字版選挙のお知らせ」や「音声版選挙のお知らせ」を配布しています。 ご希望の方は、区選挙管理委員会（区役所内）までお申し出ください。 ○投票所（期日前投票所）で支援が必要な場合、投票支援カードを利用されるとスムーズに支援が受けられます。また、投票用紙に自筆する際に記入する枠がよく見えないなど不安のある方に向けて、補助具を用意しております。 詳細につきましては、選挙管理委員会事務局のウェブサイトをご覧ください。 アドレス：https://www.city.nagoya.jp/senkyokanri/page/0000045075.html			

5　障害者情報支援サイト「ウェルネットなごや」

内　　容	問い合わせ
障害者の方や障害福祉サービス事業所の方等に対し、障害福祉サービスやその他の制度等に関する情報を提供するウェブサイト「ウェルネットなごや」を開設しています。 アドレス：https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/top/	健康福祉局 障害企画課 ☎　972-2585 ﾌｧｯｸｽ　951-3999

6　バリアフリー情報発信サイト「なごやバリアフリーお出かけナビ」

内　　容	問い合わせ
名古屋市内の施設等のバリアフリー情報を発信するウェブサイト「なごやバリアフリーお出かけナビ」を開設しています。（現在は宿泊施設、観光施設、公園・スポーツ施設等を対象にしております） アドレス：https://barrierfree.city.nagoya.jp	健康福祉局 障害企画課 ☎　972-2538 ﾌｧｯｸｽ　951-3999

7　名古屋市子ども発達支援サイト「すてっぷサポート」

内　　容	問い合わせ
発達に支援が必要なお子さんの家族の方に対し、発達についての相談機関や支援制度、児童発達支援・放課後等デイサービス指定事業所等に関する情報を提供するウェブサイト「すてっぷサポート」を開設しています。 アドレス：https://stepsupport.city.nagoya.jp	子ども青少年局 子ども福祉課 ☎　972-2520 ﾌｧｯｸｽ　972-4440

8　名古屋市医療的ケア児支援サイト「e・ga・o(えがお)」

内　　容	問い合わせ
医療的ケアが必要なお子さんの家族の方に対し、名古屋市の福祉施策等から医療的ケアを必要とするお子さんとその家族の方の役に立つサポートや相談窓口についての情報提供をしています。 アドレス：https://egao.city.nagoya.jp	子ども青少年局 子ども福祉課 ☎　972-2520 ﾌｧｯｸｽ　972-4440

9　視覚障害・聴覚言語障害の方の利用施設

	施設名	内　　容	所在地	電話
視覚	名古屋ライトハウス情報文化センター	○点字図書・録音図書の閲覧・貸出 ○視覚障害者用ワープロ・パソコンの指導 ○“サピエ”利用窓口 ○電話・メールによる各種情報の提供 ○点字図書・録音図書のリクエスト製作 ○対面読書サービス ○代筆・墨訳サービス ○点字出版事業、定期刊行点字情報誌の製作・配布事業など ○視覚障害者用具あっせん販売事業 ○ワードプロセッサーの共同利用 ○歩行訓練事業	〒455-0013 港区港陽 1-1-65	654-4521 ファックス 654-4481
	日々のくらし相談室（視覚総合相談室）	○視覚に関する相談、関係機関等（日常生活用具・社会資源）の紹介 ○代筆・代読支援員派遣事業	〒456-0062 熱田区大宝 1-1-1 ヴェルクレート日比野 A 棟 014 号室（地下 1 階）	211-7461 ファックス 211-7465
	名古屋市総合社会福祉会館	ワードプロセッサーの共同利用	〒462-8558 北区清水 4-17-1	911-3191 ファックス 913-8553
	名古屋市障害者スポーツセンター	ワードプロセッサーの共同利用	〒465-0055 名東区勢子坊 2-1501	703-6633 ファックス 704-8370
	名身連福祉センター	ワードプロセッサーの共同利用	〒453-0053 中村区中村町 7-84-1	413-5811 ファックス 413-5808
	愛知県図書館	○点字図書・録音図書の閲覧・貸出 ○録音図書のリクエスト製作 ○対面読書サービスなど	〒460-0001 中区三の丸 1-9-3	212-2323 ファックス 212-3674
	鶴舞中央図書館点字文庫	○点字図書・録音図書の閲覧・貸出 （録音図書は肢体障害・学習障害等のため活字印刷物をそのままでは読むことが困難な方も利用できます） ○点字図書・録音図書のリクエスト製作 ○テキストデータのリクエスト製作 ○対面読書サービス（予約制）、オンライン可 ○“サピエ”利用窓口	〒466-0064 昭和区鶴舞 1-1-155	741-3132 ファックス 732-9871

	施設名	内容	所在地	電話
視覚	千種図書館	対面読書サービス（予約制）	〒464-0803 千種区田代町字瓶杁1-137	781-7431 ファックス 781-7447
	東図書館	対面読書サービス（予約制）	〒461-0047 東区大幸南1-1-10	712-3901 ファックス 712-3902
	北図書館	対面読書サービス（予約制）	〒462-0037 北区志賀町4-60-31	912-8111 ファックス 912-8135
	楠図書館	対面読書サービス（予約制）	〒462-0012 北区楠2-974	903-8653 ファックス 903-8652
	西図書館	対面読書サービス（予約制）	〒451-0062 西区花の木2-18-23	521-1451 ファックス 521-1453
	山田図書館	対面読書サービス（予約制）	〒452-0815 西区八筋町358-2	503-5340 ファックス 503-5341
	中村図書館	対面読書サービス（予約制）	〒453-0053 中村区中村町字茶ノ木25	411-3651 ファックス 411-3645
	瑞穂図書館	対面読書サービス（予約制）	〒467-0012 瑞穂区豊岡通3-29	853-0450 ファックス 853-0451
	熱田図書館	対面読書サービス（予約制）	〒456-0031 熱田区神宮3-1-15	671-6600 ファックス 671-5600
	中川図書館	対面読書サービス（予約制）	〒454-0874 中川区吉良町178-3	353-5311 ファックス 353-5342
	富田図書館	対面読書サービス（予約制）	〒454-0976 中川区服部3-601	432-5313 ファックス 432-5314
	港図書館	対面読書サービス（予約制）	〒455-0014 港区港楽1-14-16	651-9249 ファックス 651-9250
	南陽図書館	対面読書サービス（予約制）	〒455-0857 港区秋葉1-130-79	301-2116 ファックス 301-2117
	南図書館	対面読書サービス（予約制）	〒457-0071 南区千竈通2-10-2	821-1732 ファックス 821-3364
	守山図書館	対面読書サービス（予約制）	〒463-0067 守山区守山1-6-1	793-6288 ファックス 793-6289
	志段味図書館	対面読書サービス（予約制）	〒463-0811 守山区深沢1-101	736-6907 ファックス 736-6908
	緑図書館	対面読書サービス（予約制）	〒458-0031 緑区旭出1-1104	896-9297 ファックス 896-9298
	徳重図書館	対面読書サービス（予約制）	〒458-0852 緑区元徳重1-401	878-2234 ファックス 878-3681
	名東図書館	対面読書サービス（予約制）	〒465-0012 名東区文教台2-205	773-8200 ファックス 773-8239
	天白図書館	対面読書サービス（予約制）	〒468-0054 天白区横町701	803-4188 ファックス 803-4190

	施　設　名	内　　容	所　在　地	電話
聴覚言語	名身連聴覚言語障害者情報文化センター	○社会教育講座開催 ○手話通訳者･手話奉仕員･要約筆記者の養成･派遣 ○コミュニケーション機器の貸出 ○字幕・手話付ビデオの貸出 ○中継サービス ○ろうあ者相談 ○専任手話通訳者の設置 ○情報誌の発行 ○字幕映画上映会、各種公演などの文化活動	〒453-0053 中村区中村町 7-84-1	413-5885 ファックス 413-5853

※科学館（プラネタリウム）、公会堂、芸術創造センター、青少年文化センター、中小企業振興会館、一部の文化小劇場では、難聴者用補聴装置を設置しております。ご利用方法については各施設にお尋ねください。また、名身連聴覚言語障害者情報文化センター、総合社会福祉会館（福祉図書館）では、難聴者用補聴装置の貸し出しを行っています。是非ご利用ください。

10　タブレット端末を活用した遠隔手話通訳及び音声認識機能を有するアプリ

内　　容	配置場所	問い合わせ
1　遠隔手話通訳 障害企画課などにいる手話通訳者にテレビ電話をつなげることにより手話通訳を受けることができます。 2　音声認識機能を有するアプリ（UDトーク、UD手書き） 職員が説明する場面において、音声を即時に文字情報に変換し、タブレット端末の画面上で読むことができます。	区役所福祉課 支所区民福祉課	健康福祉局 障害企画課 ☎　972-2587 ﾌｧｯｸｽ　951-3999

11　愛知県セルプセンター

内　　容	問い合わせ
愛知県における障害者の自立促進のため、障害者就労施設等の製品の販売、新たな仕事の受注活動、新商品の開発等を行います。	※障害者就労施設等の製品の発注についてのお問い合わせ 一般社団法人愛知県セルプセンター 〒454-0826 中川区小本本町 1-71 ☎　304-7890

12　障害者就労支援窓口「ウェルジョブなごや」

内　　容	問い合わせ
企業及び障害者施設を対象に企業における障害者雇用の推進と、障害者施設における利用者の工賃・賃金向上を図るため、相談支援を一体的に実施しています。	※障害者就労施設等の製品の発注についてのお問い合わせ 名古屋市障害者就労支援窓口「ウェルジョブなごや」 〒460-0002　中区丸の内 2-10-30 インテリジェント林ビル 1 階 ☎　684-9007

13　自動車事故による重度後遺障害者に対する介護料の支給等

内　　容			問い合わせ
重度後遺障害者に介護料を支給	自動車事故により、脳・脊髄または胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害が残り、常時または随時の介護を必要とする方に介護料が支給されます。支給金額は障害の程度に応じて月額で支給します。		独立行政法人自動車事故対策機構名古屋主管支所（ナスバ） 〒460-0003 中区錦 1-18-22 名古屋 AT ビル 8 階 ☎　218-3017 URL https://www.nasva.go.jp/
	常時要介護の方（自賠法施行令による「介護を要する後遺障害等級別表第一第 1 級」の認定を受けている方等、ただし、平成 14 年 3 月以前の事故の場合は「後遺障害等級 1 級 3 号又は 4 号」の認定を受けている方）	85,390 円 ～226,330 円	
	随時要介護の方（自賠責保険等による「介護を要する後遺障害等級別表第一第 2 級」の認定を受けている方、ただし、平成 14 年 3 月以前の事故の場合は「後遺障害等級 2 級 3 号又は 4 号」の認定を受けている方）	42,700 円 ～88,980 円	
交通遺児等の育成資金の貸付	自動車事故で保護者が亡くなられたり、重度後遺障害が残った場合に、その家庭のお子さん（義務教育終了前）を対象に無利子で育成資金が借りられます。 《貸付額》 一時金　155,000 円 月額　10,000 円又は 20,000 円 入学支度金　44,000 円 《返還方法》 卒業後、20 年以内の分賦返済。 ただし、高校・大学等への進学者は、在学期間中は返済が猶予されます。		

14　広報なごや点字版、声の広報なごや

内　　容	申　込
名古屋市では、毎月 1 回、視覚障害のある方などを対象に「広報なごや点字版（点字版・点字データ）」と「声の広報なごや（デイジー版・音楽 CD 版）」を発行し、ご希望の方に配布しています。なお、点字データについては、ご希望の方にメールで提供するほか、市公式ウェブサイト上でも公開しています。	市長室広報課 ☎　972-3134 ﾌｧｯｸｽ 972-4126

15　「水道ご使用量のお知らせ」の音声コード案内

内　　容	問い合わせ
水道メータの検針に伺った際に投函している「水道ご使用量のお知らせ」に音声コード「Uni-Voice（ユニボイス）」を印刷しています。 専用アプリケーションをダウンロードしたスマートフォン等で音声コードを読み取ると水道ご使用量やご請求金額等を音声で分かりやすくお伝えします。	上下水道局料金課 ☎　972-3640 ﾌｧｯｸｽ 972-3676

16　津波フラッグ

内　　容		問い合わせ
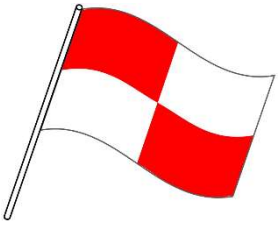	津波フラッグは、長方形を四分割した、赤と白の格子模様のデザインです。大津波警報、津波警報、津波注意報（以下、「津波警報等」という）が発表されたことをお知らせする旗です。津波警報等は、テレビやラジオ、携帯電話、サイレン、鐘等、様々な手段で伝達されますが、令和 2 年 6 月から海水浴場等で「津波フラッグ」による視覚的伝達が行われています。「津波フラッグ」を用いることで、聴覚に障害のある方や、波音や風で音が聞き取りにくい遊泳中の方などにも津波警報等の発表をお知らせできます。海水浴場や海岸付近で津波フラッグを見かけたら、速やかに避難を開始してください。	気象庁地震火山部管理課 URL https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/jishin/tsunami_bosai/tsunami_bosai_p2.html

17　ヘルプカード・ヘルプマーク

内　　容		配　布　場　所
ヘルプカード	外見からは分からない障害・疾患のある方や、コミュニケーションをとることが困難な障害のある方等が、周囲にご自身の障害・疾患への理解や必要な支援を求めることができるよう、障害特性や希望する支援内容を記入し、財布や手帳等に入れて携帯していただくものです。	区役所福祉課・支所区民福祉課・保健センター保健予防課・障害者基幹相談支援センター・地域療育センター・児童発達支援センター・市内の下記の医療機関 【配布医療機関】 名古屋市立大学医学部附属東部医療センター（千種区） 愛知県がんセンター病院（千種区） 名古屋市立大学医学部附属西部医療センター（北区） 名鉄病院（西区） 日本赤十字社愛知医療センター名古屋第一病院（中村区） 独立行政法人国立病院機構　名古屋医療センター（中区） 名古屋大学医学部附属病院（昭和区） 日本赤十字社愛知医療センター名古屋第二病院（昭和区） 名古屋市立大学病院（瑞穂区） 名古屋市立大学医学部附属リハビリテーション病院（瑞穂区） 協立総合病院（熱田区） 藤田医科大学ばんたね病院（中川区） 独立行政法人労働者健康安全機構　中部ろうさい病院（港区） 名古屋市立大学医学部付属みどり市民病院（緑区） 独立行政法人国立病院機構　東名古屋病院（名東区） 医療法人香徳会　メイトウホスピタル（名東区） 医療法人資生会　八事病院（天白区）
ヘルプマーク	義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。（JIS 規格） ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。	
		問　い　合　わ　せ
		健康福祉局障害企画課　☎　972-2585 ﾌｧｯｸｽ　951-3999

18　シンボルマーク

やさしさマーク　～福祉環境整備の標示板～

名古屋市では、誰もが安心して快適に利用できるような整備が進んだお店や施設に対し、申請に基づいて「やさしさマーク」を交付しています。建物の利用のしやすさや移動のしやすさといった設備面での整備と合わせて、利用者への案内、誘導、介助などのソフト面での配慮が期待できる施設であることを表わすマークです。建物の入り口付近や案内のカウンターなどに表示されています。

問い合わせ　●健康福祉局障害企画課
☎　972-2538　　ファックス　951-3999

耳マーク

聴覚障害者のコミュニケーションの円滑化を図るため制定されたもので、耳の不自由な方が公的機関等を利用するとき、ラベルを申請書、通帳、診察券などに貼ったり、ネームプレートを胸に付けたりして、自分の耳が不自由であることを表すのに使用します。
また、受付等に掲示し、聴覚障害者に配慮することを知らせます。

ヒアリングループマーク

ヒアリングループ（※）設置場所及び対応機器を示すマークです。補聴器や人工内耳に内蔵されている磁気誘導コイルを使って利用できる施設・機器であることを表します。
※ヒアリングループは、敷設したループ内で磁気に変換した音声を磁気コイル付補聴器や人工内耳で受信することで、難聴者の聞こえを支援する設備です。

問い合わせ　●一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
ファックス　03-3354-0046
URL　https://www.zennancho.or.jp/
●名身連聴言センター
☎　413-5885　　ファックス　413-5853

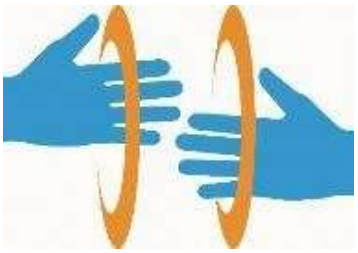

手話マーク

手話でのコミュニケーションを求めるときや、手話による対応ができる施設などが示すマークです。
このマークを提示されたら、「手話での対応をお願いします」の意味になりますので、ご理解、ご協力をお願いします。また、受付等に掲示し、手話による対応ができることを知らせます。

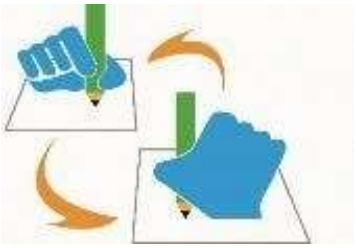

筆談マーク

筆談でのコミュニケーションを求めるときや、筆談による対応ができる施設などが示すマークです。
このマークを提示されたら、「筆談での対応をお願いします」の意味になりますので、ご理解、ご協力をお願いします。また、受付等に掲示し、筆談による対応ができることを知らせます。

問い合わせ　●一般財団法人全日本ろうあ連盟
URL　https://www.jfd.or.jp/

障害者のための国際シンボルマーク

国際リハビリテーション協会によって障害者が容易に利用できる建築物、施設であることを明確に示すシンボルマークとして採択・決定されました。（色はブルーです。）

問い合わせ　●公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会
〒162-0052　東京都新宿区戸山 1-22-1
☎　03-5273-0601　　ファックス　03-5273-1523
URL　https://www.jsrpd.jp/

身体障害者補助犬に関するマーク

身体障害者補助犬同伴啓発のマークです。「身体障害者補助犬法」により、公共の施設、交通機関、デパート、スーパー、ホテル、飲食店等には、補助犬を同伴する方の受け入れが義務づけられています。このマークを見かけたら、ご理解、ご協力をお願いします。

問い合わせ　●健康福祉局障害企画課
☎　972-2587　　ファックス　951-3999

身体障害者標識（身体障害者マーク）

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。この表示をしている車に、やむを得ない場合を除き、幅寄せしたり、無理な割り込みをした場合には、道路交通法違反となります。このマークの表示については、努力義務です。

問い合わせ　●各警察署交通課（愛知県警察本部　☎　951-1611（代））

聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）

政令で定める程度の聴覚障害者であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。（表示しない場合、道路交通法違反になります。）この表示をしている車に、やむを得ない場合を除き、幅寄せをしたり、無理な割り込みをした場合には、道路交通法違反になります。

問い合わせ　●各警察署交通課（愛知県警察本部　☎　951-1611（代））

ハート・プラスマーク

「内部障害（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能の障害）・内部疾患がある人」を表しています。「思いやりの心を増やす」マークです。内部障害や内部疾患は、外見からは分かりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。このマークを見かけたら、ご理解、ご協力をお願いします。

※このマークは、内部障害・内部疾患の方が自発的に使用するものです。法的拘束力はありません。

問い合わせ　●特定非営利活動法人ハート・プラスの会
URL　https://www.normanet.ne.jp/~h-plus/

オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を使用している方（オストメイト）のための設備があることを表し、オストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレート等に表示されています。

問い合わせ　●公益社団法人日本オストミー協会
☎　03-5670-7681　　ファックス　03-5670-7682

盲人のための国際シンボルマーク

世界盲人連合（ＷＢＵ）が定めた、視覚障害を示す世界共通の国際シンボルマークで、視覚障害者の安全やバリアフリーを考慮した建物・設備・機器などにつけられます。信号機や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍などに設置・添付されています。

問い合わせ　●社会福祉法人日本盲人福祉委員会
☎　03-5291-7885　　ファックス　03-5291-7886

白杖 SOS シグナル普及啓発シンボルマーク

白杖を頭上 50cm 程度に掲げて SOS のシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖 SOS シグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。白杖による SOS のシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。

問い合わせ　●岐阜市福祉部福祉事務所障がい福祉課
☎　058-214-2138　　ファックス　058-265-7613

19　避難行動支援の主な取り組み

	内容
助け合いの仕組みづくり	災害時の避難に支援が必要な高齢者や障害者などの「避難行動要支援者※1」について、日頃から地域で話し合い、把握するなど、できることから助け合いの仕組みづくりを進めましょう。 ①地域における話し合い 災害時の避難に支援が必要な高齢者や障害者などの「避難行動要支援者※1」について、日頃から地域で話し合い、把握するなど、できることから助け合いの仕組みづくりを進めましょう。 ②避難行動要支援者の把握 災害が発生したときに、避難に支援が必要な方を事前に把握しましょう。 本人の同意を得たうえで、支援が必要な方の名簿を地域に提供する仕組みがあります。区役所に相談しましょう。 ※1 避難行動要支援者とは　要配慮者※2 のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（災害対策基本法第４９条の１０第１項） ※2 要配慮者とは　高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者 （災害対策基本法第８条第２項第 15 号）
個別避難計画作成モデル事業	避難行動要支援者一人ひとりの「どこに避難するか」「誰が支援するか」などを記載した計画です。地域の災害リスクやご本人の心身の状況を予め関係者で共有し、計画を事前に作成することにより、適切な避難行動につなげていくことを目的としています。 【対象者】 介護や障害の程度が重い方（①に該当）で、災害発生時にその場から避難することが必要な地域（②に該当）にお住いの方 ①身体要件（自力での避難が困難） 要介護２～５、身体障害者手帳（視覚・下肢・体幹)１・２級、愛護手帳１・２度、精神障害者保健福祉手帳１級 ②ハザード要件 家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害（特別）警戒区域、南海トラフ地震臨時情報事前避難対象地域 ※社会福祉施設に入所している方などは除きます。 ※対象となる方につきましては、郵便もしくは普段利用されている福祉サービス事業者からご案内いたします。 【記載内容】 ・避難するときに希望する支援 安否確認だけで大丈夫か、避難場所までの誘導や同行が必要なのか ・避難支援等実施者 一緒に避難先まで同行するだけでなく「大丈夫？」と声掛けしてくれる方も含む ・配慮が必要な事項 災害時に困ること、障害の特性、支援時のアドバイスなど ・災害ごとの避難予定場所 洪水・高潮・津波など、災害から命を守るための避難先
問い合わせ	防災危機管理局　地域防災課　972-3591　ファックス　962-4030

20　主な関係団体

団体名	連絡先	備考
（社会福祉法人） 名古屋市身体障害者福祉連合会	〒456-0022　熱田区横田 2-4-16 ☎　682-0878　ファックス　671-3124	
名古屋市肢体障害者福祉連合会	〒466-0032　昭和区天神町 1-12-2 ☎　851-5400	
（特定非営利活動法人） 名古屋難聴者・中途失聴者支援協会	〒462-0837　北区大杉 1-9-16 ☎　932-6080　ファックス　939-2777	
名古屋市視覚障害者協会	〒453-0053　中村区中村町７丁目 84-1　名身連福祉センター内 ☎　080-2639-2864 メールアドレス　meishikyoo@zp.chu.jp	
愛知県障害者（児）の生活と権利を守る連絡協議会	〒456-0031　熱田区神宮 2-3-4　もやいビル４階 ☎　682-7912　ファックス　682-7916	
愛知県重度障害者の生活をよくする会	〒466-0037　昭和区恵方町 2-15 ☎　851-5240　ファックス　851-5241	
名古屋市肢体不自由児・者父母の会	〒452-0822　西区中小田井 5-38　サンホープ内３号館１階 ☎　504-2020　ファックス　504-6807	
愛知県重症心身障害児（者）を守る会	〒460-0025　中区古渡町 9-18　社会福祉法人むつみ福祉会内 ☎　322-5049　ファックス　322-7562	
愛知県筋ジストロフィー協会	〒466-0053　昭和区滝子 27-4-101 ☎　080―2613―9022 メールアドレス gensan_anan@yahoo.co.jp	
名古屋市聴覚障害者協議会	〒460-0001　中区三の丸 1-7-2 桜華会館 2F 事務局内 ☎　221-8545　ファックス　221-8154	
名古屋市聴言障害者協会	〒466-0037　昭和区恵方町 2-15　ＡＪＵ自立の家内 ファックス　740-3633	
名声会	〒457-0028　南区楠町 20 ☎　822-6200　ファックス　822-6200	喉頭摘出者
（公益社団法人） 日本オストミー協会愛知県支部	〒464-0096　千種区下方町 7-20-1-201 ☎　090-2172-0713 ホームページ　http://ostomyaichi.web.fc2.com/ メールアドレス　joa.aichi.jimu@gmail.com	
（一般社団法人） 愛知県腎臓病協議会	〒461-0011　東区白壁 1-50　愛知県白壁庁舎内 ☎　228-8900　ファックス　228-8901 メールアドレス aichi1970@aijinkyo.com	
愛知心臓病の会（全国心臓病の子どもを守る会愛知県支部）	〒452-0803　西区大野木 4−400　牛田方 ☎　090-5631-1678　メールアドレス　masamiu345@yahoo.co.jp	
愛知低肺機能グループ	〒467-0856　瑞穂区新開町 24-12　南新開荘 1-322　近藤方 ☎　872-3559　ファックス　872-3559 メールアドレス　z-kon@mediacat.ne.jp	
日本リウマチ友の会愛知支部	〒479-0867　常滑市北汐見坂 2-107	
（社会福祉法人） 名古屋手をつなぐ育成会	〒456-0031　熱田区神宮 4-4-5 ☎　671-6211　ファックス　671-6214	知的障害児・者及び その保護者
（特定非営利活動法人） 愛知県自閉症協会・つぼみの会	〒　461-0032　東区出来町二丁目８番 21 号　愛知県出来町庁舎 4F ☎　938-6571　ファックス　938-8242	
（特定非営利活動法人） わっぱの会	〒462-0843　北区田幡 1-11 番 31 号 ☎　916-3664　ファックス　916-3665	
（特定非営利活動法人） 脳外傷友の会みずほ	〒460-0021　中区平和 2-3-10　仙田ビル 2F ☎　253-6422　ファックス　253-6422	
（特定非営利活動法人） アスペ・エルデの会	〒452-0821　西区上小田井 2-187　メゾンドボーヌ小田井 201 ☎　505-5000　ファックス　505-5000	発達障害児・者
あいち LD 親の会かたつむり	〒491-0046　一宮市天王 4-2-4　牛丸方 ☎　0586-45-2836	
（特定非営利活動法人） えじそんくらぶなごや親の会	ファックス　363-5059	発達障害児・者
（特定非営利活動法人） 名古屋市精神障害者家族会連合会	〒468-0045　天白区野並 3-418　ダイトウビル 205 号 ☎　842-8878　ファックス　846-5576	
名古屋連合断酒会	〒457-0047　南区城下町 1-12　愛知県断酒連合会　断酒会館１F ☎　824-1567　ファックス　824-7134	
（公益社団法人）日本てんかん協会 （波の会）愛知県支部	〒464-0850　千種区今池 5-20-9　ライブハウスイマ～ゴ２階 ホームページ　https://oonami.jimdosite.com/ ☎　741-8900　メールアドレス　naminokai.0073@gmail.com	
（NPO法人） 名古屋市腎友会	〒460-0011　中区大須 1-17-12 ☎　218-1622	

団　体　名	連　絡　先	備　考
（特定非営利活動法人） 愛知視覚障害者援護促進協議会	愛知視覚障害者援護促進協議会事務局 〒468-0126 丹羽郡大口町伝右 1 丁目 35 番地 ☎　080-2617-5352	本部住所 〒465-0024 名古屋市名東区本郷 2-83

（注）上記団体以外にも、疾病別に患者（家族）ごとの団体があります。

21　その他の患者（家族）団体

団　体　名	連　絡　先	備　考
愛知県難病団体連合会	〒453-0041　中村区本陣通 5-6-1　地域資源長屋なかむら 101 ☎　485-6655　ファックス　485-6656 メールアドレス ainanren@true.ocn.ne.jp	
全国筋無力症友の会愛知支部	〒475-0837　半田市有楽町 6-20　グローリアス半田 202 小林方 ☎　0569-22-5122　ファックス　0569-22-5122 メールアドレス etuko-k@amail.plala.or.jp	重症筋無力症
鶴友会（愛知県血友病患者会）	〒463-0074　守山区町北 13-2　つよみせいビル 1F （お問合せは郵送にて対応）	血友病
口唇口蓋裂を考える会(たんぽぽ会)	〒486-0833　春日井市上条町 2-33　上条プリンスハイツ 503　横田方 ☎　090-7048-1387	口唇口蓋裂
日本二分脊椎症協会東海支部	橋本方 メールアドレス happi-sbaj@memoad.jp	二分脊椎症
愛知県肝友会	〒453-0016　中村区竹橋町 35-28　増子記念病院気付 ☎　451-1891	肝臓病
全国パーキンソン病友の会愛知県支部	〒470-0152　愛知郡東郷町北山台 4-9-10　前田方 ☎ 080-3625-4504　メールアドレス jpda.aichi@gmail.com	パーキンソン病
ベーチェット病友の会愛知県支部	〒444-0806　岡崎市緑ヶ丘 2-23-8　森田方 ☎　0564-74-1611　ファックス　0564-74-1611	ベーチェット病
つぼみの会愛知・岐阜愛知支部（Ⅰ型糖尿病）	〒492-8229　稲沢市稲島 11-30　シャトレ愛松国府宮 202 号　山下方 ☎　090-8543-6016	小児糖尿病
東海脊髄小脳変性症友の会	〒451-0031　　名古屋市西区城西 5-22-4　重松方 ☎　090-1780-2322　メールアドレス　tokaiscd5224@gmail.com	脊髄小脳変性症
愛知県網膜色素変性症協会（ＪＲＰＳ愛知）	新井方 ☎　090-7956-1070　メールアドレス info@jrps-aichi.sakura.ne.jp	網膜色素変性症
日本ＡＬＳ協会愛知県支部	〒453-0815　中村区北畑町 3-27-1　有限会社トマト内 ☎　483-3050　ファックス　483-3050 メールアドレス tomato@family.email.ne.jp	筋萎縮性側索硬化症
もやもや病の患者と家族の会中部ブロック（愛知県・岐阜県）	〒458-0044　緑区池上台 2-2　鳴子第三カンテ 510 号　奥田方 ☎　895-4907　ファックス　895-4907 メールアドレス sa74582@wk9.so-net.ne.jp	もやもや病(ウィリス動脈輪閉塞症)
愛知県脊柱靱帯骨化症患者・家族友の会（あおぞら会）	〒444-0943　岡崎市矢作町馬乗 115-7　林方 ☎　0564-31-2848　メールアドレス hisayoqchan@yahoo.co.jp	後縦靱帯骨化症
全国進行性核上性麻痺の患者・家族会（PSP のぞみの会）	☎　050-3488-1014（常時留守番電話） ファックス　050-3488-1014 メールアドレス　psp-contact@googlegroups.com	進行性核上性麻痺・大脳皮質基底核変性症
（NPO 法人） 日本マルファン協会	〒511-0810　桑名市清竹の丘 38　大柄方 ☎　080-3684-3298　メールアドレス info@marfan.jp	マルファン症候群
プラダー・ウィリー症候群児・者親の会「竹の子の会」西東海支部	〒470-2105　　知多郡東浦町大字藤江字前田 24　杉本方 ☎　0562-84-0750　メールアドレス sakko_4679@yahoo.co.jp	プラダー・ウィリー症候群
ポリオ友の会東海	☎　080-5151-0634 メールアドレス　otk@na.commufa.jp 大竹 利幸	ポストポリオ症候群
ＡＡ（ＡＡ中部北陸セントラルオフィス）	〒462-0844　北区清水 4-15-1　黒川ビル 404 ☎　915-1602（月・水・金 12:00～17:00） ファックス　917-0764 ホームページ　http://park16.wakwak.com/~chco	アルコール依存症
NA（NA 日本リージョン・セントラル・オフィス）	（中部エリア）〒462-8799　名古屋北郵便局　私書箱 39 号 ☎　090-1299-2190 ホームページ　http://najapan.org/meeting/chubu	薬物依存症
GA（GA 日本インフォメーションセンター）	〒242-0017　神奈川県大和市大和東 3-14-6　KN ハウス 101 ☎　046-240-7279（毎月最終週の日曜日 11:00～15:00） ファックス　050-3737-8704 ホームページ　http://www.gajapan.jp/	ギャンブル依存症
アラノン家族グループ（NPO 法人アラノン・ジャパン）	〒221-0075　神奈川県横浜市神奈川区白幡上町 19-13 ☎　045-642-8777（月・火・木・金（祝日・年末年始を除く）10 時 30 分～15 時） ホームページ　http://www.al-anon.or.jp/	アルコール依存症

団体名	連絡先	備考
ナラノンファミリーグループジャパン（ナラノン NSO）	〒171-0021　東京都豊島区西池袋 2-1-2　島幸目白ピソ 2-C ☎　03-5951-3571（月水金 11:00～15:00） ファックス　03-5951-3571 ホームページ　http://nar-anon.jp/	薬物依存症
任意団体愛知家族会（薬物問題をもつ家族の会）	〒489-0924　瀬戸市城ヶ根町 47-63 ☎　090-7866-6753　ファックス　0561-21-6464 ホームページ　http://www.aichikazokukai.com/	薬物依存症
GAM-ANON（ギャマノン日本サービスオフィス）	〒170-0013　東京都豊島区東池袋 2-62-8 BIG オフィスプラザ池袋 501 号 ☎　03-6659-4879　ファックス　03-6659-4879 ホームページ　https://www.gam-anon.jp/home	ギャンブル依存症
名古屋ダルク	〒462-0825　北区大曽根 1-16-6 ☎　915-7284　ファックス　915-7284 ホームページ　http://nagoyadarc.jp	依存症支援団体
名古屋緑断酒新生会	〒458-0038　緑区作の山町 18 ☎　892-6318　杉村宅　ファックス　892-6318 杉村宅	
全国ギャンブル依存症家族の会　愛知	〒454-0934　中川区西中島 2-401　2-606 ☎　070-8493-6525	
公益社団法人　ギャンブル依存症問題を考える会	〒104-0033　東京都中央区新川 1－21－5　茅場町タワー105 ☎　070-4501-9625（相談専用ダイヤル）	
OA ロータス	ホームページ　http://oajapan.capoo.jp/ メールアドレス　oa_lotus@yahoo.co.jp	摂食障害当事者
OA 三河	ホームページ　http://oajapan.capoo.jp/ メールアドレス　oamikawa95@gmail.com	摂食障害当事者
KA なごや家族会くるみの集い	メールアドレス　kakuruminagoya@yahoo.co.jp	窃盗症患者 (クレプトマニア)
薬物依存症回復支援団体リボーン	☎　090-3859-3622 ホームページ　http://smarpp.3zoku.com/reborn/ メールアドレス　pepeaki@gmail.com	薬物等依存症当事者とその家族
精神障害者患者会「雑草」	本山生協会館 2F ホール 毎月最終週、土曜日例会開催　14 時～16 時	精神障害者当事者の会
起立性調節障害なごや家族の会「ポレポレ」	ホームページ　https://polepole-nagoya.amebaownd.com/ メールアドレス　od_nagoya@yahoo.co.jp	起立性調節障害
（特定非営利活動法人） PROUD　LIFE	〒460-0012　中区千代田 3-8-10-603 ☎　080-2660-0526 ホームページ　https://proudlife.org/ メールアドレス　npo758@proudlife.org 【相談】レインボー・ホットライン ・電話相談・LINE 相談　毎月第 1 月曜日　19 時～22 時 ☎　0120-51-9181 ※LINE 相談は、受付のみ随時可。	セクシュアル・マイノリティ支援団体
（一般社団法人） 虹望会　レインボーエイト	虹望会ホームページ　http://infokobokai.wix.com/kobokai レインボーエイトホームページ　http://rainbow8eight.wix.com/rainbow8 ファックス　050-3730-6622 メールアドレス　rainbow8@nagoya.nifty.jp	性同一性障害セクシャル・マイノリティグループホーム運営
名古屋うつ病友の会	☎　0565-31-9067、080-5133-9067 ホームページ　http://www.名古屋うつ病友の会.nagoya	うつ病当事者・家族の会 家族、支援者も参加可 市内で定例会開催
（NPO 法人） ノーチラス会　名古屋地方会	事務局ホームページ　http://bipolar-disorder.or.jp/ 名古屋地方会世話人メールアドレス　ti2axcce@icloud.com	双極症（双極性障害・躁うつ病）患者団体 家族、支援者も参加可 市内で地方会開催
摂食障害家族の会ポコ・ア・ポコ	〒264-0025　千葉市若葉区都賀 5-2-11　アルファ都賀 105 ホームページ　https://pokoapoko2022.blog.fc2.com/	摂食障害家族の会 市内にて家族会等開催
名古屋言友会	ホームページ　https://nagoya-gyk.jimdofree.com/ メールアドレス　nagoyagyk@gmail.com	吃音当事者の自助会 家族・支援者も参加可 例会開催・会報発行・普及啓発活動他

（注）上記団体以外にも、疾病別に患者（家族）ごとの団体があります。

22　身体障害者障害程度等級表

種別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能、又はそしゃく機能の障害	肢体不自由		
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹
1級	視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が、0.01以下のもの				1　両上肢の機能を全廃したもの 2　両上肢を手関節以上で欠くもの	1　両下肢の機能を全廃したもの 2　両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの
2級	1　視力の良い方の眼の視力が0．02以上0．03以下のもの 2　視力の良い方の眼の視力が0．04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3　周辺視野角度（I／4視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（I／2視標による。以下同じ。）が28度以下のもの 4　両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）			1　両上肢の機能の著しい障害 2　両上肢のすべての指を欠くもの 3　一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4　一上肢の機能を全廃したもの	1　両下肢の機能の著しい障害 2　両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1　体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2　体幹の機能障害により立ちあがることが困難なもの
3級	1　視力の良い方の眼の視力が0．04以上0．07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） 2　視力の良い方の眼の視力が0．08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3　周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4　両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	1　両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2　両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3　一上肢の機能の著しい障害 4　一上肢のすべての指を欠くもの 5　一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1　両下肢をショパー関節以上で欠くもの 2　一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3　一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
4級	1　視力の良い方の眼の視力が0．08以上0．1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） 2　周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3　両眼開放視認点数が70点以下のもの	1　両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） 2　両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害	1　両上肢のおや指を欠くもの 2　両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3　一上肢の肩関節、肘関節又は手関節の内、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4　一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5　一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6　おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7　おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8　おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1　両下肢の全ての指を欠くもの 2　両下肢の全ての指の機能を全廃したもの 3　一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4　一下肢の機能の著しい障害 5　一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6　一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	

肢体不自由		内部障害						
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓の機能の障害	じん臓の機能の障害	呼吸器の機能の障害	ぼうこう、直腸の機能の障害	小腸の機能の障害	肝臓の機能の障害	免疫の機能の障害
上肢機能	移動機能							
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

種別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能、又はそしゃく機能の障害	肢体不自由		
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹
５級	1　視力の良い方の眼の視力が0．２かつ他方の眼の視力が0．０２以下のもの 2　両眼による視野の２分の１以上が欠けているもの 3　両眼中心視野角度が５６度以下のもの 4　両眼開放視認点数が７０点を超え１００点以下のもの 5　両眼中心視野視認点数が４０点以下のもの		平衡機能の著しい障害		1　両上肢のおや指の機能の著しい障害 2　一上肢の肩関節、肘関節又は手関節の内、いずれか一関節の機能の著しい障害 3　一上肢のおや指を欠くもの 4　一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5　一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6　おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1　一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2　一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3　一下肢が健側に比して５センチメートル以上又は健側の長さの 15 分の１以上短いもの	体幹の機能の著しい障害
６級	視力の良い方の眼の視力が0．３以上0．６以下かつ他方の眼の視力が0．０２以下のもの	1　両耳の聴力レベルが 70 デシベル以上のもの（40 センチメートル以上の距離で発声された会話語が理解し得ないもの） 2　一側耳の聴力レベルが 90 デシベル以上、他側耳の聴力レベルが 50 デシベル以上のもの			1　一上肢のおや指の機能の著しい障害 2　ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3　ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1　一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2　一下肢の足関節の機能の著しい障害	
７級					1　一上肢の機能の軽度の障害 2　一上肢の肩関節、肘関節又は手関節の内、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3　一上肢の手指の機能の軽度の障害 4　ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5　一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6　一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1　両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2　一下肢の機能の軽度の障害 3　一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうちいずれか一関節の機能の軽度の障害 4　一下肢のすべての指を欠くもの 5　一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6　一下肢が健側に比して３センチメートル以上又は健側の長さの 20 分の１以上短いもの	
備考	1　同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、１級上の級とする。但し、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。 2　肢体不自由においては、７級に該当する障害が二つ以上重複する場合は、６級とする。 3　異なる等級について二つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して、当該等級より上位の等級とすることができる。 4　「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 5　「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6　上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上肢においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。 7　下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。						

肢体不自由		内部障害						
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓の機能の障害	じん臓の機能の障害	呼吸器の機能の障害	ぼうこう、直腸の機能の障害	小腸の機能の障害	肝臓の機能の障害	免疫の機能の障害
上肢機能	移動機能							
不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの							
不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの							
上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの							

（注）点線内は、身体障害者旅客運賃割引規則の第１種身体障害者、点線外は第２種身体障害者を示します。（ただし、「乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害」にあっては、上肢機能については両上肢に運動機能障害がある場合のみ、移動機能についても両下肢に運動機能障害がある場合のみ第１種身体障害者となります。）

23　名古屋市障害者（児）行政のあゆみ

年	月	事項
昭和 22 年	12 月	「児童福祉法」公布(昭 23.1 施行)
昭和 23 年	1 月	児童福祉法施行により民生委員が児童委員を兼務
	12 月	児童福祉施設最低基準決定
昭和 24 年	12 月	「身体障害者福祉法」公布(昭 25.4 施行)
昭和 25 年	5 月	「精神衛生法」公布(昭 25.5 施行)
	8 月	各区社会福祉事務所を開設(各区厚生課を廃止)
昭和 26 年	3 月	「社会福祉事業法」公布(昭 26.3 施行)
		身体障害者市営交通料金割引制度開始
昭和 27 年	4 月	「戦傷病者戦没者遺族等援護法」公布(昭 27.4 施行)
昭和 31 年	11 月	地方自治法の改正により愛知県から児童福祉をはじめ 16 項目の事務委譲
		児童相談所開設
昭和 32 年	9 月	みどり学園(精神薄弱児通園施設)開設
	12 月	身体障害者更生相談所開設
昭和 34 年	4 月	各区社会福祉事務所に児童係設置
	9 月	あけぼの学園(精神薄弱児施設)開設
昭和 35 年	3 月	「精神薄弱者福祉法」公布(昭 35.4 施行)
	7 月	「身体障害者雇用促進法」公布(昭 35.7 施行)
昭和 37 年	4 月	市社会福祉協議会心身障害者(児)家庭奉仕員派遣事業開始
昭和 38 年	5 月	ひよし学園(精神薄弱児通園施設)開設
	6 月	身体障害者相談員設置(16 名)
	10 月	第 1 回身体障害者体育大会開催
昭和 39 年	7 月	「重度精神薄弱児扶養手当法」(現「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」)(昭 39.9 施行)
昭和 40 年	10 月	白金肢体不自由児機能回復訓練室・精神薄弱児相談室開設
	12 月	身体障害者施設入所者に対して歳末見舞金支給開始
昭和 41 年	4 月	福祉奨学金制度(身体障害者)開始
		千種・北・中村・南保健所に精神衛生相談員及び精神科嘱託医を配置
		精神衛生相談開始
	5 月	ちよだ学園(精神薄弱児通園施設)開設
昭和 42 年	4 月	西・昭和・瑞穂・中川保健所に精神衛生相談員及び精神科嘱託医を配置
	8 月	白金精神薄弱者職能訓練室開設
	12 月	身体障害者家庭奉仕員派遣開始
		重度心身障害者(児)介護見舞金支給開始
昭和 43 年	4 月	愛護手帳交付開始・心身障害者扶養共済制度開始
		在宅重度心身障害者特殊寝台貸与開始
		身体障害者世帯の市営住宅優先入居開始
		東・中・熱田・港・守山・緑保健所に精神衛生相談員及び精神科嘱託医を配置
	6 月	希望荘(精神薄弱者援護施設)開設(平成 26 年度民間移管)
		東山指導所に肢体不自由者更生施設併設
昭和 44 年	3 月	「名古屋市将来計画・基本計画」策定
	4 月	重症心身障害者(児)介護手当制度開始
	9 月	若狭精神薄弱者職能訓練室開設
昭和 44 年	11 月	重度身体障害者に日常生活用具の給付開始
昭和 45 年	4 月	愛知県在宅重度障害者手当制度開始
		自閉症相談(千種・西・中ブロック)を開始(昭和 61 年廃止)
		福祉奨学金制度統合(身体障害者、被保護世帯、施設収容児童)
	5 月	「心身障害者対策基本法」公布(昭 45.5 施行)
昭和 46 年	4 月	重度心身障害者市営交通料金無料化実施
		身体障害者自動車運転免許取得費補助制度実施

年	月	事項
昭和 46 年	4 月	手話講習会開始
		在宅重度身体障害者訪問診査実施
		児童福祉センター第一期工事完成(児童相談所移転)
		あつた学園(精神薄弱児通園施設)開設
	8 月	点字講習会開始
	10 月	若杉作業所(精神薄弱者授産施設)開設(平成 24 年度民間移管)
昭和 47 年	4 月	家庭奉仕員派遣事業市へ移管
		東山指導所を緑風荘と改称(平成 23 年度民間移管)
	5 月	児童福祉センターに肢体不自由児通園施設わかくさ学園開設
	6 月	緑風荘に肢体不自由者更生施設重度棟増設(平成 21 年度末廃止)
昭和 48 年	1 月	重度障害児に日常生活用具支給開始
	6 月	児童福祉センター竣工(みどり学園移転、くすのき学園開設)
	8 月	心身障害者対策協議会発足
		愛知県、市町村の心身障害者医療費助成制度に補助開始
	10 月	心身障害者医療費助成制度開始
昭和 49 年	6 月	身体障害者福祉街づくり事業開始
		心身障害児短期里親制度実施
昭和 50 年	4 月	名東・天白保健所に精神衛生相談員及び精神科嘱託医を配置
		「共同作業事業助成要綱」を制定し、小規模作業所への助成を開始
	5 月	昭和橋作業所開設(平成 24 年度民間移管)
	7 月	盲導犬貸与事業開始
	8 月	手話通訳者派遣制度開始
		重度心身障害者住宅改造補助金支給制度開始
	10 月	福祉手当制度実施
		心身障害者施設通所付添交通費助成制度開始
	12 月	障害者歯科医療センター開設に伴い助成開始
昭和 51 年	4 月	精神衛生指導センター開設(あおばの里)(平成 13 年廃止)
		中村・瑞穂・中川・南保健所で精神障害者社会復帰相談指導事業開始
	5 月	桜山通勤寮開設(平成 18 年度民間移管)
		身体障害者雇用促進法の改正(身体障害者の雇用義務化)(昭 51.10 施行)
	7 月	身体障害者福祉電話貸与制度開始
	10 月	在宅重度心身障害児・者緊急一時保護制度開始
昭和 52 年	10 月	重度心身障害者寝具・特殊寝台貸与事業開始
昭和 53 年	4 月	児童福祉施設入所児童、戦傷病者、原爆被爆者、精神薄弱者市営交通料金無料化実施
		千種保健所で精神障害者社会復帰相談指導事業開始
	6 月	重度身体障害者自動車改造補助制度開始
	10 月	鳩岡作業所開設(平成 24 年度民間移管)
		移動入浴事業開始
		重度身体障害者タクシー料金助成事業開始
		盲人ガイドヘルパー派遣事業開始
		障害者住宅整備資金貸付制度開始
昭和 54 年	4 月	精神衛生指導センター開設(わかばの里)(平成 13 年廃止)
		西・昭和保健所で精神障害者社会復帰相談指導事業開始
昭和 55 年	5 月	身体障害者、精神薄弱者、戦傷病者及び原爆被爆者に対し東山動植物園等公共施設の無料入場実施
		国際障害者年推進協議会設置
	7 月	盲導犬総合訓練センター(港区十一屋)開設
	12 月	身体障害者福祉バス運行開始
昭和 56 年	1 月	国連「国際障害者年」
	4 月	手をつなぐ親の会会館開設

年	月	事項
昭和 56 年	5 月	身体障害者スポーツセンター開設
	6 月	障害福祉課に手話通訳者配置
		中途失明者生活訓練事業開始
	7 月	障害福祉課に聴覚障害者用手書き電話設置
		盲青年社会生活教室開催
	9 月	障害児早期療育指導委員会設置
		障害者の市営駐車場利用料金減額制度開始
	11 月	第 1 回「障害者と市民のつどい」開催
	12 月	第 1 回「障害者の日」記念のつどい開催
昭和 57 年	3 月	名古屋市国際障害者年長期計画策定
	4 月	在宅障害児療育相談事業を通園施設において開始
		港・守山保健所で精神障害者社会復帰相談指導事業開始
	5 月	緑風荘に身体障害者通所授産施設を開設
	10 月	戦傷病者医療費助成制度開始(平成 18 年廃止)
	11 月	総合社会福祉会館開設
昭和 58 年	1 月	国連・障害者の十年(昭和 58 年～平成 4 年)開始年
	4 月	精神薄弱者生活能力訓練事業開始
		人工肛門等造設者装具助成制度開始
		北・緑・天白保健所で精神障害者社会復帰相談指導事業開始
	5 月	児童福祉センターにすぎのこ学園(難聴幼児通園施設)と療育棟を新設し、障害児総合通園センターを開設
昭和 59 年	4 月	精神薄弱者援護施設入所者入院看護料補給金助成制度開始
		東・中・熱田保健所で精神障害者社会復帰相談指導事業開始
	7 月	要約筆記奉仕員派遣事業開始
	12 月	聴覚障害者世帯に福祉電話・ミニファックスの貸与事業開始
		各区社会福祉事務所にミニファックスを設置
昭和 60 年	4 月	重度障害者移動入浴事業開始
		在宅障害者デイサービス事業開始
昭和 61 年	4 月	聴覚障害者情報文化活動事業開始
		脳性まひ者等ガイドヘルパー派遣事業開始
		「精神障害者小規模保護作業所助成要綱」制定
昭和 62 年	4 月	肢体障害者自立促進活動事業開始
		精神薄弱者グループホーム事業開始
		「社会福祉士及び介護福祉士法」公布(昭 63.4 施行)
	5 月	「障害者の雇用の促進等に関する法律」公布(法定雇用率の対象者(知的障害者)拡大等)(昭 63.4 施行)
	6 月	オストメイト社会適応訓練事業開始
	9 月	「精神保健法」公布(法律名の変更、精神障害者社会復帰施設の法定化等)(昭 63.7 施行)
	10 月	第 3 セクター方式による重度障害者多数雇用企業「愛知玉野情報システム」設立
	12 月	障害者福祉啓発誌「With you」(第 1 号)の発行
昭和 63 年	1 月	社会福祉施設に緊急通報システム導入
	4 月	身体障害者ストーマ用装具差額助成事業開始
		名古屋市新基本計画策定
	12 月	重度身体障害者緊急通報事業開始
平成元年	3 月	視覚障害者用ワードプロセッサー共同利用事業開始
	4 月	身体障害者更生相談所移転(福祉健康センター内へ)
		名古屋南歯科医療センター開設
		精神薄弱者雇用促進事業開始
	7 月	名古屋市新基本計画第 1 次推進計画策定
	8 月	第 3 セクター方式による重度障害者・精神薄弱者多数雇用企業「名古屋昭和建物サービス」設立
	10 月	福祉健康センター(現名古屋市総合リハビリテーションセンター)開設
平成 2 年	4 月	身体障害者福祉ホームの開設

年	月	事　　項
平成２年	４月	障害の状態に関する証明書交付事業開始(精神)(平成７年廃止)
		生計同一証明書交付事業を開始(精神)
		在宅心身障害児(者)緊急一時保護制度拡充(中度の精神薄弱児・者まで対象拡大)
	６月	福祉関係８法の改正(在宅福祉サービスの法定化)
	９月	「建築設計基準」を制定(官庁営繕における身体障害者の利用を考慮した設計指針を全て盛り込む)
	11月	精神障害者家族交流会開始
平成３年	４月	重度精神薄弱者タクシー料金助成事業開始
	５月	心の健康講演会を開始
	６月	精神障害者交流事業(バスハイキング・卓球大会)を開始
	11月	精神障害者家族交流大会を開始
		福祉都市環境整備指針策定
	12月	JR 等の運賃割引が知的障害者へ適用拡大
平成４年	１月	精神保健セミナーを開始
	４月	ESCAP「アジア太平洋障害者の十年」(1993～2002 年)
		障害福祉課に点訳者配置
	５月	道路交通法の改正(身体障害者用車いすの定義の明確化等)(平 4.5 施行)
		公共的建築物に関する福祉環境整備要綱(「福祉のまちづくりのための建築物整備要綱」)制定
	６月	障害者の雇用の促進等に関する法律の改正(障害者雇用対策基本方針の策定等)(平 5.4 施行)
		重度身体障害者リフトカー運行事業開始
	９月	マドリードパラリンピック競技大会開催(初の知的障害者部門のスポーツ大会)
	10月	福祉都市環境整備推進資金融資制度創設(～平成 14 年度)
	11月	第１回全国知的障害者スポーツ大会(ゆうあいピック)東京で開催
		第１回やさしさマーク交付
	12月	第 47 回国連総会「12 月３日を国際障害者デー」とする宣言を採択
平成５年	３月	「『障害者対策に関する新長期計画』ー全員参加の社会づくりをめざしてー」策定(障害者対策推進本部)
	４月	障害者雇用対策基本方針を告示(労働省)
		軽度の障害がある児童生徒に対する通級による指導を制度化(文部省)
		精神薄弱者福祉事務の政令指定都市移譲
		民生局障害福祉部を新設し、障害施設課・障害福祉課を設置
		地域療育センター開設(ひよし学園廃止)
		外国人心身障害者給付金制度創設
	５月	「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」公布(平 5.10 施行)
	６月	精神保健法の改正(精神障害者の定義の改正など)(平 6.4 施行)
		地域リハビリテーション事業開始
	９月	精神薄弱者更生相談所開設
	10月	身体障害者自立支援事業開始
	12月	「障害者基本法」公布(法律名の改正、障害範囲の明確化、12 月９日「障害者の日」と位置づけるなど)(平 6.12 施行)
平成６年	４月	福祉健康センターを総合リハビリテーションセンターに名称変更
	６月	障害者の雇用の促進等に関する法律一部改正(平 6.10 施行)
		障害者施策推進協議会設置
		「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)」公布 (平成６年９月施行)
	10月	精神障害者小規模保護作業所指導員研修会開始
	11月	第 30 回全国身体障害者スポーツ大会(ゆめぴっくあいち)本市で開催
		名古屋市障害者福祉新長期計画(平成 6～15 年度)策定
	12月	「障害者白書」刊行(総理府)
平成７年	４月	障害者住宅環境整備事業開始
	５月	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」(以下「精神保健福祉法」という。)公布

年	月	事　　項
		(法律名の改正、社会復帰のための保健福祉施策の充実など)(平 7.7 施行)
平成７年	12 月	「障害者週間」の設定(12 月 3～9 日まで)
		「障害者プラン」(平成 8～14 年度)の策定(障害者対策推進本部)
平成８年	４月	「精神保健福祉法」大都市特例施行
		精神保健福祉審議会設置
		精神医療審査会設置
		通院患者リハビリテーション事業開始
		精神保健職親制度開始(平成 10 年廃止)
		南部地域療育センターそよ風開設
	７月	精神障害者福祉特別乗車券交付開始
	10 月	身体障害者スポーツセンターを障害者スポーツセンターに名称変更
平成９年	４月	障害者の雇用の促進等に関する法律一部改正(知的障害者の雇用義務化)(平 10.7 施行)
	６月	重度身体障害者リフト付タクシー料金助成事業開始
		総合リハビリテーションセンター新病棟開床(40→80 床)
	７月	なごや福祉用具プラザ開設
		北・瑞穂・中川・天白保健所で、高齢期心の健康相談日開始
	10 月	24 時間巡回型ホームヘルプサービス事業開始
		ゆうあいピック愛知・名古屋大会(知的障害者の全国スポーツ大会・第６回)開催
		知的障害者ガイドヘルパー派遣事業開始
	12 月	介護保険法公布(平 12.4 施行)
平成 10 年	９月	「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律」公布・施行
		精神薄弱者更生相談所を知的障害者更生相談所に名称変更
平成 11 年	４月	知的障害者センターサンハート竣工(知的障害者更生相談所移転、障害者・高齢者権利擁護センター及び障害者雇用支援センター開設)
		福祉向住宅優先入居募集開始(精神障害者)
	５月	盲ろう者通訳・ガイドヘルパー派遣事業開始
	６月	「精神保健福祉法」の改正(人権に配慮した医療の確保など)(平 11.6 施行)
	７月	第１回精神障害者介護等支援専門員養成研修会開催
	９月	精神障害者介護等支援サービス試行的事業を開始
	11 月	第１回身体障害者・知的障害者介護等支援専門員養成研修会開催
平成 12 年	４月	名古屋市組織改正(民生局と衛生局を統合し健康福祉局を設置。障害福祉課に旧衛生局保健予防課の精神保健福祉担当を統合し、精神保健福祉担当主幹、精神保健福祉係を新設)
		精神障害者ホームヘルプサービス試行的事業を開始
	５月	「高齢者・身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」公布(平 12.11 施行)
	６月	社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(現社会福祉法等)公布(平 12.6 施行)
	７月	外国人精神障害者給付金事業開始
	12 月	精神保健福祉センター開設
平成 13 年	３月	ガイドウェイバス志段味線開通に伴い福祉特別乗車券適用拡充
平成 14 年	４月	障害施設課に支援費制度準備担当主査を設置
	５月	「身体障害者補助犬法」公布(平 14.10 施行)
	７月	精神障害者居宅介護等(ホームヘルプサービス)事業全区で本格実施
		「ハートビル法」の改正(平 15.4 施行)
		障害者地域生活支援センターを 16 区に設置
	10 月	知的障害者基礎調査・精神保健福祉基礎調査実施
平成 15 年	２月	福祉都市環境整備指針全面改定
	４月	支援費制度施行
		支援費制度担当主幹・主査設置
		北部地域療育センター開設(地域療育センターが西部地域療育センターに名称変更)

年	月	事項
		あつた学園・ちよだ学園廃園(発達センターあつた・ちよだとなる。)
平成 15 年	8 月	盲導犬総合訓練センター(港区寛政町)開設
平成 16 年	4 月	「名古屋市障害者基本計画(平成 16～25 年度)」策定
		障害者･高齢者権利擁護センター北部事務所開設
		自立支援配食サービス事業を知的障害者に拡大
	5 月	第 1 回名古屋市障害者スポーツ大会(陸上･フライングディスク競技の部)開催 (身体障害者スポーツ大会と知的障害者スポーツ大会の統合)
	6 月	「障害者基本法」改正(基本理念として障害者に対して障害を理由として差別その他の権利利益を侵害する行為をしてはならない旨を規定する等)
	7 月	障害者雇用促進企業認定等制度開始
	10 月	障害者医療助成対象拡大(精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者を追加)
		西名古屋港線開業に伴い敬老パス及び福祉特別乗車券適用拡充
	11 月	愛知県精神障害者スポーツ大会(バレーボール大会)開催
	12 月	「発達障害者支援法」公布(平 17.4 施行)
		「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」公布
		「愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例」改正(平 17.7 施行)
		精神障害者交流事業(ハートウォーミングコンサート)を開始
平成 17 年	3 月	児童相談所一時保護所を敷地内移転改築
	4 月	地方自治法施行令改正(随意契約が可能な場合として障害者雇用促進企業認定等制度で登録された授産施設等の登録製品の買入を追加)
		障害者就労生活援助センター事業開始(平成 18 年度より、障害者就業・生活支援センター(県事業))
		指定管理者制度導入(総合リハビリテーションセンター)
	6 月	福祉のまちづくりのための建築物整備要綱廃止(県条例改正による廃止)
		「障害者の雇用の促進等に関する法律」改正(精神障害者を実雇用率の算定対象に追加(平 18.4～))
	9 月	中学・高校生の障害児放課後支援事業開始(4 か所)
	10 月	西部リハビリテーション事業所開設(平成 29 年度末廃止)
	11 月	障害者自立支援法公布
平成 18 年	3 月	栄・久屋大通駅地区交通バリアフリー基本構想策定
	4 月	「障害者自立支援法」一部施行
		名古屋市組織改正(子ども青少年局を新設。障害福祉部を再編し、障害企画課及び障害者支援課を設置)
		発達障害者支援センター(りんくす名古屋)設置(児童福祉センター内)
	6月	「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」公布(平 18.12 施行)
	7月	思春期・ひきこもりＥメール相談研究事業実施
	10 月	「障害者自立支援法」施行
平成 19年	3月	障害福祉計画(第 1 期)の策定
	4月	障害者自立支援法円滑施行特別対策(利用者負担の軽減、基金事業の実施など)
平成 20 年	3月	地方自治法施行令改正(随意契約が可能な場合として障害者雇用促進企業認定等制度で登録された授産施設等の登録役務の提供を追加)
	4月	後期高齢者医療制度開始(75 歳以上の方と 65 歳から 74 歳まで一定の障害のある方が対象)
		障害者デイケア事業開始(4 カ所)(中学・高校生の障害児放課後支援事業を移行、6 月から 8 カ所に拡大)
		障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置 (通所サービスの単価引き上げ(4月～)、利用者負担の更なる軽減(7月～)など)
	8月	障害者医療助成対象拡大(精神障害者保健福祉手帳２級所持者を追加)
平成 21 年	3 月	障害福祉計画(第２期)の策定
		大曽根駅地区バリアフリー基本構想策定
	4月	障害者自立支援法施行後３年の見直し(障害福祉サービスにかかる報酬改定など)
	7月	重度精神障害者タクシー料金助成事業開始
	11 月	重度障害者入院時コミュニケーション支援事業開始
平成 22 年	4月	身体障害者障害程度等級表に肝臓機能障害追加
	5月	児童福祉センター新庁舎に移転
		西部児童相談所開設
	6月	「地域主権戦略大綱」閣議決定

年	月	事　　項
	10月	自立支援配食サービス事業を精神障害者に拡大
平成22年	12月	成年後見あんしんセンター開設
		「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(整備法)」公布 (平24.4までに段階的に施行)
平成23年	6月	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」公布(平24.10施行)
	8月	「障害者基本法」改正(目的規定の見直しや障害者の定義の見直し等)
	10月	「整備法」一部施行(同行援護事業開始、特定障害者特別給付費支給対象拡大(GH・CH家賃補助を追加))
平成24年	3月	障害福祉計画(第3期)の策定
	4月	「地方分権一括法(第1次・第2次)」の施行に伴う指定・監督権限の移譲
		「整備法」全部施行(相談支援事業開始)
		「児童福祉法」改正(障害児のみを対象とした施設及び事業について根拠法を児童福祉法に一本化)
		障害児相談支援、保育所等訪問支援を新設
	5月	支所福祉業務拡充
	10月	障害者虐待相談支援事業開始
平成25年	4月	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」一部施行(障害福祉サービスの対象に難病等の方追加)
		「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」施行
		軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業開始
	6月	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」公布(平28.4施行)
		「障害者の雇用の促進等に関する法律」改正(雇用の分野における差別禁止と合理的配慮の提供義務(平28.4～)、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に追加(平30.4～))
平成26年	1月	「障害者の権利に関する条約」批准・公布
	3月	「名古屋市障害者基本計画(第3次)(平成26～30年度)」策定
	4月	「障害者総合支援法」全部施行(障害支援区分への名称・定義の改正、重度訪問介護の対象拡大、共同生活介護の共同生活援助への一元化、地域移行支援の対象拡大)
		「精神保健福祉法」改正(保護者制度の廃止など)(平26.4施行)
		障害者基幹相談支援センターを16区に設置(障害者地域生活支援センターを再編)
	6月	東部地域療育センターぽけっと開設
	9月	子どもの育ちに関する実態調査(障害児実態調査)実施
平成27年	3月	障害福祉計画(第4期)の策定
	4月	名古屋市重症心身障害児者施設ティンクルなごや開設
平成28年	4月	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行
		「障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領」施行
		自立支援配食サービス事業を難病患者に拡大
	5月	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律公布(平30.4施行)
	6月	子どもの育ちと保護者意識に関する調査実施
	8月	障害者差別相談センター開設
	11月	福祉特別乗車券のICカード化
平成29年	3月	福祉都市環境整備指針全面改定
	10月	ヘルプカード配布開始
		第3セクター方式による重度障害者多数雇用企業「名古屋昭和建物サービス」出資解消
平成30年	3月	障害福祉計画(第5期)・障害児福祉計画(第1期)の策定
	4月	障害者総合支援法施行(自立生活援助・就労定着支援の創設、重度訪問介護の訪問先拡大、一定の高齢障害者の介護保険の利用者負担の軽減制度の創設、補装具の借受け制度導入)
		障害者通院時コミュニケーション支援事業開始
		1保健所・16保健所支所体制へ移行(各区の保健所支所を「保健センター」と称する)
		名古屋市における精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進開始
	5月	保健センター分室における福祉制度利用に関する手続き業務拡充
		東部児童相談所開設
		子ども発達支援に関する調査実施
	7月	精神保健福祉センターに依存症相談窓口開設

年	月	事　　項
		ヘルプマーク配布開始
	10月	上飯田連絡線において福祉特別乗車券の適用を開始
	11月	福祉特別乗車券の対象を難病患者の一部に拡大
平成30年	12月	「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」公布
		「いのちの支援なごやプラン(名古屋市自殺対策総合計画)」策定
平成31年	3月	「名古屋市障害者基本計画(第4次)」策定
	4月	「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」施行
令和元年	5月	精神障害者社会資源見学事業開始
	6月	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)の公布・施行
		精神障害者住環境整備試行事業開始
	7月	「名古屋市医療的ケア児支援ネットワーク会議」設置
	10月	名古屋市障害者就労支援窓口ウェルジョブなごや開設
令和2年	3月	「今後の名古屋市早期子ども発達支援体制に関する方針」策定
	4月	精神障害・難病等患者の福祉制度利用に関する窓口を各区福祉課・支所区民福祉課へ移管
		障害者スポーツ事業をスポーツ市民局へ移管し、スポーツの振興を一元的に実施
		失語症向け意思疎通支援者派遣事業開始
	5月	あけぼの学園敷地内移転改築
	9月	代筆・代読支援員派遣事業開始
	10月	保健医療型アウトリーチ支援モデル事業開始
令和3年	3月	障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)の策定
	4月	障害者住宅改造補助金の対象を拡大（精神障害1級・2級を追加）
	9月	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」施行
	10月	精神障害者居住体験支援モデル事業開始
令和4年	2月	名鉄・JR東海・近鉄の鉄道の市内運行区間及び名鉄バス・三重交通の路線バスの原則市内運行区間において福祉特別乗車券の適用を開始
	3月	福祉都市環境整備指針一部改定
	4月	障害者住宅改造補助金の対象を拡大（内部障害1級・2級を追加）
	11月	瑞穂公園陸上競技場地区バリアフリー基本構想策定
令和5年	3月	「いのちの支援なごやプラン（第2次）～名古屋市自殺対策総合計画（第2次）～」策定
	4月	北部地域療育センター民間移管
		「精神保健福祉法」改正(一部施行)（医療保護入院者等への告知内容の追加など)
	12月	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領」一部改正
令和6年	3月	「なごや障害児者福祉プラン～名古屋市障害者基本計画(第5次)・第7期名古屋市障害福祉計画・第3期名古屋市障害児福祉計画～」の策定
		「名古屋市読書バリアフリー推進計画（第1次)」の策定
	4月	「障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」の一部改正施行（事業者による合理的配慮の提供の義務化）
		「精神保健福祉法」改正（医療保護入院期間の法定化、精神科病院における虐待防止の推進など）
		「児童福祉法」改正（児童発達支援センターの役割・機能の強化など）
	10月	障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成事業開始
		ナゴヤあいサポート事業開始
令和7年	3月	「今後の名古屋市早期子ども発達支援体制に関する方針2029」策定
	4月	JRの運賃割引が精神障害者へ適用拡大
		「障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」の一部改正施行
		総合リハビリテーションセンター附属病院を名古屋市立大学医学部附属病院化

障害者関係施設への発注を

障害者関係施設では各種印刷物・物品（記念品）の作成をはじめ、清掃・管理業務、調査・コンサルタント業務等を行っていますので、ぜひご利用下さい。

障害者雇用支援月間	９月
障　害　者　週　間	12月3日から12月9日まで
国際障害者の日	12月3日

障害者福祉のしおり

発行年月　令和７年６月
編集・発行　名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課
〒460-8508
名古屋市中区三の丸三丁目１番１号
電話番号　972-2585
ファックス番号　951-3999

◆広告のページ◆

この広告の内容に関する責任は広告主に帰属します。本市が推奨等するものではありません。

この冊子に、今後広告の掲載を希望される場合は、下記までお問い合わせください。

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

電　　話：972-2585
ファックス：951-3999
メ　ー　ル：a2585@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

■保健センター保健予防課　一覧

区名	郵便番号	所　在　地	電　　話	ファックス	メールアドレス
千種	464-8618	千種区星が丘山手 103	753-1981	751-3545	a7531981@chikusa.city.nagoya.lg.jp
東	461-0003	東区筒井 1-7-74	934-1218	937-5145	a9341218@higashi.city.nagoya.lg.jp
北	462-8522	北区清水 4-17-1	917-6572	911-2343	a9176552@kita.city.nagoya.lg.jp
西	451-8508	西区花の木 2-18-1	523-4618	531-2000	a5234618@nishi.city.nagoya.lg.jp
中村	453-8501	中村区松原町 1-23-1	433-3092	483-1131	a4333092@nakamura.city.nagoya.lg.jp
中	460-8447	中区栄 4-1-8	265-2264	265-2259	a2652264@naka.city.nagoya.lg.jp
昭和	466-0027	昭和区阿由知通 3-19	735-3964	731-0957	a7353964@showa.city.nagoya.lg.jp
瑞穂	467-0027	瑞穂区田辺通 3-45-2	837-3267	837-3291	a8373267@mizuho.city.nagoya.lg.jp
熱田	456-0031	熱田区神宮 3-1-15	683-9683	681-5169	a6839683@atsuta.city.nagoya.lg.jp
中川	454-0911	中川区高畑 1-223	363-4461	361-2175	a3634461@nakagawa.city.nagoya.lg.jp
港	455-0015	港区港栄 2-2-1	651-6509	651-5144	a6516471-09@minato.city.nagoya.lg.jp
南	457-0833	南区東又兵卫町 5-1-1	614-2814	614-2818	a6142811-10@minami.city.nagoya.lg.jp
守山	463-0011	守山区小幡 1-3-1	796-4633	796-0040	a7964623@moriyama.city.nagoya.lg.jp
緑	458-0033	緑区相原郷 1-715	891-3621	891-5110	a8911411-09@midori.city.nagoya.lg.jp
名東	465-8506	名東区上社 2-50	778-3112	773-6212	a7783112@meito.city.nagoya.lg.jp
天白	468-8510	天白区島田 2-201	807-3914	803-1251	a8073912@tempaku.city.nagoya.lg.jp

※電話・メールアドレスは、精神保健・健康づくり担当のものです。

■区役所福祉課／支所区民福祉課　一覧

区名	郵便番号	所　在　地	電　　話	ファックス	メールアドレス
千種	464-8644	千種区星が丘山手 103	753-1844	751-3120	a7531926@chikusa.city.nagoya.lg.jp
東	461-8640	東区筒井 1-7-74	934-1182	936-4303	a9341187@higashi.city.nagoya.lg.jp
北	462-8511	北区清水 4-17-1	917-6516	914-2100	a9176534@kita.city.nagoya.lg.jp
(楠)	462-0012	北区楠 2-974	901-2274	901-2271	a9012274@kita.city.nagoya.lg.jp
西	451-8508	西区花の木 2-18-1	523-4585	521-0067	a5234585@nishi.city.nagoya.lg.jp
(山田)	452-0815	西区八筋町 358-2	501-4977	504-7409	a5014977@nishi.city.nagoya.lg.jp
中村	453-8501	中村区松原町 1-23-1	433-2932	433-2074	a4332932@nakamura.city.nagoya.lg.jp
中	460-8447	中区栄 4-1-8	265-2322	241-6986	a2652322@naka.city.nagoya.lg.jp
昭和	466-8585	昭和区阿由知通 3-19	735-3893	731-8900	a7353893@showa.city.nagoya.lg.jp
瑞穂	467-8531	瑞穂区瑞穂通 3-32	852-9384	851-1350	a8529384@mizuho.city.nagoya.lg.jp
熱田	456-8501	熱田区神宮 3-1-15	683-9917	682-0346	a6839914@atsuta.city.nagoya.lg.jp
中川	454-8501	中川区高畑 1-223	363-4403	352-7824	a3634403@nakagawa.city.nagoya.lg.jp
(富田)	454-0985	中川区春田 3-215	301-8378	301-8661	a3018378@nakagawa.city.nagoya.lg.jp
港	455-8520	港区港明 1-12-20	654-9718	651-1190	a6549690@minato.city.nagoya.lg.jp
(南陽)	455-0873	港区春田野 3-1801	301-8348	301-8411	a3018348@minato.city.nagoya.lg.jp
南	457-8508	南区前浜通 3-10	823-9392	811-6366	a8239392@minami.city.nagoya.lg.jp
守山	463-8510	守山区小幡 1-3-1	796-4584	793-1451	a7964584@moriyama.city.nagoya.lg.jp
(志段味)	463-0003	守山区下志段味 1-1401	736-2193	736-4670	a7362193@moriyama.city.nagoya.lg.jp
緑	458-8585	緑区青山 2-15	625-3956	621-6841	a6253963@midori.city.nagoya.lg.jp
(徳重)	458-0852	緑区元徳重 1-401	875-2207	875-2215	a8752207-01@midori.city.nagoya.lg.jp
名東	465-8508	名東区上社 2-50	778-3092	774-2781	a7783097@meito.city.nagoya.lg.jp
天白	468-8510	天白区島田 2-201	807-3882	802-9726	a8073882@tempaku.city.nagoya.lg.jp

※電話・ファックス番号・メールアドレスは、区福祉課障害福祉担当／支所区民福祉課障害福祉担当のものです。

※保健センター保健予防課の一覧は裏面を参照してください。